

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目 備考	大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
	項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
1	1	1	1	1
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
4	4	4	4	4
5	5	5	5	5
6	6	6	6	6
7	7	7	7	7
8	8	8	8	8

44-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備	規格	相違理由
1	原子炉トリップスイッチ	原子炉トリップスイッチ	関連資料
2	制御室・炉内・その他	C/D以外の室内・その他 (中央制御室)	1 補足説明資料]44-2 配属図
3	操作性	【原子炉緊急停止】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	2
4	切り替え性	【原子炉緊急停止】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	4 補足説明資料]44-4 系統図
5	系統設計	【手動による原子炉緊急停止】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) (独立して信号を発信することができる)	5 補足説明資料]44-4 系統図
6	影響場所	対象外 (操作は中央制御室で可能)	6
7	解除の容易	対象外	7
8	共用の禁止	【手動による原子炉緊急停止】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉安全保護盤からの信号によるトリップと多様性)	8 補足説明資料]44-2 配属図
9	レポート等報告	対象外(レポート系なし)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

		大飯発電所3/4号炉									
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
項目 備考 備考 備考 備考 備考 備考 備考 備考 備考 備考 備考	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目

44-1-3

		泊発電所3号炉			相違理由
		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)			
		項目	項目	項目	項目
項目 備考 備考 備考 備考 備考 備考 備考 備考	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目

44-1-5

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目 備考	第1号機		第2号機		第3号機		第4号機		備考
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	備考
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	内容	適合性	関連資料
1	原子炉トリップ遮断器	B.d	① 補足説明資料144-2 配線図
2	対象外(海水を漏水しない)	/	
3	対象外(操作不要)	/	②
4	計測制御設備(機能・性能の確認(動作確認)が可能)	J	③ 補足説明資料144-3 試験・検査説明資料
5	【原子炉緊急停止】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B.b	④ 補足説明資料144-4 系統図
6	【手動による原子炉緊急停止】DBと同一系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A.d	⑤ 補足説明資料144-4 系統図
7	対象外	/	⑥
8	【手動による原子炉緊急停止】防止設備/対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	/	⑧
9	対象外(レポート系なし)	/	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

項目		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
A.T.W.S.制御装置	項目	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態
		緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態
自動制御装置	項目	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態
		緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態	緊急停止失敗時の状態

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)				相違理由
項目	項目	項目	項目	
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	共通要因故障対策(自動制御装置)(A.T.W.S.機和設備)	相違点	相違理由	相違理由
	1	C/F以外の室内-その他(原子炉制御室)	B.β	
	2	対象外(海水を漏水しない)	○	
	3	対象外(機能が損なわれない)	○	
	4	【原子炉出力抑制(自動)】 設備としての機能を有さない (自動信号を発信)	B.α	
	5	【原子炉出力抑制(自動)】 その他 (原子炉トリップ信号が正常に発信した場合、不必要な信号の発信を阻止できる)	-	
	6	対象外 (操作不要)	○	
	7	【原子炉出力抑制(自動)】 SA設備単独で系統の目的に巧み使用 (原子炉トリップ信号の計装容量を考慮して確実に作動する設計)	C	
	8	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉保護設備と電気的・物理的に独立)	A.α	
	9	対象外(サポート系なし)	○	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	1	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
2	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	2	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
3	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	3	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
4	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	4	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
5	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	5	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
6	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	6	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
7	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	7	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
8	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	8	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
9	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	9	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	

44-1-1

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
2	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
3	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
4	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
5	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
6	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
7	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
8	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
9	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
ATWS抑制設備	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
電動補助給水ポンプ	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
タービン駆動給水ポンプ	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
主蒸気減圧弁	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
減圧減圧弁	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
圧力調整弁	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
圧力調整弁	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
電動補助給水ポンプ	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
操作性	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
試験・検査	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
可視性	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
視認設計	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
配置設計	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
その他(防振)	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
砂塵抑制	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
解放時の管理	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
共用の禁止	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
環境条件、自然現象、外部人等による火災	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
サポータ回路	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉		大飯発電所4号炉	
	項目	取組	項目	取組
①	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
②	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
③	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
④	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑤	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑥	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑦	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑧	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

44-1-1

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	泊発電所3号炉		適合性	関連資料
	項目	取組		
①	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	①	C/F以外の室内-その他 (原子炉隔壁)	B、D ① [補足説明資料]44-2 配管図
		②	対象外(海水を漏水しない)	✓ [補足説明資料]44-4 系統図
③	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	③	【原子炉出力抑制(手動)】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B ②
		④	ポンプ (機能・性能及び調えいの確認が可能) (分群が可能)	A ③ [補足説明資料]44-3 試験・検査 説明資料
④	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	④	【原子炉出力抑制(自動)】 IB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (IB施設と同じ系統構成で使用)	B、B ④ [補足説明資料]44-4 系統図
		⑤	【原子炉出力抑制(自動、手動)】 IBと見系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A、d ⑤ [補足説明資料]44-4 系統図
⑤	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑤	【原子炉出力抑制(自動、手動)】 IBと見系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A、d ⑤ [補足説明資料]44-4 系統図
		⑥	対象外	✓
⑥	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑥	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B ⑥
		⑦	【原子炉出力抑制(自動)】 IB設備の容量等が十分 (IB設備と同じ仕様で設計)	A ⑦
⑦	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑦	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/室内 (原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉安全保護盤と位置的分数)	A、x ⑧ [補足説明資料]44-2 配管図
		⑧	【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/室内 (原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉安全保護盤と位置的分数)	A、x ⑧ [補足説明資料]44-2 配管図
⑧	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑧	【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/室内 (原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉安全保護盤と位置的分数)	A、x ⑧ [補足説明資料]44-2 配管図
		⑨	対象外(サポート系なし)	✓

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	項目	項目	項目	
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
1	2	3	4	5
6	7	8	9	

44-1-3



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	項目	項目
1	2	3
4	5	6
7	8	9

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	第1号機		第2号機		第3号機		第4号機		備考
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	
1	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	緊急停止装置の設置
2	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	緊急停止装置の設置
3	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	緊急停止装置の設置
4	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	緊急停止装置の設置
5	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	緊急停止装置の設置
6	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	緊急停止装置の設置
7	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	緊急停止装置の設置
8	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	緊急停止装置の設置

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	内容	適合性	関連資料
1	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	適合	【補足説明資料】44-2 配置図
2	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	適合	【補足説明資料】144-4 系統図
3	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	適合	【補足説明資料】44-3 試験・検査説明資料
4	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	適合	【補足説明資料】144-4 系統図
5	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	適合	【補足説明資料】144-4 系統図
6	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	適合	-
7	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	適合	-
8	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	適合	【補足説明資料】144-2 配置図
9	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	適合	-

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

		大飯発電所3/4号炉			
項目	内容	大飯発電所3号炉		大飯発電所4号炉	
		項目	内容	項目	内容
1	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置
2	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置
3	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置
4	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置
5	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置
6	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置
7	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置
8	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置

泊発電所3号炉

		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	内容	項目	内容	
1	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	
2	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	
3	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	
4	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	
5	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	
6	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	
7	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	
8	緊急停止失敗時の緊急停止装置	緊急停止装置	緊急停止装置	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

項目 備考 (備考欄に記号を付し、(1)～(8)の記号を付し、対応項目(主たる対応項目)を記す)	大飯発電所3/4号炉										
	項目名	項目内容	項目番号	項目内容	項目番号	項目内容	項目番号	項目内容	項目番号	項目内容	項目番号
1	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	1	緊急停止失敗時の対応	1	緊急停止失敗時の対応	1	緊急停止失敗時の対応	1	緊急停止失敗時の対応	1
2	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	2	緊急停止失敗時の対応	2	緊急停止失敗時の対応	2	緊急停止失敗時の対応	2	緊急停止失敗時の対応	2
3	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	3	緊急停止失敗時の対応	3	緊急停止失敗時の対応	3	緊急停止失敗時の対応	3	緊急停止失敗時の対応	3
4	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	4	緊急停止失敗時の対応	4	緊急停止失敗時の対応	4	緊急停止失敗時の対応	4	緊急停止失敗時の対応	4
5	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	5	緊急停止失敗時の対応	5	緊急停止失敗時の対応	5	緊急停止失敗時の対応	5	緊急停止失敗時の対応	5
6	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	6	緊急停止失敗時の対応	6	緊急停止失敗時の対応	6	緊急停止失敗時の対応	6	緊急停止失敗時の対応	6
7	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	7	緊急停止失敗時の対応	7	緊急停止失敗時の対応	7	緊急停止失敗時の対応	7	緊急停止失敗時の対応	7
8	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	8	緊急停止失敗時の対応	8	緊急停止失敗時の対応	8	緊急停止失敗時の対応	8	緊急停止失敗時の対応	8

44-1-3



項目 備考 (備考欄に記号を付し、(1)～(9)の記号を付し、対応項目(主たる対応項目)を記す)	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
	項目名	項目内容	
1	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
2	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
3	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
4	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
5	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
6	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
7	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
8	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
9	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	項目2				項目3				項目4				項目5			
	項目名	項目内容	項目内容	項目内容	項目名	項目内容	項目内容	項目内容	項目名	項目内容	項目内容	項目内容	項目名	項目内容	項目内容	項目内容
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備
	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ
	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ	タービン駆動機油ポンプ
主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機
	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機	主蒸気発生機
冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ
	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ	冷却ポンプ
燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機
	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機
圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機
	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機	圧縮機
貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク
	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク	貯蔵タンク

44-1-1

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備	種別 区分	関連資料
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	原子炉伊勢納箱器 （有効に機能を選揮する）	A	1 [補足説明資料144-2] 配架図
	海水 （対象外(海水を漏水しない) （機能が損なわれない） （周辺機器等からの影響による機能変化おそれがない）	-	[補足説明資料144-4] 系統図
操作性	対象外 （操作不要）	-	2 -
試験・検査 （機能・性能・系統構 成・内部入力）	熱交換器 （機能・性能及び流れの確認が可能） （内部の確認が可能-マンホール設置） （非破壊検査が可能）	D	3 [補足説明資料]44-3 試験・検査 説明資料
可替性	【原子炉出力抑制（自動）、（手動）】 即施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 （即施設と同じ系統構成で使用）	B,b	4 [補足説明資料144-4] 系統図
再現設計	【原子炉出力抑制（自動、手動）】 即と同じ系統構成 （設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成）	A,d	5 [補足説明資料144-4] 系統図
配架設計	配架、海水、火災、外部からの影響の影響を及ぼさない	-	-
その他(図物)	対象外	-	-
砂塵抑制	対象外 （操作不要）	-	6 -
解錠の管理	【原子炉出力抑制（自動）、（手動）】 即設備の容量等が十分 （即設備と同じ仕様で設計）	A	7 -
共用の禁止	（共用しない）	-	-
種別、自然現象、火災、火災	【原子炉出力抑制（自動）】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 （原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性） （原子炉安全保護盤と位置的分散）	A,x	8 [補足説明資料]144-2 配架図
	【原子炉出力抑制（手動）】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 （原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性） （原子炉安全保護盤と位置的分散）	-	-
サポート系	対象外(サポート系なし)	-	-

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	大飯2号炉		大飯3号炉		大飯4号炉		泊3号炉		泊4号炉		備考
	項目名	大飯2号炉	項目名	大飯3号炉	項目名	大飯4号炉	項目名	泊3号炉	項目名	泊4号炉	
① 緊急停止失敗時、炉心の熱出力を抑制し、炉心の温度を抑制する設備	① 炉心の温度抑制設備	① 炉心の温度抑制設備	① 炉心の温度抑制設備	① 炉心の温度抑制設備	① 炉心の温度抑制設備	① 炉心の温度抑制設備	① 炉心の温度抑制設備	① 炉心の温度抑制設備	① 炉心の温度抑制設備	① 炉心の温度抑制設備	相違なし
② 緊急停止失敗時、炉心の熱出力を抑制し、炉心の温度を抑制する設備	② 炉心の温度抑制設備	② 炉心の温度抑制設備	② 炉心の温度抑制設備	② 炉心の温度抑制設備	② 炉心の温度抑制設備	② 炉心の温度抑制設備	② 炉心の温度抑制設備	② 炉心の温度抑制設備	② 炉心の温度抑制設備	② 炉心の温度抑制設備	相違なし
③ 緊急停止失敗時、炉心の熱出力を抑制し、炉心の温度を抑制する設備	③ 炉心の温度抑制設備	③ 炉心の温度抑制設備	③ 炉心の温度抑制設備	③ 炉心の温度抑制設備	③ 炉心の温度抑制設備	③ 炉心の温度抑制設備	③ 炉心の温度抑制設備	③ 炉心の温度抑制設備	③ 炉心の温度抑制設備	③ 炉心の温度抑制設備	相違なし
④ 緊急停止失敗時、炉心の熱出力を抑制し、炉心の温度を抑制する設備	④ 炉心の温度抑制設備	④ 炉心の温度抑制設備	④ 炉心の温度抑制設備	④ 炉心の温度抑制設備	④ 炉心の温度抑制設備	④ 炉心の温度抑制設備	④ 炉心の温度抑制設備	④ 炉心の温度抑制設備	④ 炉心の温度抑制設備	④ 炉心の温度抑制設備	相違なし
⑤ 緊急停止失敗時、炉心の熱出力を抑制し、炉心の温度を抑制する設備	⑤ 炉心の温度抑制設備	⑤ 炉心の温度抑制設備	⑤ 炉心の温度抑制設備	⑤ 炉心の温度抑制設備	⑤ 炉心の温度抑制設備	⑤ 炉心の温度抑制設備	⑤ 炉心の温度抑制設備	⑤ 炉心の温度抑制設備	⑤ 炉心の温度抑制設備	⑤ 炉心の温度抑制設備	相違なし
⑥ 緊急停止失敗時、炉心の熱出力を抑制し、炉心の温度を抑制する設備	⑥ 炉心の温度抑制設備	⑥ 炉心の温度抑制設備	⑥ 炉心の温度抑制設備	⑥ 炉心の温度抑制設備	⑥ 炉心の温度抑制設備	⑥ 炉心の温度抑制設備	⑥ 炉心の温度抑制設備	⑥ 炉心の温度抑制設備	⑥ 炉心の温度抑制設備	⑥ 炉心の温度抑制設備	相違なし
⑦ 緊急停止失敗時、炉心の熱出力を抑制し、炉心の温度を抑制する設備	⑦ 炉心の温度抑制設備	⑦ 炉心の温度抑制設備	⑦ 炉心の温度抑制設備	⑦ 炉心の温度抑制設備	⑦ 炉心の温度抑制設備	⑦ 炉心の温度抑制設備	⑦ 炉心の温度抑制設備	⑦ 炉心の温度抑制設備	⑦ 炉心の温度抑制設備	⑦ 炉心の温度抑制設備	相違なし
⑧ 緊急停止失敗時、炉心の熱出力を抑制し、炉心の温度を抑制する設備	⑧ 炉心の温度抑制設備	⑧ 炉心の温度抑制設備	⑧ 炉心の温度抑制設備	⑧ 炉心の温度抑制設備	⑧ 炉心の温度抑制設備	⑧ 炉心の温度抑制設備	⑧ 炉心の温度抑制設備	⑧ 炉心の温度抑制設備	⑧ 炉心の温度抑制設備	⑧ 炉心の温度抑制設備	相違なし

【記載表現の相違】
 主蒸気管について、個別記載から系統に含まれる設備としての記載への変更により比較資料なし
 （女川審査実績の反映による）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

44-1-1



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 44 条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉

項目 可 否	項目 の 特 性	項目 の 種 別	項目 の 種 別	第1種		第2種		第3種		注
				第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	
				緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	
1	1	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	
2	2	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	
3	3	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	
4	4	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	
5	5	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	
6	6	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	
7	7	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	
8	8	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	緊急停止 機能	

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目 可 否	項目 の 特 性	項目 の 種 別	第1種		第2種		注
			第1種	第2種	第1種	第2種	
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	
2	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	
3	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	
4	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	
5	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	
6	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	
7	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	
8	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	緊急停止機能	

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	内容	相違理由
1	C/D以外の室内-その他 (原子炉隔壁設置) (有効に構造を選擇する)	B,d ① [補足説明資料]44-2 配置図
2	対象外(海水を湧水しない) (構造が指されない)	- [補足説明資料]44-4 系統図
3	【ほうれん草水注入】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B ②
4	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分岐が可能)	A ③ [補足説明資料]44-3 試験・検査 説明資料
5	【ほうれん草水注入】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	B,b ④ [補足説明資料]44-4 系統図
6	【ほうれん草水注入】 DBと同等構造 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A,d ⑤ [補足説明資料]44-4 系統図
7	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
8	対象外	-
9	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B ⑥
10	【ほうれん草水注入】 DB設置の容量等が十分 (DB設置と同じ仕様で設計)	A ⑦
11	(共用しない)	-
12	【ほうれん草水注入】 防止設備/共通原因の考慮対策設備あり/国内 (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスターと多様性) (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスターと位置的分岐)	A,a ⑧ [補足説明資料]44-2 配置図
13	対象外(ポート無し)	-

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	第1号炉		第2号炉		第3号炉		第4号炉	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
1	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
2	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
3	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
4	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
5	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
6	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
7	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
8	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目	内容	相違理由
1	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
2	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
3	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
4	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
5	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
6	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
7	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
8	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
9	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	備考
1	緊急停止失敗時の発生
2	緊急停止失敗時の発生
3	緊急停止失敗時の発生
4	緊急停止失敗時の発生
5	緊急停止失敗時の発生
6	緊急停止失敗時の発生
7	緊急停止失敗時の発生
8	緊急停止失敗時の発生

44-1-4

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	備考	相違理由
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
2	緊急停止失敗時の発生	
3	緊急停止失敗時の発生	
4	緊急停止失敗時の発生	
5	緊急停止失敗時の発生	
6	緊急停止失敗時の発生	
7	緊急停止失敗時の発生	
8	緊急停止失敗時の発生	
9	緊急停止失敗時の発生	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

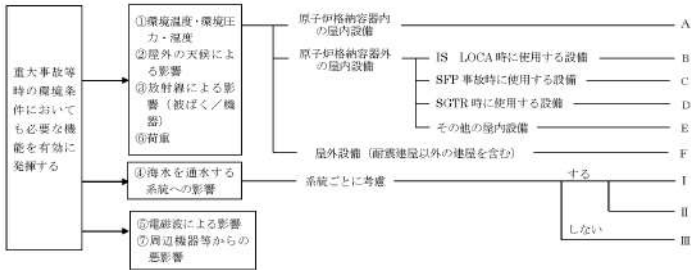
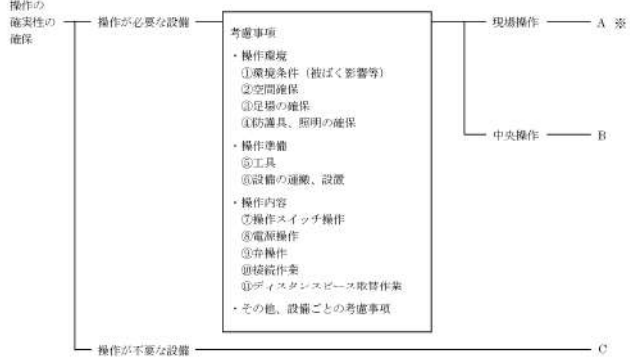
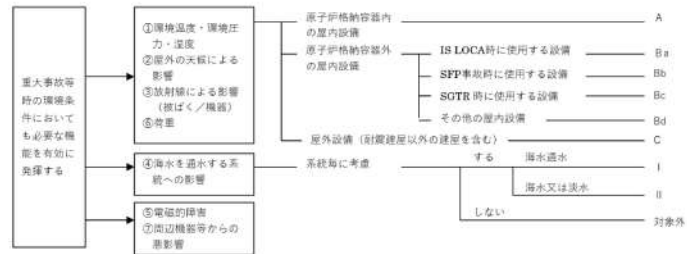

大飯発電所3 / 4号炉	
項目	備考
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	

44-1-2

泊発電所3号炉	
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
燃料取替用水ビット	相違理由
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	

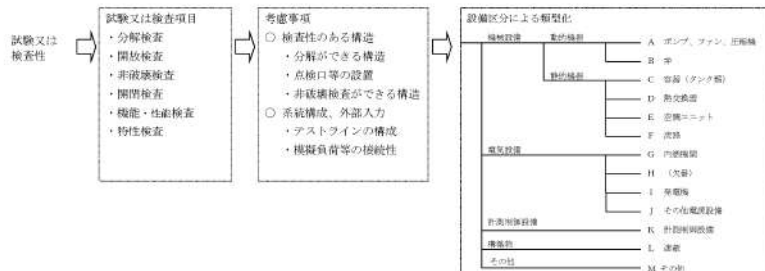
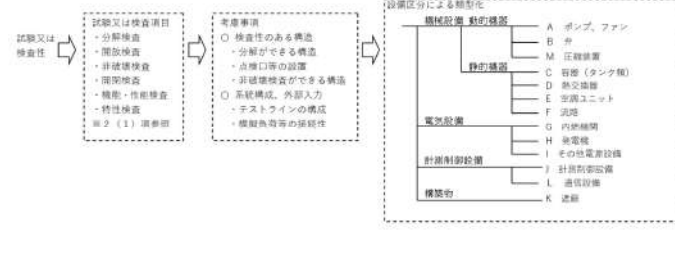
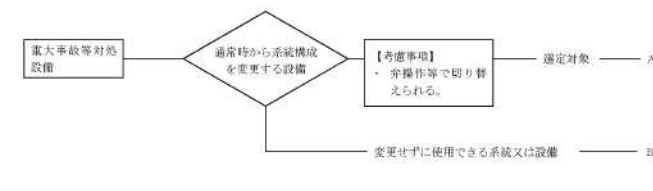
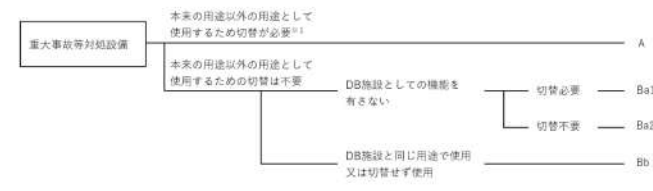
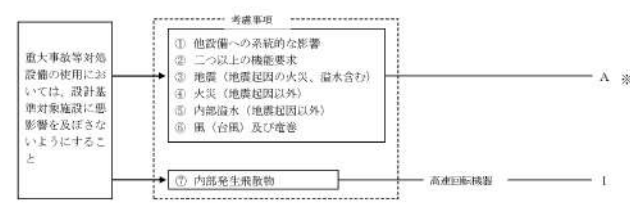
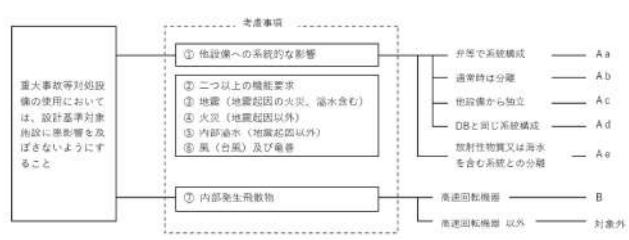
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を透過する系統については、Ⅰ：通常時に海水を透過する系統、Ⅱ：淡水又は海水から選択できる系統、Ⅲ：海水を透過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A③、A⑤、A⑦等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A③等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

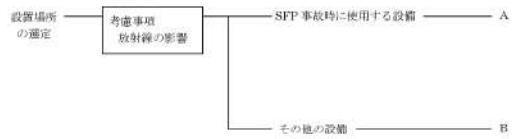
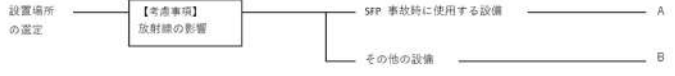

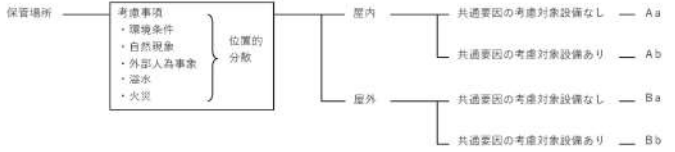
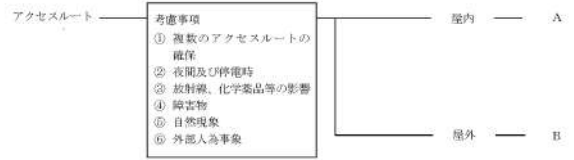

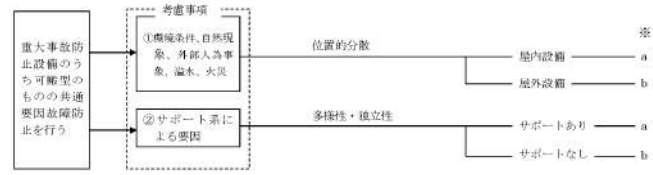
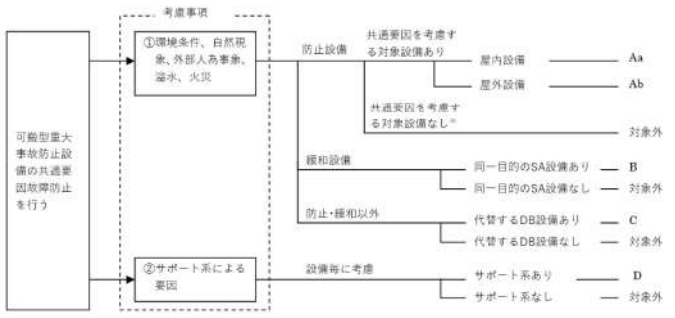
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。(例：①a、①b、②a、②b)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-2 配置図 3号炉</p>	<p>44-2 配置図</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

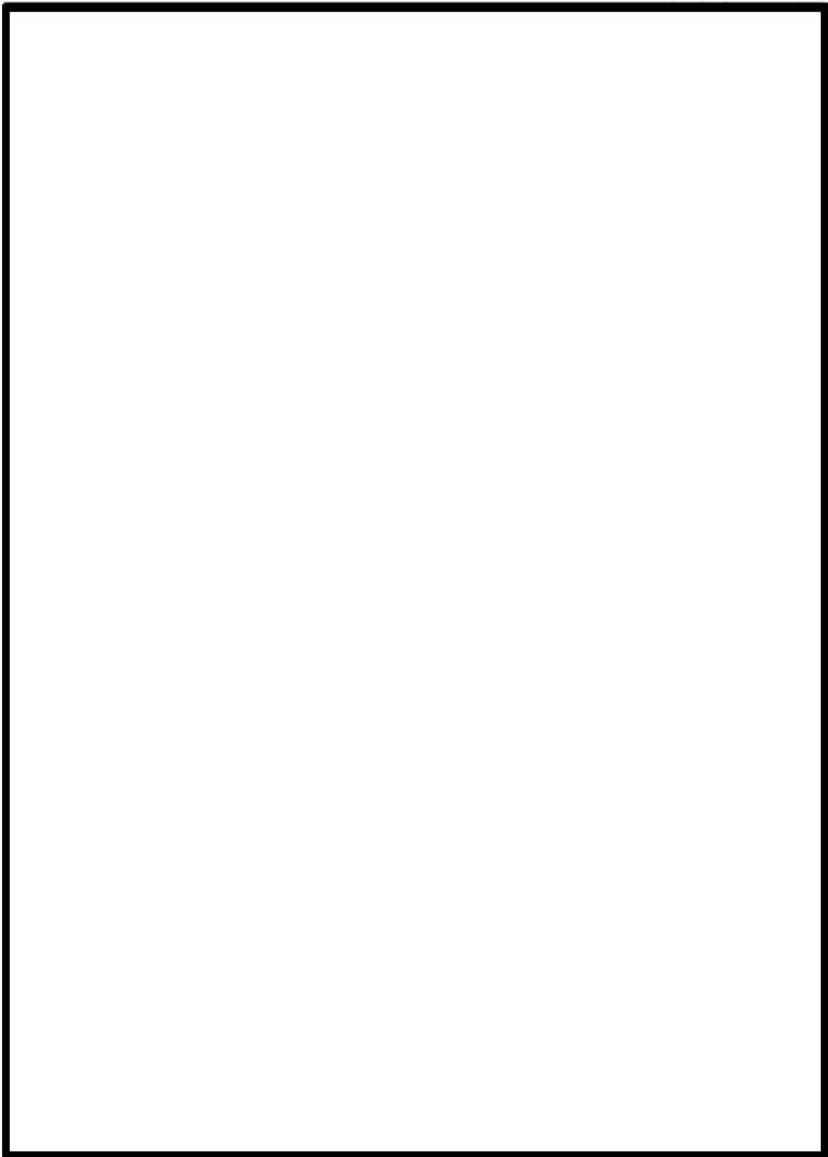
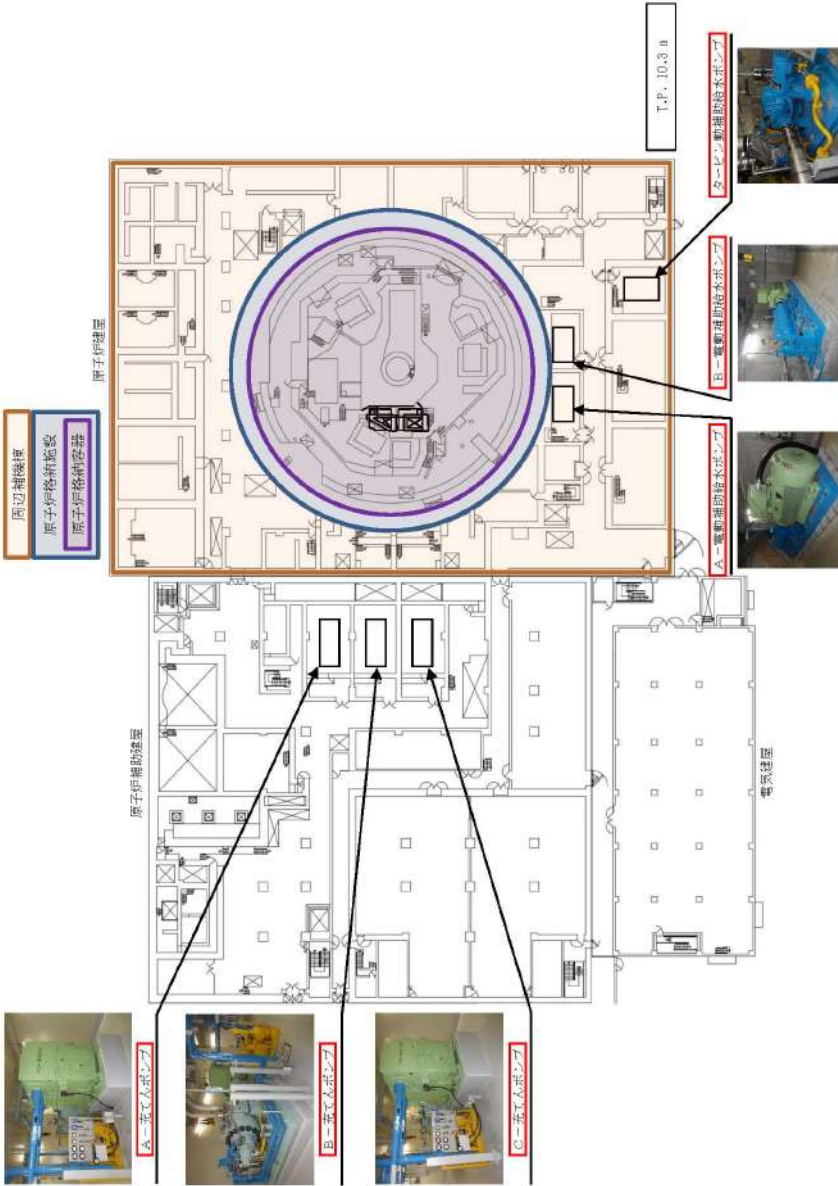
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1008 1359" style="border: 2px solid black; height: 726px; width: 366px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="398 1369 860 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		

44-2-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="412 1369 871 1393">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p> <p data-bbox="958 1385 1016 1406">44-2-3</p>	 <p data-bbox="1977 204 2123 295">■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1356" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 365px;"></div> <div data-bbox="403 1364 869 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;">44-2-4</div>	<div data-bbox="1064 215 1915 1204" style="text-align: center;"> </div>	<div data-bbox="1971 199 2128 295" style="text-align: center; color: blue;"> ■記載方針の相違 (女川審査実績の反映) </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 199 1010 1358" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="427 1366 887 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1382 1016 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 44-2-5 </div>	<div data-bbox="1093 228 1883 1374" style="text-align: center;"> </div>	<div data-bbox="1977 209 2123 296" style="color: blue;"> <p>■記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1008 1359" style="border: 2px solid black; height: 727px; width: 367px;"></div> <div data-bbox="421 1369 878 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1385 1016 1406" style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 44-2-6 </div>	<div data-bbox="1093 223 1825 1340" style="text-align: center;"> </div>	<div data-bbox="1975 204 2123 295" style="color: blue;"> <p>■記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1003 1359" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="414 1364 873 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;">44-2-7</div>	<div data-bbox="1075 215 1937 1412" style="text-align: center;"> <p>燃料取扱棟 周辺構造物 原子炉格納施設 原子炉格納容器</p> <p>原子炉建屋 原子炉補曲建屋 電気建屋</p> <p>A-玉蒸気隔離弁 格納容器 T.P. 20.5m 【操作性】 現場操作可能</p> <p>C-玉蒸気隔離弁 格納容器 T.P. 20.5m 【操作性】 現場操作可能</p> <p>B-玉蒸気隔離弁 格納容器 T.P. 20.5m 【操作性】 現場操作可能</p> <p>T.P. 20.1m</p> </div>	<div data-bbox="1971 199 2128 295" style="color: blue;"> ■記載方針の相違 （女川審査実績の反映） </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1362" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="407 1366 869 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1382 1016 1404" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 44-2-8 </div>	<div data-bbox="1079 217 1939 1311" style="text-align: center;"> </div>	<div data-bbox="1975 204 2123 296" style="color: blue;"> <p>■記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="412 1369 875 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1382 1016 1401" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 44-2-9 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 197 1008 1361" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 367px;"></div> <div data-bbox="423 1366 898 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="949 1382 1016 1406" style="margin-top: 5px;">44-2-10</div>		<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>44-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	突換機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は保形式	検査名	備考 (1)中(2)は 既設部を指す
C高気圧蒸気発生器	3,382本 1次側 22次側 マンホール 3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジグ)	高		
		3.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
		1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジグ)	高		
		1.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
加圧器	3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.運転・性能試験	高	加圧器安全弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器安全弁分解検査	
加圧器遠がし弁	3PCV-452A	1.運転・性能試験 (運転部を含む)	高	加圧器遠がし弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器遠がし弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器遠がし弁分解検査	
加圧器遠がし弁電動機部	3PCV-452B	1.副取品検査 (特性品検査)	高		
		1.運転・性能試験 (運転部を含む)	高	加圧器遠がし弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器遠がし弁漏えい検査	
加圧器遠がし弁電動機部	3PCV-452B	1.副取品検査	高	加圧器遠がし弁分解検査	
		2.副取品検査	高		
		4.分解品検査 (特性品検査)	高		

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	突換機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は保形式	検査名	備考 (1)中(2)は 既設部を指す
C高気圧蒸気発生器	3,382本 1次側 22次側 マンホール 3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジグ)	高		
		3.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
		1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジグ)	高		
		1.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
加圧器	3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.運転・性能試験	高	加圧器安全弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器安全弁分解検査	
加圧器遠がし弁	3PCV-452A	1.運転・性能試験 (運転部を含む)	高	加圧器遠がし弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器遠がし弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器遠がし弁分解検査	
加圧器遠がし弁電動機部	3PCV-452B	1.副取品検査 (特性品検査)	高		
		1.運転・性能試験 (運転部を含む)	高	加圧器遠がし弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器遠がし弁漏えい検査	
加圧器遠がし弁電動機部	3PCV-452B	1.副取品検査	高	加圧器遠がし弁分解検査	
		2.副取品検査	高		
		4.分解品検査 (特性品検査)	高		

別紙1-15(1)

機器又は系統名	突換機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は保形式	検査名	備考 (1)中(2)は 既設部を指す
C高気圧蒸気発生器	3,382本 1次側 22次側 マンホール 3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジグ)	高		
		3.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
		1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジグ)	高		
		1.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
加圧器	3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.運転・性能試験	高	加圧器安全弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器安全弁分解検査	
加圧器遠がし弁	3PCV-452A	1.運転・性能試験 (運転部を含む)	高	加圧器遠がし弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器遠がし弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器遠がし弁分解検査	
加圧器遠がし弁電動機部	3PCV-452B	1.副取品検査 (特性品検査)	高		
		1.運転・性能試験 (運転部を含む)	高	加圧器遠がし弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器遠がし弁漏えい検査	
加圧器遠がし弁電動機部	3PCV-452B	1.副取品検査	高	加圧器遠がし弁分解検査	
		2.副取品検査	高		
		4.分解品検査 (特性品検査)	高		

別紙1-6

試原-15

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-11</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 229 992 1311" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1321 837 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1702 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-12</p> <p style="text-align: right;">試原-17</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 236 1003 1316" style="border: 2px solid black; height: 677px; width: 340px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="385 1329 848 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 287 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 324px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1261 1334 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：HT3-13</p> <p style="text-align: right;">試原-19</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 217 987 1318" style="border: 2px solid black; height: 690px; width: 335px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="358 1334 824 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1149 288 1868 1311" style="border: 2px solid black; height: 641px; width: 321px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	突抜板(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要度又は程度	保安の重要度又は程度
C高気圧蒸器	3層 3W-RC-665 3W-RC-666 3W-RC-667	1.非破壊試験	高	高
	22次機	1.断取品検査	高	高
	マンホール	2.断取品検査 (ガスケット等替換)	高	高
D高気圧蒸器	3.断取品検査 (ガスケット等替換)	3.分拆品検査	高	高
	22次機	1.断取品検査	高	高
	マンホール	2.断取品検査 (ガスケット等替換)	高	高
	加圧器	3.分拆品検査	高	高
	加圧器安全弁	1.動作・性能試験 (運転前含む)	高	高
	加圧器安全弁	2.漏えい試験	高	高
	加圧器安全弁	3.分拆品検査	高	高
	加圧器安全弁	1.動作・性能試験 (運転前含む)	高	高
	加圧器安全弁	2.漏えい試験	高	高
	加圧器安全弁	3.分拆品検査	高	高
	加圧器安全弁	1.動作・性能試験 (運転前含む)	高	高
	加圧器安全弁	2.漏えい試験	高	高
	加圧器安全弁	3.分拆品検査	高	高
	加圧器安全弁	1.動作・性能試験 (運転前含む)	高	高
	加圧器安全弁	2.漏えい試験	高	高
	加圧器安全弁	3.分拆品検査	高	高
	加圧器安全弁	1.動作・性能試験 (運転前含む)	高	高
	加圧器安全弁	2.漏えい試験	高	高
	加圧器安全弁	3.分拆品検査	高	高

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	突抜板(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要度又は程度	保安の重要度又は程度
C高気圧蒸器	3層 3W-RC-665 3W-RC-666 3W-RC-667	1.非破壊試験	高	高
	22次機	1.断取品検査	高	高
	マンホール	2.断取品検査 (ガスケット等替換)	高	高
D高気圧蒸器	3.断取品検査 (ガスケット等替換)	3.分拆品検査	高	高
	22次機	1.断取品検査	高	高
	マンホール	2.断取品検査 (ガスケット等替換)	高	高
	加圧器	3.分拆品検査	高	高
	加圧器安全弁	1.動作・性能試験 (運転前含む)	高	高
	加圧器安全弁	2.漏えい試験	高	高
	加圧器安全弁	3.分拆品検査	高	高
	加圧器安全弁	1.動作・性能試験 (運転前含む)	高	高
	加圧器安全弁	2.漏えい試験	高	高
	加圧器安全弁	3.分拆品検査	高	高
	加圧器安全弁	1.動作・性能試験 (運転前含む)	高	高
	加圧器安全弁	2.漏えい試験	高	高
	加圧器安全弁	3.分拆品検査	高	高
	加圧器安全弁	1.動作・性能試験 (運転前含む)	高	高
	加圧器安全弁	2.漏えい試験	高	高
	加圧器安全弁	3.分拆品検査	高	高
	加圧器安全弁	1.動作・性能試験 (運転前含む)	高	高
	加圧器安全弁	2.漏えい試験	高	高
	加圧器安全弁	3.分拆品検査	高	高

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式又は頻度	機名	備考 (1)中の設備(設備部技術)
C高気圧蒸器	圧熱管 3.382本 1次側 22次側 マンホール 圧熱管 3.382本 1次側 22次側 マンホール	1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧熱管材料検査	
		1.副点検	高	13M	1次系部交換試験	
		1.副点検後	高	13M		
		2.副点検後 (ガスケット交換時)	高	13M		
		3.分拆点検 (ガスケット交換時)	高	13M		
		1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧熱管材料検査	
		1.副点検	高	13M	1次系部交換試験	
		1.副点検後	高	13M		
		2.副点検後 (ガスケット交換時)	高	13M		
		3.分拆点検 (ガスケット交換時)	高	13M		
加圧器	3階 RC-565 3W-RC-565 3W-RC-567 3PQV-452A	1.運転・性能試験	高	加圧器安全弁調整検査	加圧器安全弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器安全弁分拆検査	加圧器安全弁分拆検査	
		1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	加圧器漏れ弁調整検査	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器漏れ弁漏えい検査	加圧器漏れ弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器漏れ弁分拆検査	加圧器漏れ弁分拆検査	
		1.分拆点検	高	26M		
		2.副点検	高	13M		
		2.副点検後 (特性点検)	高	1F	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	1F	加圧器漏れ弁漏えい検査	
加圧器漏れ弁調整部	3PQV-452B	1.運転・性能試験	高	加圧器漏れ弁調整検査	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器漏れ弁漏えい検査	加圧器漏れ弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器漏れ弁分拆検査	加圧器漏れ弁分拆検査	
		1.分拆点検	高	26M		
		2.副点検	高	13M		
		2.副点検後 (特性点検)	高	1F	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	1F	加圧器漏れ弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	26M		
		1.分拆点検	高	26M		
		2.副点検	高	13M		

比較のため前項より転記

別紙1-15/30

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式又は頻度	機名	備考 (1)中の設備(設備部技術)
高気圧蒸器	圧熱管 3.382本 1次側 22次側 マンホール 圧熱管 3.382本 1次側 22次側 マンホール	1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧熱管材料検査	
		1.副点検	高	13M	1次系部交換試験	
		1.副点検後	高	13M		
		2.副点検後 (ガスケット交換時)	高	13M		
		3.分拆点検 (ガスケット交換時)	高	13M		
		1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧熱管材料検査	
		1.副点検	高	13M	1次系部交換試験	
		1.副点検後	高	13M		
		2.副点検後 (ガスケット交換時)	高	13M		
		3.分拆点検 (ガスケット交換時)	高	13M		
加圧器	3階 RC-565 3W-RC-565 3W-RC-567 3PQV-452A	1.運転・性能試験	高	加圧器安全弁調整検査	加圧器安全弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器安全弁分拆検査	加圧器安全弁分拆検査	
		1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	加圧器漏れ弁調整検査	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器漏れ弁漏えい検査	加圧器漏れ弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器漏れ弁分拆検査	加圧器漏れ弁分拆検査	
		1.分拆点検	高	26M		
		2.副点検	高	13M		
		2.副点検後 (特性点検)	高	1F	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	1F	加圧器漏れ弁漏えい検査	
加圧器漏れ弁調整部	3PQV-452B	1.運転・性能試験	高	加圧器漏れ弁調整検査	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器漏れ弁漏えい検査	加圧器漏れ弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器漏れ弁分拆検査	加圧器漏れ弁分拆検査	
		1.分拆点検	高	26M		
		2.副点検	高	13M		
		2.副点検後 (特性点検)	高	1F	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	1F	加圧器漏れ弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	26M		
		1.分拆点検	高	26M		
		2.副点検	高	13M		

別紙1-8

別紙-22

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器安全弁機能検査 要領書番号：O3-16-111</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器安全弁機能検査 要領書番号：HT3-8</p> <p style="text-align: right;">試-原-23</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 240 996 1307" style="border: 2px solid black; height: 668px; width: 341px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="387 1323 853 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 288 1868 1311" style="border: 2px solid black; height: 641px; width: 321px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象SA設備を示すことに相違はない。 ・泊では、各検査内容に応じた検査系統図を示しているが、設定した検査が可能であることを示すことに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器安全弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-112</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器安全弁漏えい検査 要領書番号：HT3-9</p> <p style="text-align: right;">試原-25</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 236 987 1300" style="border: 2px solid black; height: 667px; width: 333px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="378 1307 844 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 285 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象SA設備を示すことに相違はない。 ・泊では、各検査内容に応じた検査系統図を示しているが、設定した検査が可能であることを示すことに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器安全弁分解検査 要領書番号：O3-16-113</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器安全弁分解検査 要領書番号：HT3-10</p> <p style="text-align: right;">試原-27</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="230 248 987 1305" style="border: 2px solid black; height: 662px; width: 338px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="378 1315 844 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 287 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実性能(機器名)	危険及び試験の項目	保安方式又は制度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号を付す	
C系気源生器	圧縮機 3.382本 13次機	1.非破壊試験	高	高気圧生器圧力容器検査		
	2次機	1.開点試験	高	1次系圧交換器検査		
	マンホール	2.閉点試験 2.閉点試験 (カスケード昇降機)	高			
	D系気源生器	圧縮機 3.382本 13次機	1.非破壊試験	高	高気圧生器圧力容器検査	
		2次機	1.開点試験	高	1次系圧交換器検査	
		マンホール	2.閉点試験 2.閉点試験 (カスケード昇降機)	高		
		加圧器	1.開点試験	高		
	加圧器安全弁	3層 RC-065 3W-RC-064 3W-RC-067	1.機能・性能試験 2.漏えい試験	高	加圧器安全弁機能検査	
	加圧器遠がし弁	3PCV-452A	3.分解点検 1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査 加圧器安全弁分解検査	
	加圧器遠がし弁駆動部		3.分解点検	高	加圧器遠がし弁漏えい検査 加圧器遠がし弁分解検査	
加圧器遠がし弁駆動部		1.分解点検 2.閉点試験 (特性点検)	高			
加圧器遠がし弁駆動部	3PCV-452B	1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.漏えい試験	高	加圧器遠がし弁漏えい検査 加圧器遠がし弁分解検査		
加圧器遠がし弁駆動部		3.分解点検	高	加圧器遠がし弁漏えい検査 加圧器遠がし弁分解検査		
加圧器遠がし弁駆動部		1.分解点検 2.閉点試験 (特性点検)	高			

別紙1-6

図原-29

比較のため前項より転記

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試-原-30</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="474 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1140 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1283 1326 1733 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1872 1318" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1321 1709 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名 [主蒸気・主給水設備]	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は程度	機名	備考 (O印は適用 設備部技術)
原子炉冷却系統設備 [二次冷却回路] その他設備	原子炉冷却系統設備(二次冷却回路の部一式)	点検及び試験の項目	高	13M~104M		
	主蒸気発生炉	2.分解品点検	高	13M~95M		
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	20層	1.運転・性能試験	高	1F	主蒸気発生炉機能検査	
		1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生炉漏れ検査	
		2.分解品点検	高	26M		
		1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生炉漏れ検査	
		2.分解品点検	高	26M		
		1.運転・性能試験	高	1F	主蒸気発生炉機能検査	
		1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生炉漏れ検査	
		2.分解品点検	高	52M		
		2.漏れ試験	高	13M		
		2.分解品点検	高	1F	主蒸気発生炉機能検査	
		2.漏れ試験	高	39M		
		2.分解品点検	高	39M		
主蒸気発生炉	4層	1.運転・性能試験	高	1F	主蒸気発生炉機能検査	
		1.漏れ試験	高	B	2次系弁検査	
		2.分解品点検	高	30M	2次系弁検査	
		2.漏れ試験	高	39M	2次系弁検査	
		2.分解品点検	高	39M	2次系弁検査	
		2.漏れ試験	高	39M	2次系弁検査	
		2.分解品点検	高	39M		
		2.漏れ試験	高	13M		
		2.分解品点検	高	13M		
		2.漏れ試験	高	13M		
		2.分解品点検	高	13M		
		主蒸気発生炉	4層	1.運転・性能試験	高	1F
1.漏れ試験	高			B	2次系弁検査	
2.分解品点検	高			30M	2次系弁検査	
2.漏れ試験	高			39M	2次系弁検査	
2.分解品点検	高			39M	2次系弁検査	
2.漏れ試験	高			39M	2次系弁検査	
2.分解品点検	高			39M		
2.漏れ試験	高			13M		
2.分解品点検	高			13M		
2.漏れ試験	高			13M		
2.分解品点検	高			13M		

泊発電所3号炉

別紙1-10(3)

機器又は系統名 [主蒸気・主給水設備]	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は程度	機名	備考 (O印は適用 設備部技術)
原子炉冷却系統設備 [二次冷却回路] その他設備	原子炉冷却系統設備(二次冷却回路の部一式)	点検及び試験の項目	高	13M~104M		
	主蒸気発生炉	2.分解品点検	高	13M~95M		
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	20層	1.運転・性能試験	高	1F	主蒸気発生炉機能検査	
		1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生炉漏れ検査	
		2.分解品点検	高	26M		
		1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生炉漏れ検査	
		2.分解品点検	高	26M		
		1.運転・性能試験	高	1F	主蒸気発生炉機能検査	
		1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生炉漏れ検査	
		2.分解品点検	高	52M		
		2.漏れ試験	高	13M		
		2.分解品点検	高	1F	主蒸気発生炉機能検査	
		2.漏れ試験	高	39M		
		2.分解品点検	高	39M		
主蒸気発生炉	4層	1.運転・性能試験	高	1F	主蒸気発生炉機能検査	
		1.漏れ試験	高	B	2次系弁検査	
		2.分解品点検	高	30M	2次系弁検査	
		2.漏れ試験	高	39M	2次系弁検査	
		2.分解品点検	高	39M	2次系弁検査	
		2.漏れ試験	高	39M	2次系弁検査	
		2.分解品点検	高	39M		
		2.漏れ試験	高	13M		
		2.分解品点検	高	13M		
		2.漏れ試験	高	13M		
		2.分解品点検	高	13M		

別紙1-10

試原-38

相違理由

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれ関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気隔離弁機能検査 要領書番号：O3-16-122</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気隔離弁機能検査 要領書番号：HT3-29</p> <p style="text-align: right;">試-原-39</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料-6</p> <div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 500px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 500px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 蒸気タービンの附属設備 検査名：2次系弁検査 (3/3) [機械編] 要領書番号：03-16-351</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 原子炉格納施設</p> <p>検査名：1次系弁検査 要領書番号：HT3-84</p> <p style="text-align: right;">試-原-41</p>	<p>保全計画の相違</p> <p>・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について、設定した定期事業者検査の要領書にて試験検査実績のある設備であることを示すことに相違はない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="226 236 996 1326" style="border: 2px solid black; height: 683px; width: 344px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="378 1337 844 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1158 288 1861 1281" style="border: 2px solid black; height: 622px; width: 314px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1424 1286 1854 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 prefix-3-PAGE</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 292 949 1291" style="border: 2px solid black; height: 626px; width: 318px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="356 1295 819 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 322px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試原-44</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試-原-46</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1709 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1014 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 375px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1329 1709 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名 [主蒸気・主給水設備]	実機名(機器名) 原子炉冷却系統運転(二次冷却回路)の番(式) その他機器	点検及び試験の項目 1.分解品検査 2.分解品検査 1.運転・性能試験 1.漏れ試験	保安の 重要度 13M~104M	保安方式 又は程度 13M~95M	機名	備考 (1)中括弧内は 設備部名称
原子炉冷却系統運転 [主蒸気・主給水設備]	20目	2.分解品検査	高	高	主蒸気安全弁駆動検査	
	3V-MS-326B	1.漏れ試験	高	高	主蒸気安全弁漏れ検査	
	3V-MS-327B	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-328B	1.運転・性能試験	高	高		
	3V-MS-329B	1.漏れ試験	高	高		
	3V-MS-330B	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-326D	1.運転・性能試験	高	高		
	3V-MS-327D	1.漏れ試験	高	高		
	3V-MS-329D	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-330D	1.運転・性能試験	高	高		
主蒸気安全弁	A, C系	1.漏れ試験	高	高	主蒸気安全弁漏れ検査	
	3V-MS-326A	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-327A	1.運転・性能試験	高	高		
	3V-MS-328A	1.漏れ試験	高	高		
	3V-MS-329A	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-330C	1.運転・性能試験	高	高		
	3V-MS-327C	1.漏れ試験	高	高		
	3V-MS-328C	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-329C	1.運転・性能試験	高	高		
	3V-MS-330C	1.漏れ試験	高	高		
主蒸気安全弁駆動部	4個	1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	高	主蒸気安全弁駆動検査	
	3PCV-3610	1.漏れ試験	高	高	主蒸気安全弁漏れ検査	
	3PCV-3620	2.分解品検査	高	高		
	3PCV-3640	1.分解品検査	高	高		
	2.漏れ試験 (特性品検査)	高	高			
	4個	1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	高	主蒸気安全弁駆動検査	
	3V-MS-333A	1.分解品検査	高	高	2次系弁検査	
	3V-MS-333B	1.分解品検査	高	高	2次系弁検査	
	3V-MS-333C	1.分解品検査	高	高	2次系弁検査	
	3V-MS-333D	1.分解品検査	高	高	2次系弁検査	

比較のため前項より転記

別紙1-10(3)

機器又は系統名 [主蒸気・主給水設備]	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保安の 重要度	保安方式 又は程度	機名	備考 (1)中括弧内は 設備部名称
原子炉冷却系統運転 [主蒸気・主給水設備]	20目	2.分解品検査	高	高	主蒸気安全弁駆動検査	
	3V-MS-326B	1.漏れ試験	高	高	主蒸気安全弁漏れ検査	
	3V-MS-327B	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-328B	1.運転・性能試験	高	高		
	3V-MS-329B	1.漏れ試験	高	高		
	3V-MS-330B	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-326D	1.運転・性能試験	高	高		
	3V-MS-327D	1.漏れ試験	高	高		
	3V-MS-329D	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-330D	1.運転・性能試験	高	高		
主蒸気安全弁	A, C系	1.漏れ試験	高	高	主蒸気安全弁漏れ検査	
	3V-MS-326A	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-327A	1.運転・性能試験	高	高		
	3V-MS-328A	1.漏れ試験	高	高		
	3V-MS-329A	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-330C	1.運転・性能試験	高	高		
	3V-MS-327C	1.漏れ試験	高	高		
	3V-MS-328C	2.分解品検査	高	高		
	3V-MS-329C	1.運転・性能試験	高	高		
	3V-MS-330C	1.漏れ試験	高	高		
主蒸気安全弁駆動部	4個	1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	高	主蒸気安全弁駆動検査	
	3PCV-3610	1.漏れ試験	高	高	主蒸気安全弁漏れ検査	
	3PCV-3620	2.分解品検査	高	高		
	3PCV-3640	1.分解品検査	高	高		
	2.漏れ試験 (特性品検査)	高	高			
	4個	1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	高	主蒸気安全弁駆動検査	
	3V-MS-333A	1.分解品検査	高	高	2次系弁検査	
	3V-MS-333B	1.分解品検査	高	高	2次系弁検査	
	3V-MS-333C	1.分解品検査	高	高	2次系弁検査	
	3V-MS-333D	1.分解品検査	高	高	2次系弁検査	

別紙1-10

試原-50

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気安全弁機能検査 要領書番号：O3-16-118</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気安全弁機能検査 要領書番号：HT3-25</p> <p style="text-align: right;">試-原-51</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="224 220 994 1302" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 344px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="369 1315 835 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1877 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 326px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象SA設備を示すことに相違はない。 ・泊では、各検査内容に応じた検査系統図を示しているが、設定した検査が可能であることを示すことに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気安全弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-119</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気安全弁漏えい検査 要領書番号：HT3-26</p> <p style="text-align: right;">試-原-53</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="203 188 990 1350" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 351px;"></div> <div data-bbox="360 1358 826 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象 SA 設備を示すことに相違はない。 ・大飯にて記載している試験検査系統の構成・弁状態については、泊では要領書手順にて記載している内容である。試験検査系統を示すことで主蒸気逃がし弁漏えい検査が可能であることを示すことに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 284 947 1289" style="border: 2px solid black; height: 630px; width: 318px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="353 1294 819 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1153 290 1865 1305" style="border: 2px solid black; height: 636px; width: 318px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1429 1315 1865 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 prefix-3-PAGE </div>	

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	
機器又は系統名 [蒸気タービン その他設備]	SA取水ろ過器	1.開放水後	高	2次系容器検査	(1)点検(運用又は体制) (2)点検(設備仕様)
		3B取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3C取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3A取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3B取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3C取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3D取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3E取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3F取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3取水ろ過器	高	2次系容器検査	
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備設備)等 蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ)等	1.外観点検	高	1F	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査
		1.外観点検検査	高	13M~130M	
		2.分弁点検	高	13M~130M	
		1.開放水後	高	13M	
		2.分弁点検	高	10Y	
		1.外観点検	高	10Y	
		2.分弁点検	高	10Y	
		1.開放水後	高	1F	
		2.分弁点検	高	1F	
		1.開放水後	高	1F	

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	相違理由
機器又は系統名 [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備設備)等 蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ)等	1.開放水後	高	1F	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査
		1.外観点検	高	13M~130M	
		2.分弁点検	高	13M~130M	
		1.開放水後	高	13M	
		2.分弁点検	高	10Y	
		1.外観点検	高	10Y	
		2.分弁点検	高	10Y	
		1.開放水後	高	1F	
		2.分弁点検	高	1F	
		1.開放水後	高	1F	

別紙-1 (17/30)

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	相違理由
機器又は系統名 [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備設備)等 蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ)等	1.開放水後	高	1F	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査
		1.外観点検	高	13M~130M	
		2.分弁点検	高	13M~130M	
		1.開放水後	高	13M	
		2.分弁点検	高	10Y	
		1.外観点検	高	10Y	
		2.分弁点検	高	10Y	
		1.開放水後	高	1F	
		2.分弁点検	高	1F	
		1.開放水後	高	1F	

別紙-1-30

試原-56

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることを相違ない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違ない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 188 1008 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1142 279 1870 1308" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1422 1316 1870 1364" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 prefix-3-PAGE</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。
 prefix-3-PAGE

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する設備記号(注)
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	日昇7高圧給水配管設備	1.開閉点検	高	130M	2次系蒸気設備検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	130M		
タービン駆動機	タービン駆動機	1.開閉点検	高	65M	2次系蒸気設備検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	65M		
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	補助給水系統	1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	高圧タービン附属設備検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	A.電機補助給水ポンプ・電機設備	1.分解放検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助給水ポンプ)
		2.分解放検	高	78M		
		3.分解放検	高	20M		
		4.分解放検	高	20M		
		1.分解放検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助給水ポンプ)
		2.分解放検	高	78M		
		3.分解放検	高	20M		
		4.分解放検	高	20M		
		1.分解放検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助給水ポンプ)
		2.分解放検	高	78M		
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	B.タービン駆動機ポンプ・タービン	2.分解放検	電	B	2次系ポンプ駆動機検査	(タービン)
		2.分解放検	電	B	補助給水系統ポンプ分解検査	(タービン)
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	A.タービン駆動機ポンプ・タービン	1.開閉点検	高	20M	タービン駆動機検査	
		2.分解放検	高	32M		
		3.分解放検	高	32M		
		1.開閉点検	高	20M	タービン駆動機検査	
		2.分解放検	高	32M		
		3.分解放検	高	32M		
		1.開閉点検	高	20M	タービン駆動機検査	
		2.分解放検	高	32M		
		3.分解放検	高	32M		
		1.開閉点検	高	20M	タービン駆動機検査	

泊発電所3号炉

図12-1-1 図12-10

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する設備記号(注)
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	日昇7高圧給水配管設備	1.開閉点検	高	130M	2次系蒸気設備検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	130M		
タービン駆動機	タービン駆動機	1.開閉点検	高	65M	2次系蒸気設備検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	65M		
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	補助給水系統	1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	高圧タービン附属設備検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
		1.開閉点検 〔開閉、性能試験 (ポンプ、電機設備等)〕	電	1F	補助給水系統検査	
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	A.電機補助給水ポンプ・電機設備	1.分解放検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助給水ポンプ)
		2.分解放検	高	78M		
		3.分解放検	高	20M		
		4.分解放検	高	20M		
		1.分解放検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助給水ポンプ)
		2.分解放検	高	78M		
		3.分解放検	高	20M		
		4.分解放検	高	20M		
		1.分解放検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助給水ポンプ)
		2.分解放検	高	78M		
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	B.タービン駆動機ポンプ・タービン	2.分解放検	電	B	2次系ポンプ駆動機検査	(タービン)
		2.分解放検	電	B	補助給水系統ポンプ分解検査	(タービン)
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
		2.分解放検	電	B		
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	A.タービン駆動機ポンプ・タービン	1.開閉点検	高	20M	タービン駆動機検査	
		2.分解放検	高	32M		
		3.分解放検	高	32M		
		1.開閉点検	高	20M	タービン駆動機検査	
		2.分解放検	高	32M		
		3.分解放検	高	32M		
		1.開閉点検	高	20M	タービン駆動機検査	
		2.分解放検	高	32M		
		3.分解放検	高	32M		
		1.開閉点検	高	20M	タービン駆動機検査	

図12-1-65

図12-59

相違理由

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることを相違ない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違ない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（1/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-60</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1146 285 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1706 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-16-131</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1877 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 327px;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保安計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実施種(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 保全方式 又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号(注)	
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	日昇7高圧給水配管設備	1.開断点検	高	2次系高圧蒸気設備検査		
		2.非連続試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	130M		
		4.開断点検	高	65M		
		2.非連続試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	65M		
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備含む)	電	1F	高圧タービン附属設備検査	
		1.運転・性能試験 (汽機・電動機、自動操・弁、 弁電動機等含む)	電	1F	補助給水系統検査	
		A.電動補助給水ポンプ・電動機	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査 (電動機部・3M)	
		B.電動機	電	78M		
日電動補助給水ポンプ・電動機	日電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検	高	補助給水系統ポンプ分解検査		
		2.分解点検	電	78M		
		3.緊急点検 (制御油入替他)	電	20M		
		4.緊急点検 (制御油入替他)	電	20M		
		1.分解点検	高	20M		
		2.分解点検	電	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	
		1.運転・性能試験 (ポンプ)	電	78M		
		2.分解点検	電	20M		
		3.緊急点検 (制御油入替他)	電	20M		
		4.緊急点検 (制御油入替他)	電	20M		
タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ機能検査 (電動機部・3M)	
		2.分解点検	電	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	
		3.緊急点検 (ストレーナ清掃)	電	20M		
		1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ機能検査	
		2.分解点検	電	52M		
		3.緊急点検 (タービン)	電	20M		
		1.分解点検	高	52M	2次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検	電	78M		
		3.緊急点検 (タービン)	電	20M		
		4.緊急点検 (タービン)	電	20M		

大飯発電所3号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実施種(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 保全方式 又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号(注)	
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	日昇7高圧給水配管設備	1.開断点検	高	2次系高圧蒸気設備検査		
		2.非連続試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	130M		
		4.開断点検	高	65M		
		2.非連続試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	65M		
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備含む)	電	1F	高圧タービン附属設備検査	
		1.運転・性能試験 (汽機・電動機、自動操・弁、 弁電動機等含む)	電	1F	補助給水系統検査	
		A.電動補助給水ポンプ・電動機	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査 (電動機部・3M)	
		B.電動機	電	78M		
日電動補助給水ポンプ・電動機	日電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検	高	補助給水系統ポンプ分解検査		
		2.分解点検	電	78M		
		3.緊急点検 (制御油入替他)	電	20M		
		4.緊急点検 (制御油入替他)	電	20M		
		1.分解点検	高	20M		
		2.分解点検	電	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	
		1.運転・性能試験 (ポンプ)	電	78M		
		2.分解点検	電	20M		
		3.緊急点検 (制御油入替他)	電	20M		
		4.緊急点検 (制御油入替他)	電	20M		
タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ機能検査 (電動機部・3M)	
		2.分解点検	電	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	
		3.緊急点検 (ストレーナ清掃)	電	20M		
		1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ機能検査	
		2.分解点検	電	52M		
		3.緊急点検 (タービン)	電	20M		
		1.分解点検	高	52M	2次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検	電	78M		
		3.緊急点検 (タービン)	電	20M		
		4.緊急点検 (タービン)	電	20M		

図1-2-1 図1-3

図1-2-1 図1-3

添付 64

添付 65

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	安全の重要性	保安方式又は制度	検査名	備考 (○印は適用する設備試験項目)
高圧タービン [蒸気タービンは閉鎖する 蒸気ポンプ及び冷水設備 並びに給水配管設備]	日昇7高圧給水配管設備	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系高圧蒸気検査	
	グラウンド蒸気減圧器	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	65M 130M 65M	2次系蒸気減圧器検査	
	給水・蒸気系 補助給水系	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験 4.運転・性能試験 (ポンプ、電動機等含む) 5.自動操、弁、弁駆動装置等含む	高 高 高 高	1F 1F	高圧タービン附属設備運転検査 補助給水系運転検査	
	A.電動補助給水ポンプ/電動機	1.分断点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系ポンプ分解検査	(補助診断:3M)
	B.電動補助給水ポンプ/電動機	2.分断点検 (電動機)	高	78M		
		3.運転点検 (制御油入管他)	高	20M		
		4.運転点検 (潤滑油入管他)	高	20M		
		1.分断点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系ポンプ分解検査	(補助診断:3M)
	タービン駆動補助給水ポンプ/タービン	2.分断点検 (電動機)	高	78M		
		3.運転点検 (制御油入管他)	高	20M		
4.運転点検 (潤滑油入管他)		高	20M			
電機・性能試験 (タービン)		高	B	2次系ポンプ運転検査	(補助診断:3M)	
A.タービン駆動補助給水ポンプ/タービン	1.分断点検 (ストレーナ付機)	高	20M			
	2.分断点検 (タービン)	高	B	2次系ポンプ運転検査		
	3.分断点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系ポンプ分解検査		
	4.分断点検 (タービン)	高	52M			

比較のため前項より転記

図付2-65

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	安全の重要性	保安方式又は制度	検査名	備考 (○印は適用する設備試験項目)
高圧タービン [蒸気タービンは閉鎖する 蒸気ポンプ及び冷水設備 並びに給水配管設備]	日昇7高圧給水配管設備	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系高圧蒸気検査	
	グラウンド蒸気減圧器	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	65M 130M 65M	2次系蒸気減圧器検査	
	給水・蒸気系 補助給水系	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験 4.運転・性能試験 (ポンプ、電動機等含む) 5.自動操、弁、弁駆動装置等含む	高 高 高 高	1F 1F	高圧タービン附属設備運転検査 補助給水系運転検査	
	A.電動補助給水ポンプ/電動機	1.分断点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系ポンプ分解検査	(補助診断:3M)
	B.電動補助給水ポンプ/電動機	2.分断点検 (電動機)	高	78M		
		3.運転点検 (制御油入管他)	高	20M		
		4.運転点検 (潤滑油入管他)	高	20M		
		電機・性能試験 (タービン)	高	B	2次系ポンプ運転検査	(補助診断:3M)
	A.タービン駆動補助給水ポンプ/タービン	1.分断点検 (ストレーナ付機)	高	20M		
		2.分断点検 (タービン)	高	B	2次系ポンプ運転検査	
3.分断点検 (ポンプ)		高	52M	補助給水系ポンプ分解検査		
4.分断点検 (タービン)		高	52M			

図付2-65

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（2/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-66</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 284 1877 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービンの附属設備 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：O3-13-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービン 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-121</p> <p style="text-align: center;">prefix-3-PAGE</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1241" style="border: 2px solid black; height: 600px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1424 1262 1872 1286" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="1480 1342 1592 1366" style="margin-top: 20px;">prefix-3-PAGE</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービンの附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-24</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービン附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-24</p> <p style="text-align: right;">試-原-62</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1008 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 371px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1872 1318" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1279 1342 1727 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1149 284 1877 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1294 1361 1742 1393" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は装置名	突触機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名	備考 (○印は適用する設備製造技術)
蓄圧入系主要弁駆動部		4.分弁点検	高		
A.蓄圧タンク		2.緊急点検 (特性点検)	高		
B.蓄圧タンク		1.開閉点検	高		
C.蓄圧タンク		1.開閉点検	高		
D.蓄圧タンク		1.開閉点検	高		
燃料駆動用水ヒット		1.外観点検	高		
A、B格納容器再循環ポンプ		1.外観点検	高		
A、B格納容器再循環ポンプスクリュー		1.外観点検	高		
原子炉冷却系格納箱(非常用炉心冷却)式 その他の弁		2.外観点検	高	原子炉格納容器再循環ポンプスクリュー検査	
原子炉冷却系格納箱(非常用炉心冷却)式 その他の弁駆動部		1.駆動・性能試験	高・低	1.次系弁検査	
原子炉冷却系格納箱(非常用炉心冷却)式 その他の機器		2.分弁点検	高	1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系停止弁検査	
		3.分弁点検	低	78M~155M	一部BMあり
		4.緊急点検 (グラントハンギン取替)	高・低	78M~130M	
		2.分弁点検	高・低	1.次系弁検査	
		6.緊急点検 (特性点検)	高・低	85M~182M	
		1.分弁点検	高	13M~91M	
		2.分弁点検	低	13M~130M	

機器又は装置名	突触機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名	備考 (○印は適用する設備製造技術)
蓄圧入系主要弁駆動部		4.分弁点検	高		
A.蓄圧タンク		2.緊急点検 (特性点検)	高		
B.蓄圧タンク		1.開閉点検	高		
C.蓄圧タンク		1.開閉点検	高		
D.蓄圧タンク		1.開閉点検	高		
燃料駆動用水ヒット		1.外観点検	高		
A、B格納容器再循環ポンプ		1.外観点検	高		
A、B格納容器再循環ポンプスクリュー		1.外観点検	高		
原子炉冷却系格納箱(非常用炉心冷却)式 その他の弁		2.外観点検	高	原子炉格納容器再循環ポンプスクリュー検査	
原子炉冷却系格納箱(非常用炉心冷却)式 その他の弁駆動部		1.駆動・性能試験	高・低	1.次系弁検査	
原子炉冷却系格納箱(非常用炉心冷却)式 その他の機器		2.分弁点検	高	1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系停止弁検査	
		3.分弁点検	低	78M~155M	一部BMあり
		4.緊急点検 (グラントハンギン取替)	高・低	78M~130M	
		2.分弁点検	高・低	1.次系弁検査	
		6.緊急点検 (特性点検)	高・低	85M~182M	
		1.分弁点検	高	13M~91M	
		2.分弁点検	低	13M~130M	

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1420 1318 1865 1358" style="font-size: small;"> □ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 prefix-3-PAGE </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉					泊発電所 3 号炉					相違理由				
機器又は系統名 【注】別添係数表 【注】注解除注入機器を有する 設備】	実機名（機器名）	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は程度	機名	機器又は設備 の名称	試験項目	試験方法	試験頻度	相違理由				
A ほかポンプ・電動機	白ほかポンプ・電動機	1. 機器・性能試験	高	B *	ほかポンプ機能検査	ほかポンプ	ほかポンプ機能検査	目視・電圧計・電流計	1 回/年	B * ポンプまたは電動機の分解 点検にあわせて実施 (検測診断: 3M)				
		2. 分解点検 (ポンプ)	高	76M	ほかポンプ分解検査	ほかポンプ	ほかポンプ分解検査	目視・電圧計・電流計	1 回/年					
		3. 分解点検 (電動機)	高	52M										
		4. 分解点検 (制御投入電)	高	26M										
		1. 機器・性能試験	高	B *	ほかポンプ機能検査	ほかポンプ	ほかポンプ機能検査	目視・電圧計・電流計	1 回/年		B * ポンプまたは電動機の分解 点検にあわせて実施 (検測診断: 3M)			
		2. 分解点検 (ポンプ)	高	76M	ほかポンプ分解検査	ほかポンプ	ほかポンプ分解検査	目視・電圧計・電流計	1 回/年					
		3. 分解点検 (電動機)	高	52M										
		4. 分解点検 (制御投入電)	高	26M										
		1. 機器・性能試験	低	B *	1次系ポンプ機能検査	1次系ポンプ	1次系ポンプ機能検査	目視・電圧計・電流計	1 回/年			B * ポンプまたは電動機の分解 点検にあわせて実施 (検測診断: 3M) 先行実施		
		2. 分解点検 (ポンプ)	低	194M										
		3. 分解点検 (電動機)	低	76M										
		4. 分解点検 (制御投入電)	低	26M										
		1. 機器・性能試験	低	B *	1次系ポンプ機能検査	1次系ポンプ	1次系ポンプ機能検査	目視・電圧計・電流計	1 回/年				B * ポンプまたは電動機の分解 点検にあわせて実施 (検測診断: 3M) 先行実施	
		2. 分解点検 (ポンプ)	低	194M										
		3. 分解点検 (電動機)	低	76M										
4. 分解点検 (制御投入電)	低	26M												
1. 分解点検	高	130M							先行実施					
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												
1. 分解点検	高	130M												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：ほう酸ポンプ機能検査 要領書番号：O3-16-136</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：ほう酸ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-19</p> <p style="text-align: right;">試原-114</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="217 256 1010 612" style="border: 2px solid black; width: 354px; height: 223px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="371 1326 837 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 20px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1149 284 1874 1310" style="border: 2px solid black; width: 324px; height: 643px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 20px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のほう酸ポンプ機能検査の定期事業者検査要領書では、試験対象設備がほう酸ポンプであることが自明であるため、検査対象機器一覧を作成していないが、検査対象機器一覧は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：計測制御系統設備 検 査 名：ほう酸ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-31</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：計測制御系統設備 検 査 名：ほう酸ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-31</p> <p style="text-align: center;">-1-</p> <p style="text-align: right;">試-原-116</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="224 239 996 1300" style="border: 2px solid black; height: 665px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="358 1332 824 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1142 287 1870 1308" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1254 1324 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要度	保安方式又は程度	機名	備考 (○印は適用する設備修繕技術)	
再生水冷却器	再生水冷却器	1.断流試験	高	130M	1次系断流試験装置		
		2.手戻り試験	高	130M	1次系断流試験装置		
		3.漏えい試験	高	130M	1次系断流試験装置		
	冷却水冷却器	冷却水冷却器	2.手戻り試験	高	130M	1次系断流試験装置	
			3.漏えい試験	高	130M	1次系断流試験装置	
			1.断流試験	高	130M	1次系断流試験装置	
	原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の弁	原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の弁	3.漏えい試験	高	130M		緊急ほうげん注入ライン補給弁
			4.漏れ・性能試験	高・低	日	1次系弁検査 1次系安全弁検査 1次系弁検査	
			2.分断試験	高	3M~280M		
			3.分断試験	低	78M~130M		一部BMA5)
			4.漏れ・性能試験(グラブバベケン取替)	高・低	BSM~130M		
			2.分断試験	高・低	B	1次系弁検査	
3.漏れ・性能試験			高・低	32M~182M			
原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の機器	原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の機器	1.断流試験	高	3M~182M			
		2.分断試験	高	3M~182M			
		1.断流試験	高	13M~130M			
		2.分断試験	低	13M~130M		一部BMA5)	
		1.漏れ・性能試験	高	1F	原子炉冷却系循環設備		
		1.漏れ・性能試験(弁、弁駆動装置含む)	高	B*	1次系ポンプ駆動装置	B*:ポンプ駆動装置は電動機駆動の分層設備に変わって実施(定期診断:6M)	
		2.分断試験	高	52M			
原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の機器	原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の機器	3.分断試験	高	91M			
		4.断流試験(潤滑油入射)	高	26M			
		5.断流試験(潤滑油入射)	高	26M			
		6.断流試験(潤滑油入射)	高	26M			
		7.断流試験	高	26M			
		8.断流試験	高	26M			
		9.断流試験	高	26M			

別紙1-38 (B) (2)

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要度	保安方式又は程度	機名	備考 (○印は適用する設備修繕技術)	
再生水冷却器	再生水冷却器	1.断流試験	高	130M	1次系断流試験装置		
		2.手戻り試験	高	130M	1次系断流試験装置		
		3.漏えい試験	高	130M	1次系断流試験装置		
	冷却水冷却器	冷却水冷却器	2.手戻り試験	高	130M	1次系断流試験装置	
			3.漏えい試験	高	130M	1次系断流試験装置	
			1.断流試験	高	130M	1次系断流試験装置	
	原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の弁	原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の弁	3.漏えい試験	高	130M		緊急ほうげん注入ライン補給弁
			4.漏れ・性能試験	高・低	日	1次系弁検査 1次系安全弁検査 1次系弁検査	
			2.分断試験	高	3M~280M		
			3.分断試験	低	78M~130M		一部BMA5)
			4.漏れ・性能試験(グラブバベケン取替)	高・低	BSM~130M		
			2.分断試験	高・低	B	1次系弁検査	
3.漏れ・性能試験			高・低	32M~182M			
原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の機器	原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の機器	1.断流試験	高	3M~182M			
		2.分断試験	高	3M~182M			
		1.断流試験	高	13M~130M			
		2.分断試験	低	13M~130M		一部BMA5)	
		1.漏れ・性能試験	高	1F	原子炉冷却系循環設備		
		1.漏れ・性能試験(弁、弁駆動装置含む)	高	B*	1次系ポンプ駆動装置	B*:ポンプ駆動装置は電動機駆動の分層設備に変わって実施(定期診断:6M)	
		2.分断試験	高	52M			
原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の機器	原子炉冷却系循環設備(化学体積制御装置)式 その他の機器	3.分断試験	高	91M			
		4.断流試験(潤滑油入射)	高	26M			
		5.断流試験(潤滑油入射)	高	26M			
		6.断流試験(潤滑油入射)	高	26M			
		7.断流試験	高	26M			
		8.断流試験	高	26M			
		9.断流試験	高	26M			

別紙1-38

試原-118

保安計画の相違

- 対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
- 設定している保全内容及び検査項目について、それぞれに関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
- 定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 燃料設備 放射線管理設備 廃棄設備 原子炉格納施設 蒸気タービンの附属設備</p> <p>検 査 名：1次系弁検査 (3/4) 【機械一般弁編】 要領書番号：O3-15-73</p>		<p>保全計画の相違</p> <p>・保全計画の相違により、泊では1次系弁検査の定期事業者検査要領書について、大飯のように機械一般弁編と電気編に分割しておらず、駆動部も含めて1次系弁検査として要領書を作成している。(後掲の大飯の電気編の要領書と比較している)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="194 248 1012 890" style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="353 1299 815 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		保全計画の相違 ・保全計画の相違により、泊では1次系弁検査の定期事業者検査要領書について、大飯のように機械一般弁編と電気編に分割しておらず、駆動部も含めて1次系弁検査として要領書を作成している。（後掲の大飯の電気編の要領書と比較している）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 燃料設備 放射線管理設備 廃棄設備 原子炉格納施設 蒸気タービンの附属設備 検 査 名：1次系弁検査 (1/3) [電気編] 要領書番号：O3-13-84</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 原子炉格納施設</p> <p>検 査 名：1次系弁検査 要領書番号：HT3-84</p>	<p style="text-align: center;">試-原-119</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 236 1014 762" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="371 1329 835 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1261 1329 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="244 288 949 1286" style="border: 2px solid black; height: 625px; width: 315px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="365 1329 831 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1877 1315" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 327px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="385 1366 846 1391" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 285 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1347" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のほう酸タンクは、マンホール取付箇所が相違しているため各タンクの構造図が存在する。いずれも開放点検が可能な構造であることを示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名 〔化学体積制御設備〕	実装機（機器名）	名称及び試験の項目	安全の重要度又は順度	保全方式	検査名	備考 （0）中記述する 試験設備仕様書
原子炉常設系設備 〔化学体積制御設備〕	圧電ポンプ 充てんポンプ、電数機	1. 圧電ポンプ試験 （ポンプ、電数機等共通）	高	1F	圧電ポンプ常設系試験設備 検査 化学体積制御系充てんポンプ分 体検査	(0)中記述する 試験設備仕様書 (電数診断:6M)
		2. 2分系高圧 （電動機）	高	78M		
		3. 3分系高圧 （電動機）	高	91M		
		4. 4分系高圧 （電動機）	高	20M		
		5. 5分系高圧 （電動機）	高	20M		
		6. 6分系高圧 （電動機）	高	20M		
		7. 7分系高圧 （電動機）	高	13M		
		8. 8分系高圧 （電動機）	高	78M	化学体積制御系充てんポンプ分 体検査	
		9. 9分系高圧 （電動機）	高	91M		
		10. 10分系高圧 （電動機）	高	20M		
		11. 11分系高圧 （電動機）	高	20M		
		12. 12分系高圧 （電動機）	高	13M		
		13. 13分系高圧 （電動機）	高	65M		
		14. 14分系高圧 （電動機）	高	104M		
		15. 15分系高圧 （電動機）	高	20M		
体積制御システム	常設材フィルタ	1. 閉鎖高圧	高	130M		(電数機 電数診断:3M)
		2. 閉鎖高圧	高	130M		
		3. 閉鎖高圧	高	130M		
		4. 閉鎖高圧	高	130M	先行実施	
A. 常設材フィルタ	B. 常設材フィルタ	1. 閉鎖高圧	高	130M		先行実施
		2. 閉鎖高圧	高	130M		
A. 常設材フィルタ	B. 常設材フィルタ	1. 閉鎖高圧	高	130M		先行実施
		2. 閉鎖高圧	高	130M		

比較のため前項より転記

別紙1-1 (A)(3)

機器又は系統名 〔化学体積制御設備〕	実装機（機器名）	名称及び試験の項目	安全の重要度又は順度	保全方式	検査名	備考 （0）中記述する 試験設備仕様書
原子炉常設系設備 〔化学体積制御設備〕	圧電ポンプ 充てんポンプ、電数機	1. 圧電ポンプ試験 （ポンプ、電数機等共通）	高	1F	圧電ポンプ常設系試験設備 検査 化学体積制御系充てんポンプ分 体検査	(0)中記述する 試験設備仕様書 (電数診断:6M)
		2. 2分系高圧 （電動機）	高	78M		
		3. 3分系高圧 （電動機）	高	91M		
		4. 4分系高圧 （電動機）	高	20M		
		5. 5分系高圧 （電動機）	高	20M		
		6. 6分系高圧 （電動機）	高	20M		
		7. 7分系高圧 （電動機）	高	13M		
		8. 8分系高圧 （電動機）	高	78M	化学体積制御系充てんポンプ分 体検査	
		9. 9分系高圧 （電動機）	高	91M		
		10. 10分系高圧 （電動機）	高	20M		
		11. 11分系高圧 （電動機）	高	20M		
		12. 12分系高圧 （電動機）	高	13M		
		13. 13分系高圧 （電動機）	高	65M		
		14. 14分系高圧 （電動機）	高	104M		
		15. 15分系高圧 （電動機）	高	20M		
体積制御システム	常設材フィルタ	1. 閉鎖高圧	高	130M		(電数機 電数診断:3M)
		2. 閉鎖高圧	高	130M		
		3. 閉鎖高圧	高	130M		
		4. 閉鎖高圧	高	130M	先行実施	
A. 常設材フィルタ	B. 常設材フィルタ	1. 閉鎖高圧	高	130M		先行実施
		2. 閉鎖高圧	高	130M		
A. 常設材フィルタ	B. 常設材フィルタ	1. 閉鎖高圧	高	130M		先行実施
		2. 閉鎖高圧	高	130M		

別紙1-16

試原-126

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：O3-16-307</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：HT3-69</p> <p style="text-align: right;">試-原-127</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1012 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 371px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1706 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="483 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1122 252 1910 1366" style="border: 2px dashed black; padding: 10px; height: 698px; width: 352px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="1368 1369 1686 1442" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">比較のため前項より転記</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：化学体積制御系充てんポンプ分解検査 要領書番号：O3-15-61</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1709 1355" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保安計画の相違 ・保安計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1012 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では3台の充てんポンプのうち1台について、遠心式ではなく往復動式の定容量ポンプを設置している。 ・泊は、充てんポンプは全て遠心式ポンプを設置しており、往復動式のポンプを設置していないため、比較対象資料はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由																																																																																																																																																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機組又は系統名</th> <th>実施数(機組名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要度又は程度</th> <th>機組名</th> <th>備考 (O)中(△)準 (×)不適合 (設備診断技術)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>34B1 1次系配水タンク</td> <td>1.漏れ点検</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>先行実施</td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備弁検査 先行実施</td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクB(トモス井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備弁検査 先行実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>ほうろくフィルタ</td> <td>1.漏れ点検</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(ほうろく注入機検査 有する設備) その他の弁</td> <td>1.漏れ・性能試験 2.分拆点検</td> <td>高・低 高・低</td> <td>高・低 高・低</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高・低</td> <td>130M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A制御用空気圧縮機・電動機</td> <td>1.漏れ・性能試験 (空気圧縮機・電動機等を含む)</td> <td>高</td> <td>1F</td> <td>制御用空気圧縮機高圧系種別検査 (電動機・電動機診断: GM)</td> </tr> <tr> <td>B制御用空気圧縮機</td> <td>1.5分拆点検 2.分拆点検 (電動機)</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日新精用空気圧縮機・電動機</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>52M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁</td> <td>1.漏れ・性能試験 2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁</td> <td>1.漏れ・性能試験 2.分拆点検</td> <td>高・低 高・低</td> <td>高・低 高・低</td> <td>日</td> <td>1次系弁検査</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁</td> <td>3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)</td> <td>高・低</td> <td>130M~150M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系弁検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>その他の弁</td> <td>1.漏れ・性能試験 2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>26M~182M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>3.漏れ点検 (物理試験)</td> <td>高</td> <td>13M~182M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>1.5分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M~79M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	機組名	備考 (O)中(△)準 (×)不適合 (設備診断技術)	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M	先行実施	34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備弁検査 先行実施	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備弁検査 先行実施	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検	高	130M		計測制御系統施設(ほうろく注入機検査 有する設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高・低 高・低	高・低 高・低	日		制御用空気圧縮機	2.分拆点検	高・低	130M		A制御用空気圧縮機・電動機	1.漏れ・性能試験 (空気圧縮機・電動機等を含む)	高	1F	制御用空気圧縮機高圧系種別検査 (電動機・電動機診断: GM)	B制御用空気圧縮機	1.5分拆点検 2.分拆点検 (電動機)	高	13M		日新精用空気圧縮機・電動機	2.分拆点検	高	52M		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高	13M		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高・低 高・低	高・低 高・低	日	1次系弁検査	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高・低	130M~150M		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	2.分拆点検	高	130M	1次系弁検査	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高	26M~182M		その他の弁	3.漏れ点検 (物理試験)	高	13M~182M		その他の弁	1.5分拆点検	高	13M~79M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機組又は系統名</th> <th>実施数(機組名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要度又は程度</th> <th>機組名</th> <th>備考 (O)中(△)準 (×)不適合 (設備診断技術)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>34B1 1次系配水タンク</td> <td>1.漏れ点検</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>先行実施</td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備弁検査 先行実施</td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクB(トモス井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備弁検査 先行実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>ほうろくフィルタ</td> <td>1.漏れ点検</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(ほうろく注入機検査 有する設備) その他の弁</td> <td>1.漏れ・性能試験 2.分拆点検</td> <td>高・低 高・低</td> <td>高・低 高・低</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高・低</td> <td>130M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A制御用空気圧縮機・電動機</td> <td>1.漏れ・性能試験 (空気圧縮機・電動機等を含む)</td> <td>高</td> <td>1F</td> <td>制御用空気圧縮機高圧系種別検査 (電動機・電動機診断: GM)</td> </tr> <tr> <td>B制御用空気圧縮機</td> <td>1.5分拆点検 2.分拆点検 (電動機)</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日新精用空気圧縮機</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>52M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁</td> <td>1.漏れ・性能試験 2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁</td> <td>1.漏れ・性能試験 2.分拆点検</td> <td>高・低 高・低</td> <td>高・低 高・低</td> <td>日</td> <td>1次系弁検査</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁</td> <td>3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)</td> <td>高・低</td> <td>130M~150M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系弁検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>その他の弁</td> <td>1.漏れ・性能試験 2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>26M~182M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>3.漏れ点検 (物理試験)</td> <td>高</td> <td>13M~182M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>1.5分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M~79M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁</td> <td>2.分拆点検</td> <td>高</td> <td>13M</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	機組名	備考 (O)中(△)準 (×)不適合 (設備診断技術)	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M	先行実施	34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備弁検査 先行実施	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備弁検査 先行実施	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検	高	130M		計測制御系統施設(ほうろく注入機検査 有する設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高・低 高・低	高・低 高・低	日		制御用空気圧縮機	2.分拆点検	高・低	130M		A制御用空気圧縮機・電動機	1.漏れ・性能試験 (空気圧縮機・電動機等を含む)	高	1F	制御用空気圧縮機高圧系種別検査 (電動機・電動機診断: GM)	B制御用空気圧縮機	1.5分拆点検 2.分拆点検 (電動機)	高	13M		日新精用空気圧縮機	2.分拆点検	高	52M		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高	13M		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高・低 高・低	高・低 高・低	日	1次系弁検査	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高・低	130M~150M		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	2.分拆点検	高	130M	1次系弁検査	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高	26M~182M		その他の弁	3.漏れ点検 (物理試験)	高	13M~182M		その他の弁	1.5分拆点検	高	13M~79M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		その他の弁	2.分拆点検	高	13M		
機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	機組名	備考 (O)中(△)準 (×)不適合 (設備診断技術)																																																																																																																																																																																																																																																									
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M	先行実施																																																																																																																																																																																																																																																									
	34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備弁検査 先行実施																																																																																																																																																																																																																																																									
	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備弁検査 先行実施																																																																																																																																																																																																																																																									
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検	高	130M																																																																																																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(ほうろく注入機検査 有する設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高・低 高・低	高・低 高・低	日																																																																																																																																																																																																																																																									
	制御用空気圧縮機	2.分拆点検	高・低	130M																																																																																																																																																																																																																																																										
	A制御用空気圧縮機・電動機	1.漏れ・性能試験 (空気圧縮機・電動機等を含む)	高	1F	制御用空気圧縮機高圧系種別検査 (電動機・電動機診断: GM)																																																																																																																																																																																																																																																									
	B制御用空気圧縮機	1.5分拆点検 2.分拆点検 (電動機)	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	日新精用空気圧縮機・電動機	2.分拆点検	高	52M																																																																																																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高・低 高・低	高・低 高・低	日	1次系弁検査																																																																																																																																																																																																																																																								
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高・低	130M~150M																																																																																																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	2.分拆点検	高	130M	1次系弁検査																																																																																																																																																																																																																																																									
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高	26M~182M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	3.漏れ点検 (物理試験)	高	13M~182M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	1.5分拆点検	高	13M~79M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	機組名	備考 (O)中(△)準 (×)不適合 (設備診断技術)																																																																																																																																																																																																																																																									
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M	先行実施																																																																																																																																																																																																																																																									
	34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備弁検査 先行実施																																																																																																																																																																																																																																																									
	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備弁検査 先行実施																																																																																																																																																																																																																																																									
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検	高	130M																																																																																																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(ほうろく注入機検査 有する設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高・低 高・低	高・低 高・低	日																																																																																																																																																																																																																																																									
	制御用空気圧縮機	2.分拆点検	高・低	130M																																																																																																																																																																																																																																																										
	A制御用空気圧縮機・電動機	1.漏れ・性能試験 (空気圧縮機・電動機等を含む)	高	1F	制御用空気圧縮機高圧系種別検査 (電動機・電動機診断: GM)																																																																																																																																																																																																																																																									
	B制御用空気圧縮機	1.5分拆点検 2.分拆点検 (電動機)	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	日新精用空気圧縮機	2.分拆点検	高	52M																																																																																																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高・低 高・低	高・低 高・低	日	1次系弁検査																																																																																																																																																																																																																																																								
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高・低	130M~150M																																																																																																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	2.分拆点検	高	130M	1次系弁検査																																																																																																																																																																																																																																																									
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高	26M~182M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	3.漏れ点検 (物理試験)	高	13M~182M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	1.5分拆点検	高	13M~79M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M																																																																																																																																																																																																																																																										

別紙-1 (別紙)

機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	機組名	備考 (O)中(△)準 (×)不適合 (設備診断技術)	
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M	先行実施	
	34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備弁検査 先行実施	
	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備弁検査 先行実施	
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検	高	130M		
	計測制御系統施設(ほうろく注入機検査 有する設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高・低 高・低	高・低 高・低	日	
	制御用空気圧縮機	2.分拆点検	高・低	130M		
	A制御用空気圧縮機・電動機	1.漏れ・性能試験 (空気圧縮機・電動機等を含む)	高	1F	制御用空気圧縮機高圧系種別検査 (電動機・電動機診断: GM)	
	B制御用空気圧縮機	1.5分拆点検 2.分拆点検 (電動機)	高	13M		
	日新精用空気圧縮機	2.分拆点検	高	52M		
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高	13M		
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高・低 高・低	高・低 高・低	日	1次系弁検査
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高・低	130M~150M		
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の弁	2.分拆点検	高	130M	1次系弁検査	
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	その他の弁	1.漏れ・性能試験 2.分拆点検	高	26M~182M		
	その他の弁	3.漏れ点検 (物理試験)	高	13M~182M		
	その他の弁	1.5分拆点検	高	13M~79M		
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M		
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M		
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M		
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M		
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M		
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M		
	その他の弁	2.分拆点検	高	13M		

別紙1-3C

試原-130

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 280 943 1294" style="border: 2px solid black; height: 635px; width: 316px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="353 1302 819 1331" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 285 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 324px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<table border="1" data-bbox="224 239 985 1292"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>定性(機器名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保安方式又は制度</th> <th>検査名</th> <th>備考 (0)中に使用する設備名は省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生水ポンプ</td> <td></td> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">射水冷却装置</td> <td rowspan="4"></td> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ交換器検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.漏えい試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ交換器検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ交換器検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ交換器検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御用排水ポンプ</td> <td rowspan="2"></td> <td>3.漏えい試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式</td> <td rowspan="2">原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式</td> <td>1.開閉点検</td> <td>高・低 B</td> <td>1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 その他炉</td> <td rowspan="2">原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 その他炉</td> <td>3.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.開閉点検</td> <td>高・低 B</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 原子炉格納冷却ポンプ・電動機</td> <td rowspan="7">原子炉格納冷却ポンプ・電動機</td> <td>1.開閉点検</td> <td>高・低 B</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.分察点検</td> <td>高・低 B</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.開閉点検</td> <td>高・低 B</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.開閉点検</td> <td>高・低 B</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.分察点検</td> <td>高・低 B</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.開閉点検</td> <td>高・低 B</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.分察点検</td> <td>高・低 B</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	定性(機器名)	点検及び試験の項目	保安方式又は制度	検査名	備考 (0)中に使用する設備名は省略	再生水ポンプ		1.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		射水冷却装置		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ交換器検査		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ交換器検査		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ交換器検査		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ交換器検査		制御用排水ポンプ		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式	原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式	1.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査		原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 その他炉	原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 その他炉	3.分察点検	高	1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査		4.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査		原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 原子炉格納冷却ポンプ・電動機	原子炉格納冷却ポンプ・電動機	1.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査		2.分察点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査		3.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査		4.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査		5.分察点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査		6.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査		7.分察点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査		<table border="1" data-bbox="1209 399 1814 1260"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>定性(機器名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保安方式又は制度</th> <th>検査名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">再生水ポンプ</td> <td rowspan="12"></td> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.漏えい試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.漏えい試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">射水冷却装置</td> <td rowspan="13"></td> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.漏えい試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.漏えい試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">制御用排水ポンプ</td> <td rowspan="12"></td> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.漏えい試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.漏えい試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 原子炉格納冷却ポンプ・電動機</td> <td rowspan="13">原子炉格納冷却ポンプ・電動機</td> <td>1.開閉点検</td> <td>高・低 B</td> <td>1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.漏えい試験</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12.開閉点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13.分察点検</td> <td>高</td> <td>1.次系ポンプ検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	定性(機器名)	点検及び試験の項目	保安方式又は制度	検査名	備考	再生水ポンプ		1.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		5.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		6.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		7.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		8.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		9.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		射水冷却装置		1.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		5.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		6.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		7.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		8.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		9.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		10.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		11.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		12.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		13.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		制御用排水ポンプ		1.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		5.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		6.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		7.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		8.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		9.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		10.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		11.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		12.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		13.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 原子炉格納冷却ポンプ・電動機	原子炉格納冷却ポンプ・電動機	1.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		5.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		6.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		7.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		8.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		9.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		10.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		11.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		12.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査		13.分察点検	高	1.次系ポンプ検査		<p>相違理由</p>
機器又は系統名	定性(機器名)	点検及び試験の項目	保安方式又は制度	検査名	備考 (0)中に使用する設備名は省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
再生水ポンプ		1.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
射水冷却装置		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ交換器検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ交換器検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ交換器検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ交換器検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
制御用排水ポンプ		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式	原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式	1.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 その他炉	原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 その他炉	3.分察点検	高	1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		4.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 原子炉格納冷却ポンプ・電動機	原子炉格納冷却ポンプ・電動機	1.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		2.分察点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		3.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		4.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		5.分察点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		6.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		7.分察点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
機器又は系統名	定性(機器名)	点検及び試験の項目	保安方式又は制度	検査名	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
再生水ポンプ		1.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		5.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		6.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		7.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		8.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		9.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
射水冷却装置		1.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		5.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		6.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		7.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		8.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		9.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		10.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
11.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
12.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
13.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
制御用排水ポンプ		1.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		5.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		6.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		7.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		8.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		9.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
10.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
11.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
12.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
13.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉冷却系統格納(化学体積制御)式 原子炉格納冷却ポンプ・電動機	原子炉格納冷却ポンプ・電動機	1.開閉点検	高・低 B	1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		2.非破壊試験	高	1.次系ポンプ検査 1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		3.漏えい試験	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		4.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		5.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		6.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		7.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		8.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		9.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		10.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		11.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		12.開閉点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		13.分察点検	高	1.次系ポンプ検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名 [その他設備]	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は種別	機器名	備考 (O)中記述 設備等以外
制御系設備 [その他設備]	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高・低	IF 13M	安全保護系機能検査 安全保護系設定温度調整検査	原子炉トリップスイッチ
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高	13M	プラント状態監視設備機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高	IF	プラント状態監視設備機能検査	一部備品交換試験後
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高・低	13M	制御系監視系監視機能検査	一部備品交換試験後
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高	13M	燃料設備機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	2.分解点検	高	IF	燃料設備機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.特性試験	高	13M	制御系監視系監視機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.特性試験	高	13M	燃料設備機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高	IF	燃料設備機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高	13M	燃料設備機能検査	

別紙-1 (別紙)

機器又は系統名 [その他設備]	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は種別	機器名	備考 (O)中記述 設備等以外
制御系設備 [その他設備]	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高・低	IF 13M	安全保護系機能検査 安全保護系設定温度調整検査	原子炉トリップスイッチ
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高	13M	プラント状態監視設備機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高	IF	プラント状態監視設備機能検査	一部備品交換試験後
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高・低	13M	制御系監視系監視機能検査	一部備品交換試験後
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高	13M	燃料設備機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	2.分解点検	高	IF	燃料設備機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.特性試験	高	13M	制御系監視系監視機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.特性試験	高	13M	燃料設備機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高	IF	燃料設備機能検査	
	原子炉保護系ロジック回路 28回路 安全制御系ロジック回路 25回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高	13M	燃料設備機能検査	

別紙1-39

別紙1-40

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：O3-16-137</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：HT3-33</p> <p style="text-align: right;">試計-2</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 220 1010 1337" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="362 1348 831 1374" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 288 1868 1313" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	保全方式又は程度	機名	備考 (1)中核設備(設備診断技術)
原子炉冷却系循環設備 【新燃料】 緊急停止失敗時に未臨界にするための設備	原子炉冷却系循環設備【原子炉冷却器】 【式】	1. 運転・性能試験 2. 分解点検	高・低	高・低 13M~95M	高・低	2次系弁検査
	原子炉冷却系循環設備【原子炉冷却器】 【式】	1. 運転・性能試験 2. 分解点検	高	高 78M	高	2次系弁検査
	原子炉冷却系循環設備【原子炉冷却器】 【式】	1. 運転・性能試験 2. 分解点検	高	高 13M~92M	高	
	原子炉冷却系循環設備【原子炉冷却器】 【式】	1. 運転・性能試験 2. 分解点検	高	高 13M~95M	高	
燃料制御系統設備 【新燃料】	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
制御系統設備 【新燃料】	制御系統設備【制御系統設備】 【式】	1. 運転・性能試験	高	高 26M	高	制御系統設備【制御系統設備】 【式】
	制御系統設備【制御系統設備】 【式】	1. 運転・性能試験	高	高 26M	高	制御系統設備【制御系統設備】 【式】
	制御系統設備【制御系統設備】 【式】	1. 運転・性能試験	高	高 26M	高	制御系統設備【制御系統設備】 【式】
	制御系統設備【制御系統設備】 【式】	1. 運転・性能試験	高	高 26M	高	制御系統設備【制御系統設備】 【式】

別紙-1 (1) (2) (3)

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	保全方式又は程度	機名	備考 (1)中核設備(設備診断技術)
原子炉冷却系循環設備 【新燃料】	原子炉冷却系循環設備【原子炉冷却器】 【式】	1. 運転・性能試験 2. 分解点検	高・低	高・低 13M~95M	高・低	2次系弁検査
	原子炉冷却系循環設備【原子炉冷却器】 【式】	1. 運転・性能試験 2. 分解点検	高	高 78M	高	2次系弁検査
	原子炉冷却系循環設備【原子炉冷却器】 【式】	1. 運転・性能試験 2. 分解点検	高	高 13M~92M	高	
	原子炉冷却系循環設備【原子炉冷却器】 【式】	1. 運転・性能試験 2. 分解点検	高	高 13M~95M	高	
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】
	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】	1. 運転・性能試験	低	低 13M~92M	低	燃料制御システム【燃料制御システム】 【式】

別紙1-35

表計4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 2</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒駆動系機能検査 要領書番号：O3-16-134</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：計測制御系統設備 検査名：制御棒駆動系機能検査 要領書番号：HT3-30</p> <p style="text-align: right;">試計-5</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="192 209 1003 1315" style="border: 2px solid black; height: 693px; width: 362px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1334 824 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 285 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1702 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒クラスタ動作検査 要領書番号：O3-16-336</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：制御棒クラスタ動作検査 要領書番号：HT3-106</p> <p style="text-align: right;">試計7</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; width: 90%; margin: 10px auto; height: 600px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 90%; margin: 10px auto; height: 600px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒クラスタ検査 要領書番号：O3-16-337</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉本体 検査名：制御棒クラスタ検査 要領書番号：HT3-107</p> <p style="text-align: right;">試計9</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 220 981 1358" style="border: 2px solid black; height: 713px; width: 347px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1364 826 1393" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：O3-16-137</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：HT3-33</p> <p style="text-align: right;">試計2</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="221 212 1003 1334" style="border: 2px solid black; height: 700px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="378 1342 842 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 276 1865 1289" style="border: 2px solid black; height: 635px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1422 1300 1861 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

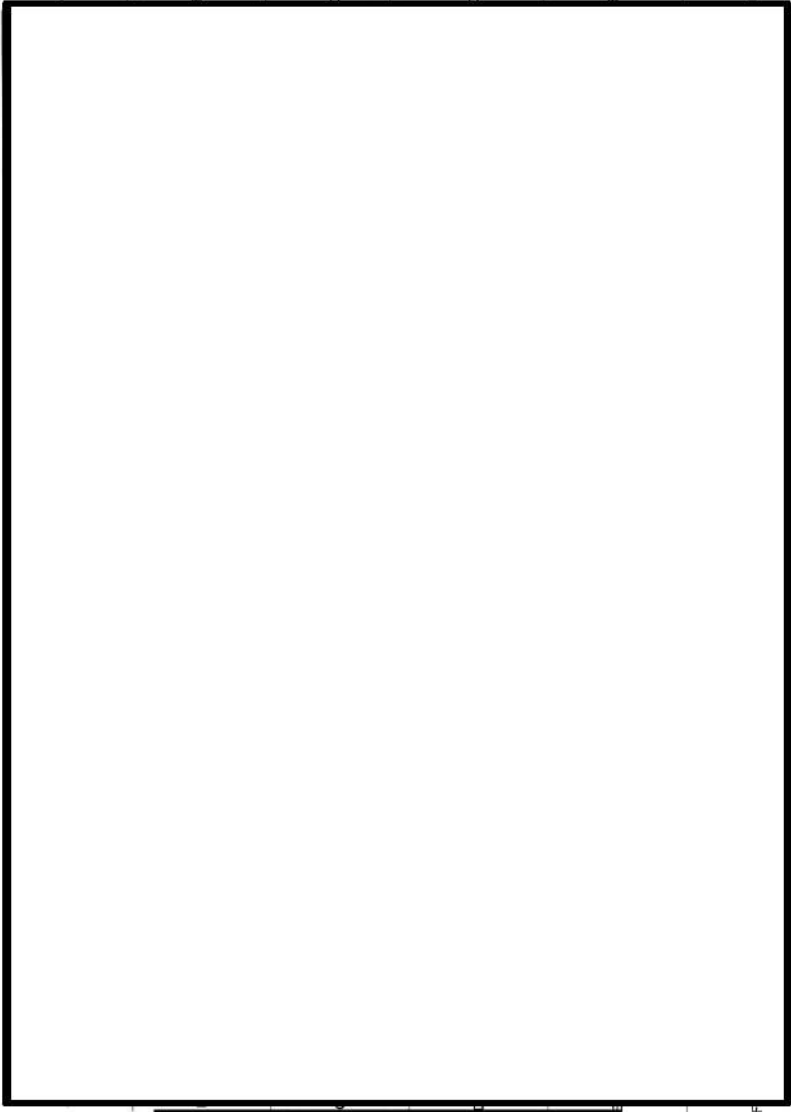
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図44-3-1 ATWS検出設備（発電用原子炉挿入制御）の構成及び概要</p> <p>図44-3-2 ATWS検出設備（発電用原子炉挿入制御）の構成及び概要</p> <p>図44-3-3 ATWS検出設備（発電用原子炉挿入制御）の構成及び概要</p> <p>比較対象として女川補足説明資料より転記</p>	<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映による試験検査資料の追加 ・大飯は同様の資料がなく比較対象として女川の資料を参考掲載する。

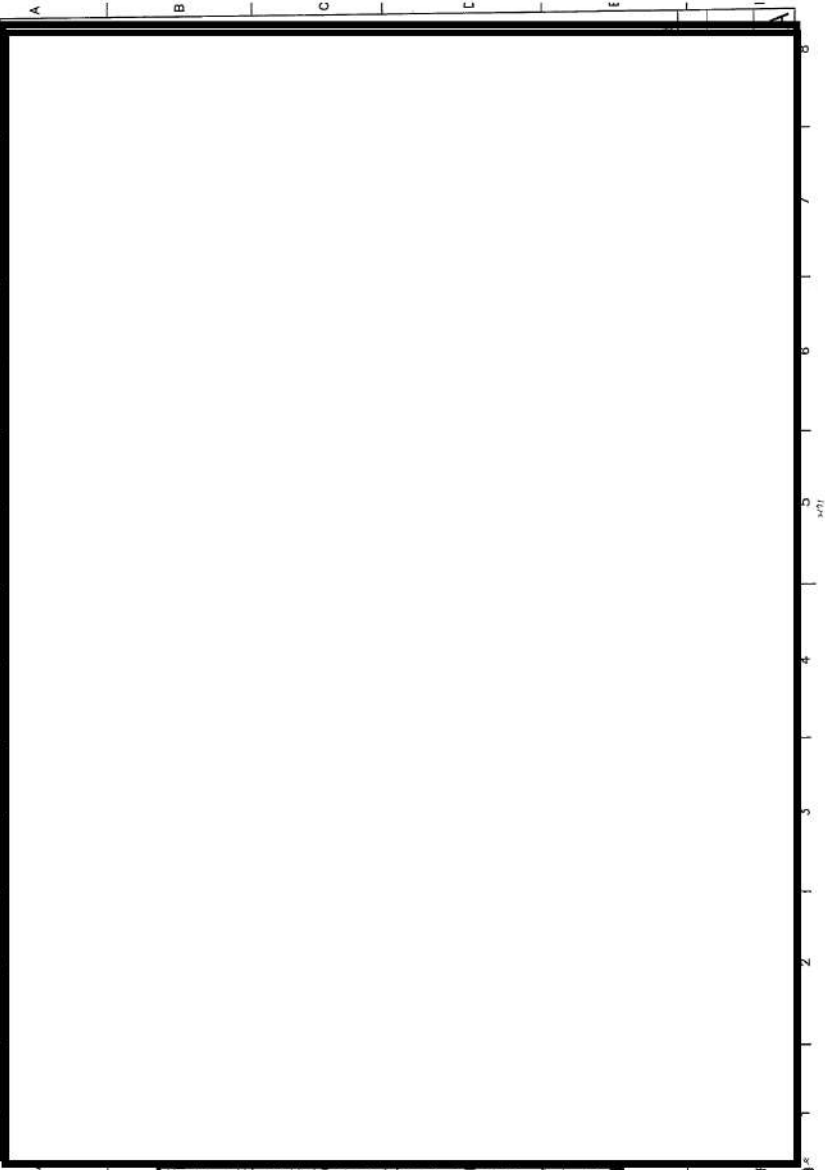
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="331 1361 801 1390">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>		<p data-bbox="1977 172 2085 193">関連資料の相違</p> <ul data-bbox="1977 204 2123 499" style="list-style-type: none"> ・模擬入力にて試験検査が可能な設計であることは、前出のロジック図にて示しており、大飯が示す盤構造図よりも適切な試験検査の関連資料を付している（最新審査記録の反映）。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="353 1361 815 1385">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>		<p data-bbox="1977 172 2085 193">関連資料の相違</p> <ul data-bbox="1977 204 2132 497" style="list-style-type: none"> ・模擬入力にて試験検査が可能な設計であることは、前出のロジック図にて示しており、大飯が示す盤構造図よりも適切な試験検査の関連資料を付している（最新審査記録の反映）。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-4(2) ATWS緩和設備の試験に対する考え方について</p>		<p>■資料番号の相違 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉			泊発電所3号炉			相違理由
<p>A TWS緩和設備の試験に対する考え方について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処設備の試験・検査については、第43条3項に要求されており、解釈には、第12条（安全施設）4項の解釈に準ずるものと規定されている。</p> <p>このうち、A TWS緩和設備については、以下の理由により原子炉の停止中（定期検査時）に試験を行う設計としている。</p> <p>2. 12条第4項の要求に対する適合性の整理</p> <p>12条第4項の要求</p> <p>「安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。」</p>			<p>参考資料1</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A TWS緩和設備)の試験に対する考え方について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処設備の試験・検査については、第43条第3項に要求されており、解釈には、第12条（安全施設）第4項の解釈に準ずるものと規定されている。</p> <p>このうち、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A TWS緩和設備)については、以下の理由により原子炉の停止中（定期検査時）に試験を行う設計としている。</p> <p>2. 第12条第4項の要求に対する適合性の整理</p> <p>第12条第4項の要求</p> <p>「安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。」</p>			<p>■名称の相違(共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A TWS緩和設備))</p> <p>・泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。(伊方同様)</p> <p>・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p> <p>■記載表現の相違</p>
12条解釈	要求事項	適合性の整理	12条解釈	要求事項	適合性の整理	
7	第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実システムを用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を許容することを意味する。	使用前検査及び停止中（定期検査時）は、実システムを用いた試験を実施する。	7	第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実システムを用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を許容することを意味する。	使用前検査及び停止中（定期検査時）は、実システムを用いた試験を実施する。	
8-1	発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査ができること。ただし、運転中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りでない。また、多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。	A TWS緩和設備は、タービントリップ、補助給水ポンプ起動、主蒸気隔離の各信号を発信するため、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性がある。	8-1	発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査ができること。ただし、運転中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りでない。また、多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A TWS緩和設備)は、タービントリップ、補助給水ポンプ起動、主蒸気隔離の各信号を発信するため、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性がある。	
8-2	運転中における安全保護系の各チャンネルの機能確認試験にあっては、その実施中においても、その機能自体が維持されていると同時に、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しないこと。	A TWS緩和設備は、多重性を有していないため、運転中に試験を実施すると、その間は、機能自体が維持されない。また、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない。	8-2	運転中における安全保護系の各チャンネルの機能確認試験にあっては、その実施中においても、その機能自体が維持されていると同時に、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しないこと。	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A TWS緩和設備)は、多重性を有していないため、運転中に試験を実施すると、その間は、機能自体が維持されない。また、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉			泊発電所3号炉			相違理由
8-3	発電用原子炉の停止中に定期的に行う試験又は検査は、原子炉等規正法及び技術基準規則に規定される試験又は検査を含む。	停止中に定期的に行う試験等は、「重大事故時安全停止回路機能検査」を含む。	8-3	発電用原子炉の停止中に定期的に行う試験又は検査は、原子炉等規制法及び技術基準規則に規定される試験又は検査を含む。	停止中に定期的に行う試験等は、「重大事故時安全停止回路機能検査」を含む。	
9	第4項について、下表の左欄に掲げる施設に対しては右欄に示す要求事項を満たさなければならない。「安全保護系」原則として原子炉の運転中に、定期的に試験ができるとともに、その健全性及び多重性を確認するため、各チャンネルが独立に試験できる設計であること。	ATWS緩和設備は、重大事故対処設備であることから、多重性を有しておらず、設計基準事故対処設備である安全保護系のような対応はできない。	9	第4項について、下表の左欄に掲げる施設に対しては右欄に示す要求事項を満たさなければならない。「安全保護系」原則として原子炉の運転中に、定期的に試験ができるとともに、その健全性及び多重性を確認するため、各チャンネルが独立に試験できる設計であること。	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、重大事故等対処設備であることから、多重性を有しておらず、設計基準事故対処設備である安全保護系のような対応はできない。	■記載表現の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備であるATWS緩和設備は、工学的安全施設の補機等に対して作動信号を発信する設備であり、運転中に試験を実施する場合には、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性があり、かつ、試験中は機能自体が維持できない状態となる。</p> <p>3. ATWS緩和設備の試験間隔の検討</p> <p>(1) ATWS緩和設備は、安全保護設備による原子炉非常停止機能が喪失した時に期待される設備である。ATWS緩和設備に関する信頼性評価においては、試験頻度を定期検査毎として評価し、ATWSが発生し、かつATWS緩和設備の故障により緩和機能が動作しない状態が発生する頻度は [] と十分に低いことを確認しており、定期検査毎の試験度としても信頼性は十分確保できる。</p> <p>(2) 原子力安全委員会が定めている安全目標案に対する性能目標（発電用軽水型原子炉施設の性能目標について—安全目標案に対する性能目標について—、平成18年3月）では、内的事象と外的事象の両者を含む炉心損傷発生頻度の目安として、10^{-4}/炉年程度が指標となっているが、この目安を十分に下回っている。</p> <p>以上のことから、ATWS緩和設備は、表2-1に示す重大事故等対処設備の試験性に関する設置許可基準規則（第四十三条）及び技術基準規則（第五十四条）に基づいて、停止中（定期検査時）に試験を実施することをもって対応するものとする。</p> <p>表2-1 ATWS緩和設備（重大事故等対処設備）の試験性に関する基準規則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>設置許可基準規則 （重大事故等対処設備） 第四十三条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>技術基準規則 （重大事故等対処設備） 第五十四条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができること。</p> </div>	<p>重大事故等対処設備である共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備) は、工学的安全施設の補機等に対して作動信号を発信する設備であり、発電用原子炉の運転中に試験を実施する場合には、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性があり、かつ、試験中は機能自体が維持できない状態となる。</p> <p>3. 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備) の試験間隔の検討</p> <p>(1) 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備) は、安全保護設備による原子炉非常停止機能が喪失した時に期待される設備である。共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備) に関する信頼性評価においては、試験頻度を定期検査毎として評価し、ATWSが発生し、かつ共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備) の故障により緩和機能が動作しない状態が発生する頻度は [] と十分に低いことを確認しており、定期検査毎の試験度としても信頼性は十分確保できる。</p> <p>(2) 原子力安全委員会が定めている安全目標案に対する性能目標（発電用軽水型原子炉施設の性能目標について—安全目標案に対する性能目標について—、平成18年3月）では、内的事象と外的事象の両者を含む炉心損傷発生頻度の目安として、10^{-4}/炉年程度が指標となっているが、この目安を十分に下回っている。</p> <p>以上のことから、共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備) は、表2-1に示す重大事故等対処設備の試験性に関する設置許可基準規則（第四十三条）及び技術基準規則（第五十四条）に基づいて、発電用原子炉の停止中（定期検査時）に試験を実施することをもって対応するものとする。</p> <p>表2-1 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備) (重大事故等対処設備) の試験性に関する基準規則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>設置許可基準規則 （重大事故等対処設備） 第四十三条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>技術基準規則 （重大事故等対処設備） 第五十四条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができること。</p> </div>	<p>■記載表現の相違</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>なお、安全保護設備については、旧安全設計審査指針（指針40）及び旧技術基準省令（第二十二條）の要求により、運転中の試験を実施しており、これは表2-2に示す現行の設置許可基準規則（第十二條）及び技術基準規則（第十五條、第三十五條）にも対応するものである。</p> <p>表2-2 安全保護設備の試験性に関する基準規則</p> <table border="1" data-bbox="150 363 969 788"> <tr> <td data-bbox="150 363 969 496"> 設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。 </td> <td data-bbox="1055 161 1966 1410"> <p>なお、安全保護設備については、旧安全設計審査指針（指針40）及び旧技術基準省令（第二十二條）の要求により、運転中の試験を実施しており、これは表2-2に示す現行の設置許可基準規則（第十二條）及び技術基準規則（第十五條、第三十五條）にも対応するものである。</p> <p>表2-2 安全保護設備の試験性に関する基準規則</p> <table border="1" data-bbox="1066 363 1886 788"> <tr> <td data-bbox="1066 363 1886 496"> 設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。 </td> <td data-bbox="1886 363 1886 788"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 496 1886 683"> 技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。 </td> <td data-bbox="1886 496 1886 683"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 683 1886 788"> （安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 </td> <td data-bbox="1886 683 1886 788"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	<p>なお、安全保護設備については、旧安全設計審査指針（指針40）及び旧技術基準省令（第二十二條）の要求により、運転中の試験を実施しており、これは表2-2に示す現行の設置許可基準規則（第十二條）及び技術基準規則（第十五條、第三十五條）にも対応するものである。</p> <p>表2-2 安全保護設備の試験性に関する基準規則</p> <table border="1" data-bbox="1066 363 1886 788"> <tr> <td data-bbox="1066 363 1886 496"> 設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。 </td> <td data-bbox="1886 363 1886 788"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 496 1886 683"> 技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。 </td> <td data-bbox="1886 496 1886 683"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 683 1886 788"> （安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 </td> <td data-bbox="1886 683 1886 788"></td> </tr> </table>	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。		技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。		（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。	
設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	<p>なお、安全保護設備については、旧安全設計審査指針（指針40）及び旧技術基準省令（第二十二條）の要求により、運転中の試験を実施しており、これは表2-2に示す現行の設置許可基準規則（第十二條）及び技術基準規則（第十五條、第三十五條）にも対応するものである。</p> <p>表2-2 安全保護設備の試験性に関する基準規則</p> <table border="1" data-bbox="1066 363 1886 788"> <tr> <td data-bbox="1066 363 1886 496"> 設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。 </td> <td data-bbox="1886 363 1886 788"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 496 1886 683"> 技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。 </td> <td data-bbox="1886 496 1886 683"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 683 1886 788"> （安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 </td> <td data-bbox="1886 683 1886 788"></td> </tr> </table>	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。		技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。		（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。		
設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。								
技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。								
（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-5 系統図</p>	<p>44-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	原子炉トリップ (1)	中立→トリップ	中央制御室	スイッチ操作	うち 1 台使用
②	原子炉トリップ (2)	中立→トリップ	中央制御室	スイッチ操作	

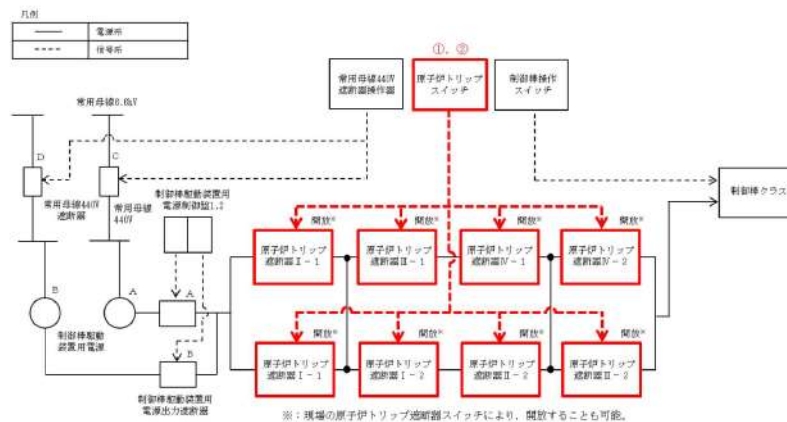
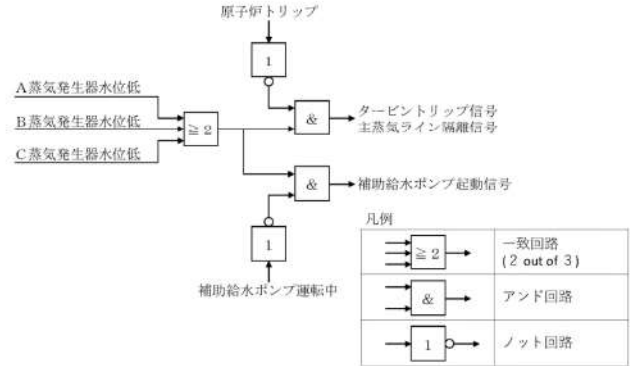


図 44-4-1 手動による原子炉緊急停止

■ 記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

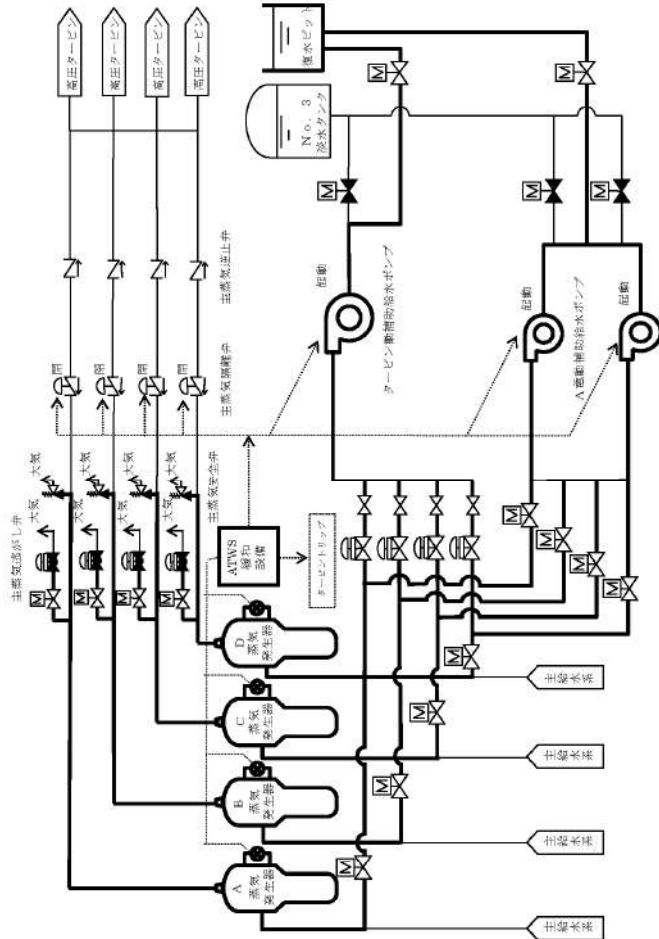
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 44-4-2 原子炉出力抑制（1）</p>	<p>■記載方針の相違（女川審査記録の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉



緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図(1)

44-5-1

泊発電所3号炉

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	タービントリップ	作動	-	自動動作	-
②	A-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気
③	B-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気
④	C-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気
⑤	A-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑥	B-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑦	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑧	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑨	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	遠動	-
⑩	A-主蒸気送がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑪	B-主蒸気送がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑫	C-主蒸気送がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑬	A-主蒸気安全弁	全閉→全開	-	-	-
⑭	B-主蒸気安全弁	全閉→全開	-	-	-
⑮	C-主蒸気安全弁	全閉→全開	-	-	-

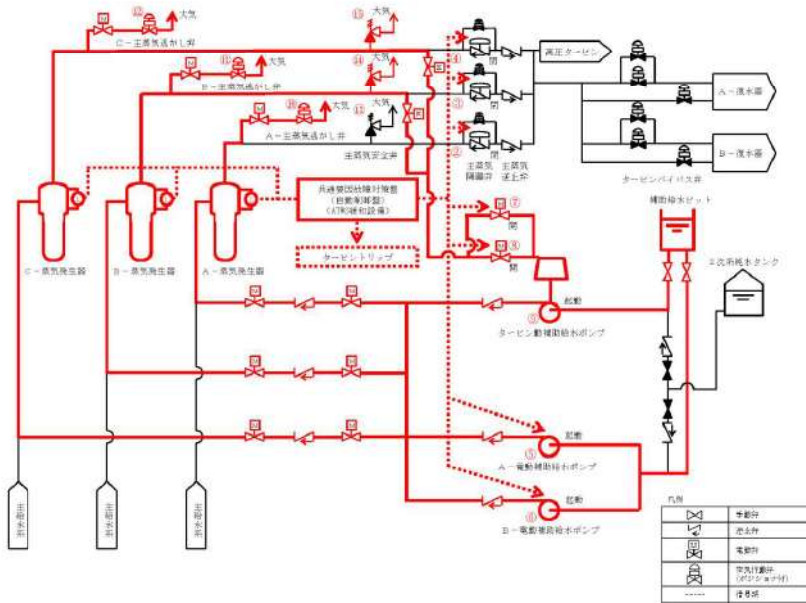
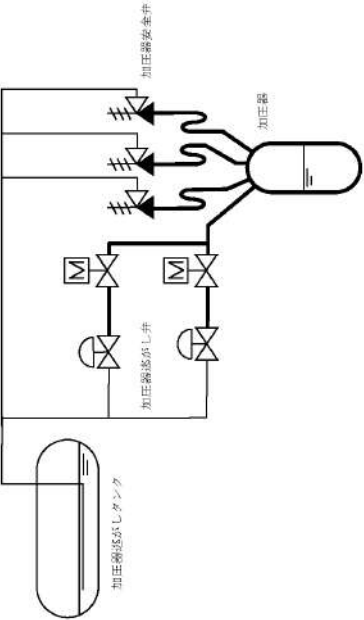
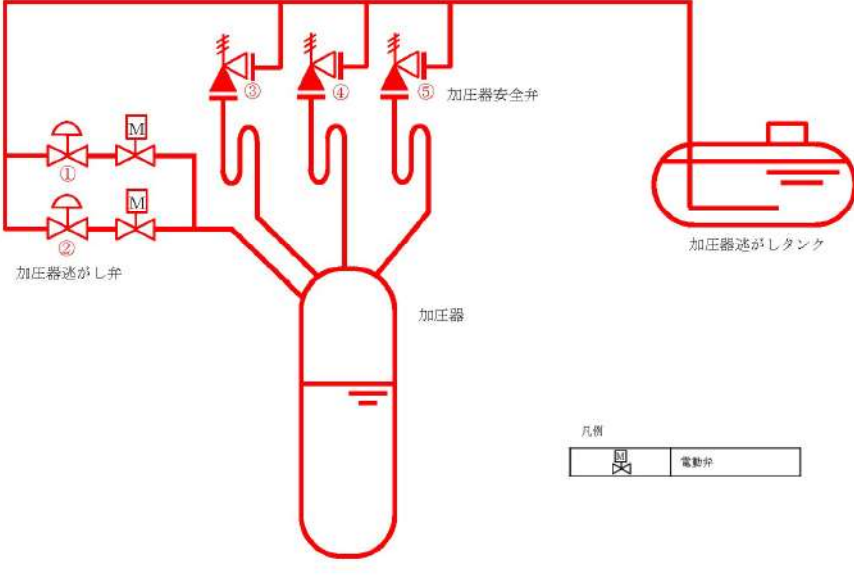


図 44-4-3 原子炉出力抑制(2)

相違理由

■記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																				
 <p style="text-align: center;">緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図 (2)</p>	<table border="1" data-bbox="1077 312 1944 504"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉⇔全開</td> <td>中央制御室</td> <td>自動動作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉⇔全開</td> <td>中央制御室</td> <td>自動動作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>C-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">図 44-4-4 原子炉出力抑制 (3)</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気	②	B-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気	③	A-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	④	B-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	⑤	C-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																	
①	A-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気																																	
②	B-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気																																	
③	A-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	
④	B-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	
⑤	C-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	

44-5-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

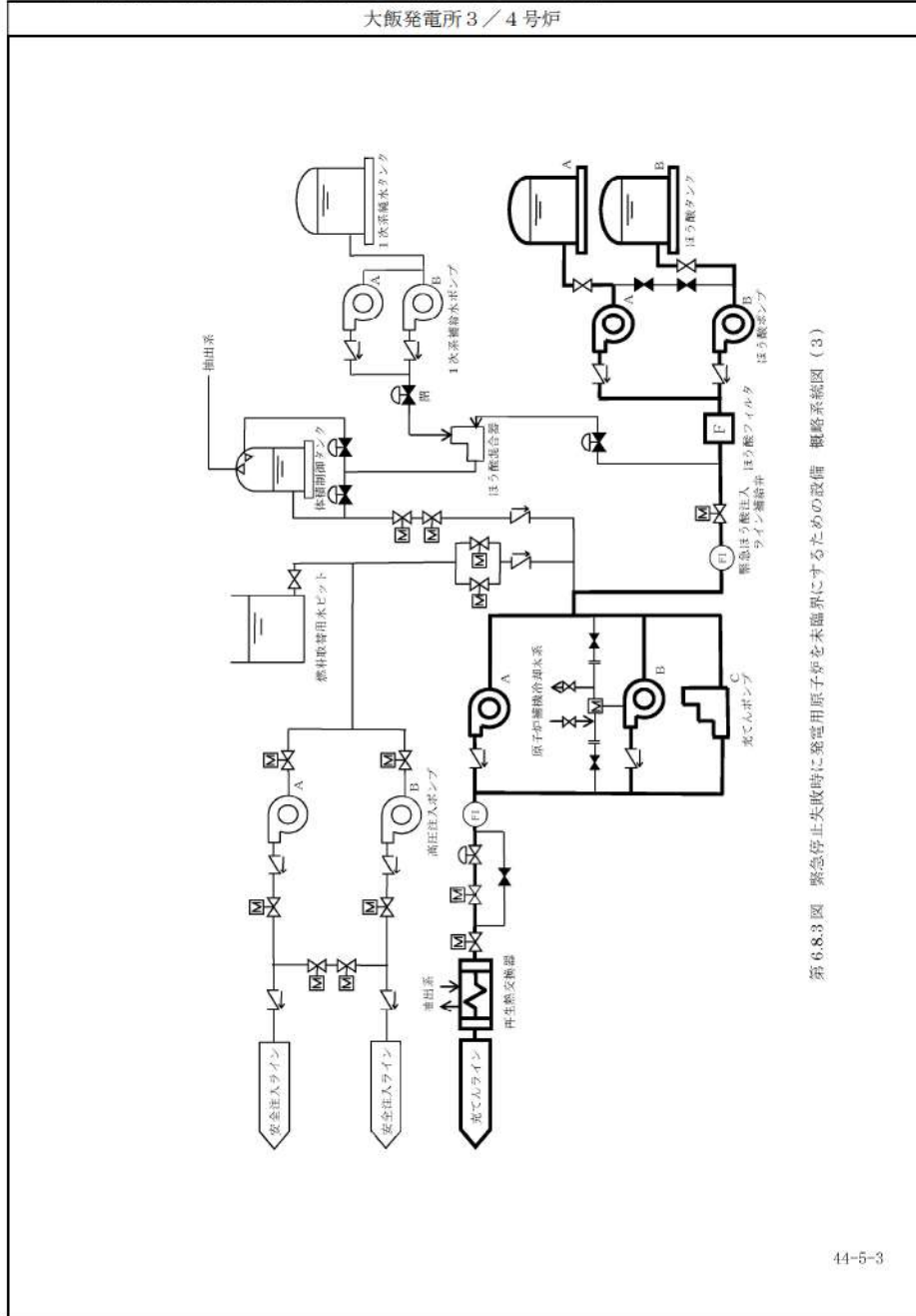


図 6.8.3 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系図 (3)

44-5-3

泊発電所3号炉

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-充てんポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	うち1台使用
②	B-充てんポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	交流電源
③	C-充てんポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	
④	A-ほう酸ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	うち1台使用
⑤	B-ほう酸ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑥	ほう酸注入タンク循環ライン入口止め弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑦	A-ほう酸タンク循環ライン流量調節弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	A系使用時 直流電源 制御用空気
⑧	B-ほう酸タンク循環ライン流量調節弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	B系使用時 直流電源 制御用空気
⑨	緊急ほう酸注入弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑩	1次系純水補給ライン流量制御弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑪	A-1次系補給水ポンプ	起動→停止	中央制御室	操作器操作	うち1台使用
⑫	B-1次系補給水ポンプ	起動→停止	中央制御室	操作器操作	交流電源

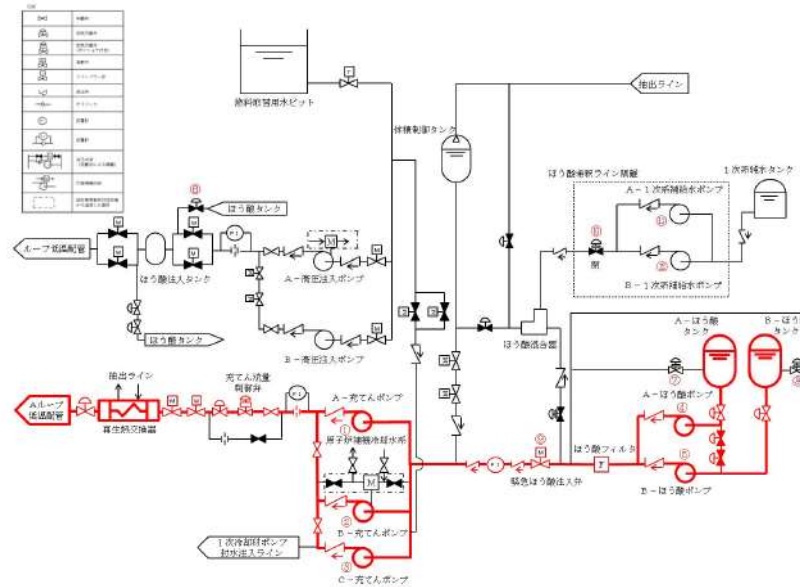


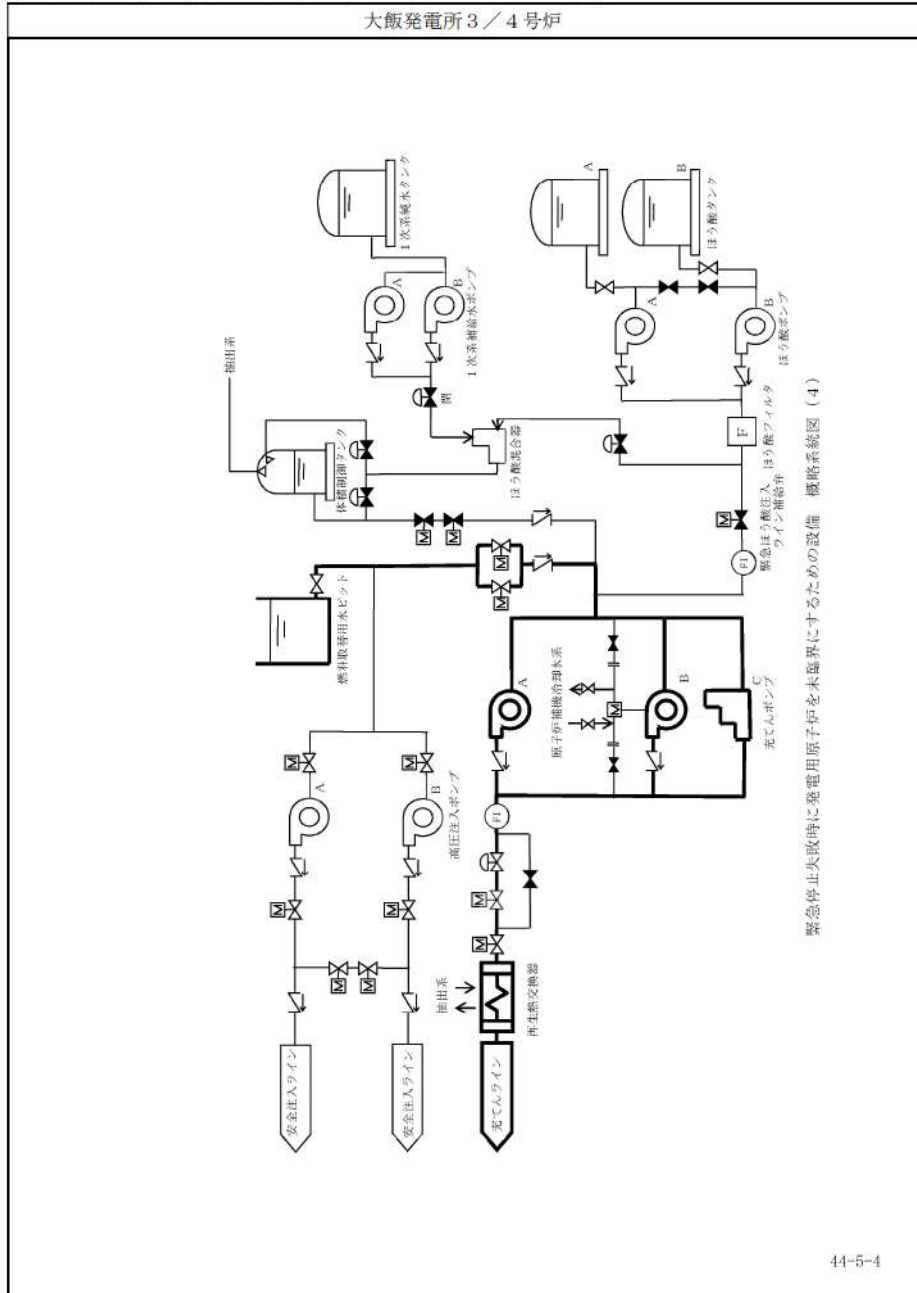
図 44-4-5 ほう酸水注入 (1)

相違理由

■記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

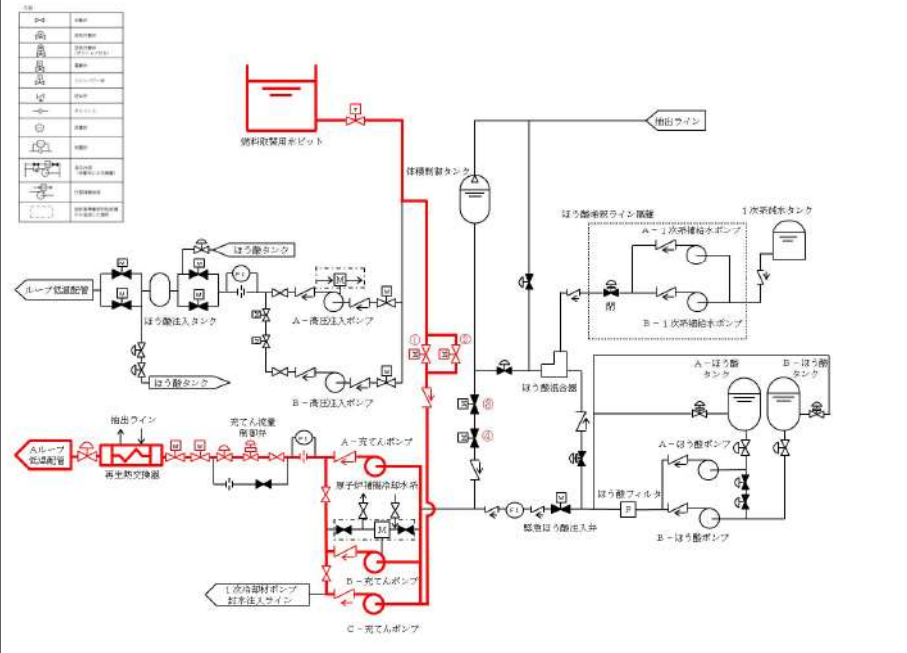
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備



44-5-4

泊発電所3号炉

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側入口弁A	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
②	充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側入口弁B	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
③	体積制御タンク出口第1止め弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源
④	体積制御タンク出口第2止め弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源



相違理由

■記載方針の相違(女川審査記録の反映)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

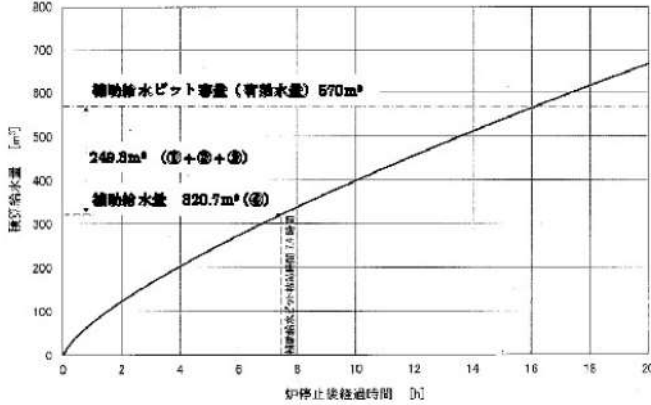
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	4.4-5 容量設定根拠	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】及び 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○水源 補助給水ピット：570m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン 補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。 【必要注水量内訳】注水温度 40℃</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去 ： -11.6m³ （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他） ② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去 ： 156.5m³ （1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱） ③ 蒸気発生器水位回復 ： 104.4m³ <li style="text-align: right;">上記①～③の合計 ： 249.3m³ ④ 崩壊熱除去 ： 320.7m³  <p>補助給水ピットの有効水量 570m³ から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170℃まで減温するために必要な給水量等（249.3m³）を引いた量（320.7m³）の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4時間後となる。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	<p>■記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	<p>■記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: right;">容-2(1/8)</p> <table border="1" data-bbox="1077 264 1944 437"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>燃料取替用水ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/個</td> <td>□以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 設計基準対象施設の燃料取替用水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。 ・その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消火要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレイすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気水を水滴で覆い消火を行うために設置する。 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。 <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	名 称		燃料取替用水ピット	容 量	m ³ /個	□以上(2,000)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	95	<p>■記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>
名 称		燃料取替用水ピット												
容 量	m ³ /個	□以上(2,000)												
最高使用圧力	MPa	大気圧												
最高使用温度	℃	95												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(2/8)</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(4/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> </div>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> </div>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、以上とする。</p> </div>	<p>■記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合は、$\square \text{m}^3$/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 $\square \text{m}^3$/個を上回る$2,000 \text{m}^3$/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであるため、これを上回る温度として95°Cとする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30°Cを上回る95°Cとする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効水量</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>44-6(1) 工学的安全施設等の作動信号の設定根拠について</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時の原子炉トリップ失敗事象（ATWS）の兆候を検知した場合又は発生した場合、原子炉を未臨界にするための設備を作動させる信号の設定値の根拠、及び、作動回路の説明図についてまとめたものであり、構成としては緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の概要、作動信号の設定値の設定方法、作動信号の設定値根拠、作動回路の説明図からなっている。</p> <p>2. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の概要</p> <p>ATWS緩和設備は、ATWSが発生するおそれがある場合又は発生した場合に、設計基準事故対処設備により原子炉が停止しない場合には、自動でタービントリップ及び主蒸気隔離を行い、また、補助給水ポンプが起動しない場合には、自動で補助給水ポンプを起動させ、炉心の著しい損傷を防止する設計とする。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備によって、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値の設定方法について</p> <p>緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号は、実際のセット値に対して計装誤差を差し引いた値から、実際のセット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲を設定範囲とする。本設定方法により、計装誤差を考慮して規定した設定範囲における緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動が保証される。</p> <p>なお、設定値、セット値等の用語の定義は以下のとおりである。</p>	<p>参考資料1</p> <p>工学的安全施設等の作動信号の設定根拠について</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時の原子炉トリップ失敗事象（ATWS）の兆候を検知した場合又は発生した場合、発電用原子炉を未臨界にするための設備を作動させる信号の設定値の根拠、及び、作動回路の説明図についてまとめたものであり、構成としては緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の概要、作動信号の設定値の設定方法、作動回路の説明図からなっている。</p> <p>2. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の概要</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)（ATWS緩和設備）は、ATWSが発生するおそれがある場合又は発生した場合に、設計基準事故対処設備により原子炉が停止しない場合には、自動でタービントリップ及び主蒸気ライン隔離を行い、また、補助給水ポンプが起動しない場合には、自動で補助給水ポンプを起動させ、炉心の著しい損傷を防止する設計とする。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備によって、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで発電用原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値の設定方法について</p> <p>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号は、実際のセット値に対して計装誤差を差し引いた値から、実際のセット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲を設定範囲とする。本設定方法により、計装誤差を考慮して規定した設定範囲における緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動が保証される。</p> <p>なお、設定値、セット値等の用語の定義は以下のとおりである。</p>	<p>■資料番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■記載表現の相違</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>■名称の相違(共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備))</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。(伊方同様) <p>■以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 主蒸気ライン隔離 <p>■記載表現の相違</p> <p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、検出器に限らず、アイソ 																
<p>表1 設定値根拠の用語の説明</p>	<p>表1 設定値根拠の用語の説明</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定値 (設定範囲)</td> <td>緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。</td> </tr> <tr> <td>セット値</td> <td>実機の計装設備にセットする値。</td> </tr> <tr> <td>計装誤差</td> <td>検出器の計器誤差に余裕を加算したもの。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。	セット値	実機の計装設備にセットする値。	計装誤差	検出器の計器誤差に余裕を加算したもの。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定値 (設定範囲)</td> <td>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。</td> </tr> <tr> <td>セット値</td> <td>実機の計装設備にセットする値。</td> </tr> <tr> <td>計装誤差</td> <td>検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に 発電用 原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。	セット値	実機の計装設備にセットする値。	計装誤差	検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、検出器に限らず、アイソ
用語	説明																	
設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。																	
セット値	実機の計装設備にセットする値。																	
計装誤差	検出器の計器誤差に余裕を加算したもの。																	
用語	説明																	
設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に 発電用 原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。																	
セット値	実機の計装設備にセットする値。																	
計装誤差	検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

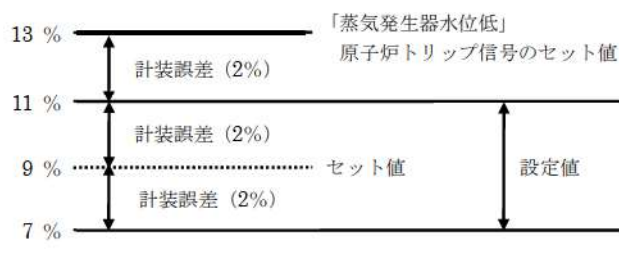

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	相違理由
計装誤差	検出器などの計器誤差に余裕を加算したもの。		レーションカードやバイステープルカードによる誤差も含むことを表現している。(伊方同編)
伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載			

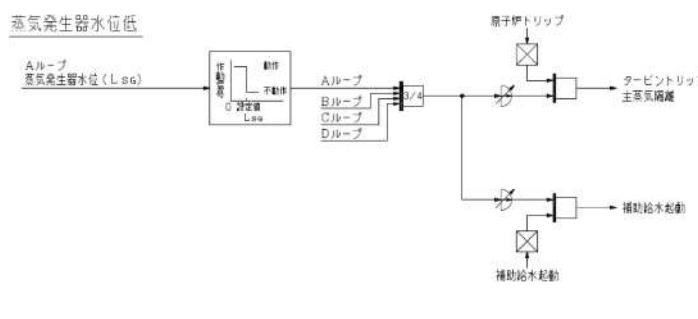
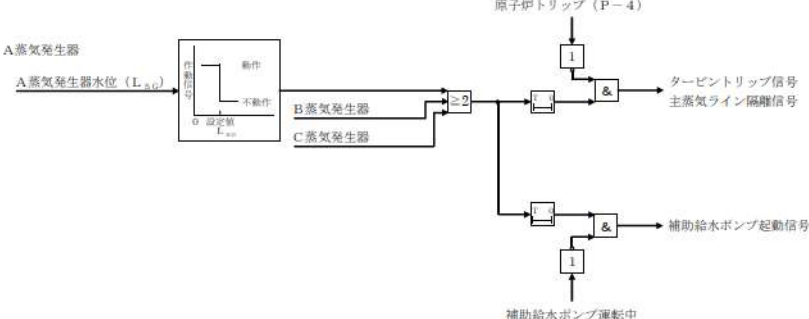
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
4. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値根拠		4. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値根拠		■記載表現の相違
名称	蒸気発生器水位低	名称	蒸気発生器水位低	
目的/機能	原子炉トリップ失敗時に蒸気発生器の水位が低下した場合には、原子炉を安全に停止するため、3 ループ以上の蒸気発生器の水位低の信号で補助給水ポンプを起動させ、タービントリップさせるとともに、主蒸気隔離を行う。	目的/機能	原子炉トリップ失敗時に蒸気発生器の水位が低下した場合には、原子炉を安全に停止するため、2 ループ以上の蒸気発生器の水位低の信号で補助給水ポンプを起動させ、タービントリップさせるとともに、主蒸気ライン隔離を行う。	■設備の相違(ループ数、伊方同様) ・泊(3ループ)と大飯(4ループ)にてループ数が異なるが、「蒸気発生器水位低」信号にてATWS緩和設備を動作する構成は同様。(伊方同様)
設定値	計器スパンの7%以上、かつ、11%以下 (計器スパンの9% ± 2%以内)	設定値	計器スパンの7%以上、かつ、11%以下 (計器スパンの9% ± 2%以内)	
<p>【設定根拠】</p> <p>ATWS緩和設備から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%)および本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p> <p>設定値は、セット値から計装誤差である2%を差し引いても確実に作動する7%以上、かつ、セット値に計装誤差である2%を加算しても本設備の不必要な動作を防止できる11%以下とする。</p> 		<p>【設定根拠】</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%)および本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p> <p>設定値は、セット値から計装誤差である2%を差し引いても確実に作動する7%以上、かつ、セット値に計装誤差である2%を加算しても本設備の不必要な動作を防止できる11%以下とする。</p> 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p> <p>緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図を図1に示す。</p>  <p>蒸気発生器水位低</p> <p>Aループ 蒸気発生器水位(Lsg)</p> <p>動作 不動作 0 設定値 Lsg</p> <p>Aループ Bループ Cループ Dループ</p> <p>原子炉トリップ</p> <p>タービントリップ 主蒸気隔離</p> <p>補助給水起動</p> <p>補助給水起動</p> <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変限時励磁回路 アンド回路 一致回路 (3 out of 4) ノット回路 <p>図1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p>	<p>5. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p> <p>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図を図1に示す。</p>  <p>A蒸気発生器</p> <p>A蒸気発生器水位(Lsg)</p> <p>動作 不動作 0 設定値 Lsg</p> <p>B蒸気発生器</p> <p>C蒸気発生器</p> <p>原子炉トリップ (P-4)</p> <p>タービントリップ信号 主蒸気ライン隔離信号</p> <p>補助給水ポンプ起動信号</p> <p>補助給水ポンプ運転中</p> <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変限時励磁回路 アンド回路 一致回路 (2 out of 3) ノット回路 <p>図1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p>	<p>相違理由</p> <p>■記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">4.4-6 単線結線図</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">図 4-6-1 交流電源単線結線図</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

図4-6-2 直流電源単線結線図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">44-6(2) ATWS緩和設備について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>44-5(2) 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）について</p> <p style="text-align: center;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p> </div>	<p style="text-align: center;">44-7 共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）について</p>	<p>■資料番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違（共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。（伊方同様） ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉を緊急に停止することができない事象（ATWS）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な設備について説明する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>原子炉を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、自動的にタービントリップ及び主蒸気隔離させることにより1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させるとともに、補助給水ポンプを自動起動し、蒸気発生器2次側保有水量の減少を抑制し、低下した原子炉出力に相当する発生熱を蒸気発生器を介して除去することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持し、炉心の著しい損傷を防止するための設備（以下、ATWS緩和設備）を設置する。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. ATWS緩和設備の設計方針</p> <p>ATWS緩和設備の設計方針を以下に示す。自動作動設備について主要設備の構成を5章に示す。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉を緊急に停止することができない事象（ATWS）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な設備について説明する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>原子炉を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、自動的にタービントリップ及び主蒸気ライン隔離させることにより1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させるとともに、補助給水ポンプを自動起動し、蒸気発生器2次側保有水量の減少を抑制し、低下した原子炉出力に相当する発生熱を蒸気発生器を介して除去することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持し、炉心の著しい損傷を防止するための設備（以下、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備））を設置する。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）の設計方針</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）の設計方針を以下に示す。また、主要設備の構成を5章に示す。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既許可を踏襲し、泊は（法令引用箇所を除き）読点を「,」としている。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離
<p>多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）の設計方針を以下に示す。また、主要設備の構成を5章に示す。</p> <p style="text-align: right;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p>		<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、名称に「自動」の意味を含むため、「自動作動設備」との読み替えは不要。（伊方同様）
<p>(1)環境条件</p> <p>ATWS緩和設備は、想定する重大事故（ATWS）が発生した場合における環境条件下において、必要な機能を果たすことができる設計とする。</p> <p>自動作動設備については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p>	<p>(1)環境条件</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、想定する重大事故（ATWS）が発生した場合における環境条件下において、必要な機能を果たすことができる設計とする。</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、名称に「自動」の意味を含むため、「自動作動設備」との読み替えは不要。（伊方同様）
<p>多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p>		
<p>温度：0～50℃ 圧力：大気圧</p>	<p>温度：0～50℃ 圧力：大気圧</p>	
<p>(2)操作性</p> <p>ATWS緩和設備は、必要な信号を自動的に発信する設計としており、操作性に関する設</p>	<p>(2)操作性</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、必要な信号を自動的に発信する設</p>	

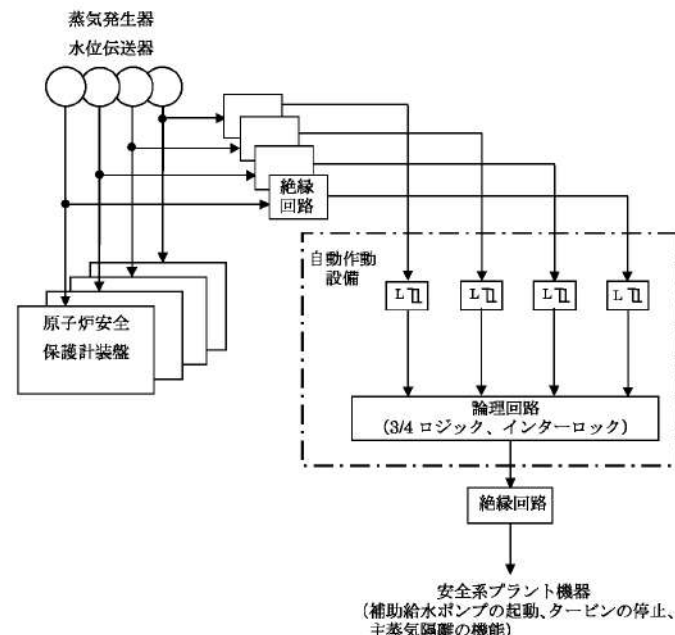
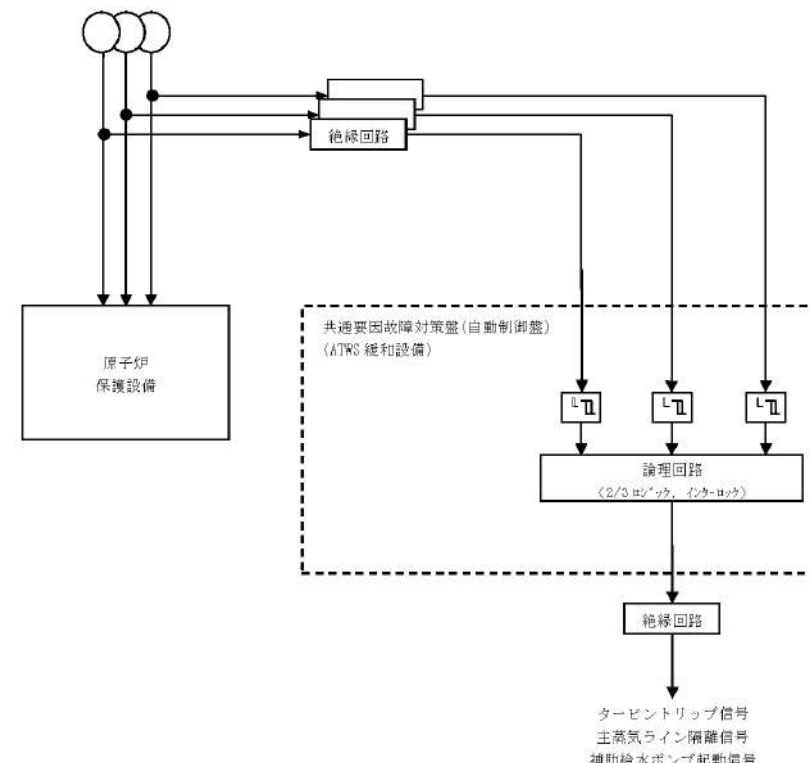
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>計上の考慮は不要である。</p> <p>(3)悪影響防止 ATWS緩和設備の自動作動機能は、万が一故障が生じて、設計基準事故対処設備の安全保護系に悪影響を与えないように、安全保護系とは電気的に分離を図る設計とする。</p> <p>(4)耐震性 ATWS緩和設備は、耐震Sクラスの耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5)耐津波性 ATWS緩和設備は、津波の影響を受けない場所に設置するものとする。</p> <p>(6)多様性 ATWS緩和設備は、検出器信号の出力から自動作動信号の出力までを原子炉停止機能を有する安全保護系とは独立した回路で実現することにより、原子炉停止機能を有する安全保護系とは多様性を有する設計とする。</p> <p>4. 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備 化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。 化学体積制御設備のほう酸ポンプ及び充てんポンプを必要に応じて、手動起動し、ほう酸タンクのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備の充てんポンプを中央制御室の操作スイッチにより手動起動し、非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、耐震Sクラスの耐震性を有するものとし、また、津波の影響を受けない場所への配置とする。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、通常時、設計基準事故時及び重大事故時において、使用するもの同一の機能、系統構成であり、他の設備に対して悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>計としており、操作性に関する設計上の考慮は不要である。</p> <p>(3) 悪影響防止 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の自動作動機能は、万が一故障が生じて、設計基準事故対処設備の安全保護系に悪影響を与えないように、安全保護系とは電気的に分離を図る設計とする。</p> <p>(4) 耐震性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)は、耐震 S クラスの耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5) 耐津波性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)は、津波の影響を受けない場所に設置するものとする。</p> <p>(6) 多様性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)は、検出器信号の出力から自動作動信号の出力までを原子炉停止機能を有する安全保護系とは独立した回路で実現することにより、原子炉停止機能を有する安全保護系とは多様性を有する設計とする。</p> <p>4. 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備 化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。 化学体積制御設備のほう酸ポンプ及び充てんポンプを必要に応じて、手動起動し、ほう酸タンクのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備の充てんポンプを中央制御室の操作スイッチにより手動起動し、非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、耐震Sクラスの耐震性を有するものとし、また、津波の影響を受けない場所への配置とする。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、通常時、設計基準事故時及び重大事故時において、使用するもの同一の機能、系統構成であり、他の設備に対して悪影響を及ぼすことはない。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. ATWS緩和設備の構成</p> <p>タービントリップ、主蒸気隔離、補助給水ポンプ起動の自動作動について、主要な設備構成を図1に示す。</p>  <p>図1 ATWS 緩和設備の構成</p>	<p>5. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の構成</p> <p>タービントリップ、主蒸気ライン隔離、補助給水ポンプ起動の自動作動について、主要な設備構成を図1に示す。</p>  <p>図1 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の構成</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ■名称の相違 ・主蒸気ライン隔離 ■設備の相違 ・泊(3ループ)と大阪(4ループ)にてループ数が異なるが、「蒸気発生器水位低」信号にてATWS緩和設備を作動する構成は同様。(伊方同様)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-6(3) ATWS緩和設備に関する健全性について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>44-5(3) 多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)に関する健全性について</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p> </div>	<p>44-8 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)に関する健全性について</p>	<p>■資料番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 ■名称の相違(共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)) ・泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。(伊方同様) ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 設計方針</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>ATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」時に原子炉トリップに失敗し制御棒が緊急挿入できない事象（以下、ATWSという。）が発生した場合に、炉心の著しい損傷を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保することを目的とする。</p> <p>(2) ATWSの発生要因</p> <p>ATWSの発生要因としては、安全保護系における以下の共通要因故障の想定および、以下理由により、原子炉トリップ信号が発信しても原子炉トリップしゃ断器の開放に失敗し、制御棒落下機能が喪失することを想定する。</p> <p>①デジタル安全保護系の機能喪失</p> <p>②原子炉トリップしゃ断器開失敗による制御棒落下機能喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップしゃ断器は多重性・独立性を有した設計としているが、機械的な要因により動作不良が発生する可能性は否定できない。 海外で原子炉トリップしゃ断器の不具合によりATWSが発生した事例がある。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ATWSの発生要因としては、安全保護系（原子炉緊急停止系）の故障により、原子炉緊急停止系作動回路によるトリップ信号が発信せず、原子炉スクラムに失敗することを想定する。</p> <p style="text-align: right;">柏崎の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p> </div> <p>(3) ATWS緩和設備に要求される機能</p> <p>ATWS緩和設備には、①原子炉出力を抑制する、②1次系の過圧を防止することが求め</p>	<p>1. 設計方針</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、「運転時の異常な過渡変化」時に原子炉トリップに失敗し制御棒が緊急挿入できない事象（以下、ATWSという。）が発生した場合に、炉心の著しい損傷を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保することを目的とする。</p> <p>(2) ATWSの発生要因</p> <p>ATWSの発生要因としては、安全保護系における以下の故障の想定及び、以下理由により、原子炉トリップ信号が発信しても原子炉トリップ遮断器の開放に失敗し、制御棒落下機能が喪失することを想定する。</p> <p>① 原子炉保護設備の機能喪失</p> <p>② 原子炉トリップ遮断器開失敗による制御棒落下機能喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ遮断器は多重性・独立性を有した設計としているが、機械的な要因により動作不良が発生する可能性は否定できない。 海外で原子炉トリップ遮断器の不具合により ATWS が発生した事例がある。 <p>(3) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)に要求される機能</p> <p>ATWS緩和設備には、①原子炉出力を抑制する、②1次冷却系の過圧を防止することが求</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 既許可を踏襲し、泊は(法令引用箇所を除き)読点を「,」としている。 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■記載表現の相違 (及び)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ遮断器 <p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系のうちデジタル計算機の範囲が、泊(原子炉安全保護盤、工学的安全施設作動盤、安全系現地制御監視盤)と大阪(原子炉安全保護装置)とで異なる。 ここで、ATWSの発生要因としては、技術的能力1.1に記載のとおり、安全保護系のうち原子炉トリップに係る機能を有する範囲の故障を想定している。 大阪は、当該の故障想定範囲とデジタル安全保護系の範囲とが一致しているが、泊は異なるため、当該の故障想定範囲を示す用語である「原子炉保護設備」と記載している。 なお、炉型の相違により設備構成は異なるが、安全保護系のデジタル化範囲が泊と同等である柏崎も、同様に「原子炉緊急停止系」と記載している。

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>られており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の第44条2(2)a)に従い、以下の機能を設けている。</p> <p>①原子炉出力の抑制</p> <p>タービントリップをさせることにより1次系から2次系への除熱を過渡的に悪化させ、1次冷却材温度を上昇させることで減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させる。</p> <p>さらに、本機能を強化するため、主蒸気隔離弁も閉止させる。</p> <p>②1次系の過圧防止</p> <p>低下した原子炉出力に相当する発生熱を、蒸気発生器（以下、SGという。）を介して除去する必要があり、SG2次側保有水量の減少を抑制することを目的に、補助給水ポンプを起動させる。</p> <p>(4) ATWS緩和設備の作動ロジック</p> <p>ATWS発生時は原子炉トリップ不能であるため、1次系原子炉出力は比較的高い状態を維持するものの、SG2次側保有水量が十分に確保されている限り、1次系から2次系への除熱がバランスする状態で過渡変化は収束する。</p> <p>一方、SG2次側保有水量が確保できない事象発生時に原子炉トリップが失敗した場合、SG水位の低下に伴い、SGを介した1次系から2次系への除熱が急激に悪化するため、1次系が過度に過熱されることとなる。</p> <p>この場合は、SGの水位が低下するため、ATWS緩和設備の作動信号として「蒸気発生器水位低」を選定する。</p> <p>具体的には、ATWS緩和設備の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致(4/4ロジック(1ch/SG))となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して3/4ロジックとしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致(3/3ロジック(1ch/SG))となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して2/3ロジックとする。伊方の設置許可SA44条まとめ資料より参考掲載</p> </div> <p>ATWS緩和設備は、設計基準事故対処設備の不動作時に期待される機能であり、ATWS緩和設備の不必要な作動を防止する観点から、正常に原子炉トリップしている場合は主蒸気隔離信号とタービントリップ信号の発信を阻止し、また、正常に補助給水ポンプが起動している場合は補助給水起動信号の発信を阻止することとする。</p>	<p>められており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の第44条2(2)a)に従い、以下の機能を設けている。</p> <p>①原子炉出力の抑制</p> <p>タービントリップをさせることにより1次冷却系から2次冷却系への除熱を過渡的に悪化させ、1次冷却材温度を上昇させることで減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させる。</p> <p>さらに、本機能を強化するため、主蒸気隔離弁も閉止させる。</p> <p>②1次冷却系の過圧防止</p> <p>低下した原子炉出力に相当する発生熱を、蒸気発生器（以下、SGという。）を介して除去する必要があり、SG2次側保有水量の減少を抑制することを目的に、補助給水ポンプを起動させる。</p> <p>(4) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動ロジック</p> <p>ATWS発生時は原子炉トリップ不能であるため、原子炉出力は比較的高い状態を維持するものの、SG2次側保有水量が十分に確保されている限り、1次冷却系から2次冷却系への除熱がバランスする状態で過渡変化は収束する。</p> <p>一方、SG2次側保有水量が確保できない事象発生時に原子炉トリップが失敗した場合、SG水位の低下に伴い、SGを介した1次冷却系から2次冷却系への除熱が急激に悪化するため、1次冷却系が過度に過熱されることとなる。</p> <p>この場合は、SGの水位が低下するため、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動信号として「蒸気発生器水位低」を選定する。</p> <p>具体的には、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致(3/3ロジック(1ch/SG))となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して2/3ロジックとしている。</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、設計基準事故対処設備の不動作時に期待される機能であり、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の不必要な作動を防止する観点から、正常に原子炉トリップしている場合は主蒸気ライン隔離信号とタービントリップ信号の発信を阻止し、また、正常に補助給水ポンプが起動している場合は補助給水ポンプ起動信号の発信を阻止することとする。</p>	<p>相違理由</p> <p>■記載表現の相違(1次冷却系、2次冷却系)</p> <p>・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p> <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同様)</p> <p>・泊(3ループ)と大阪(4ループ)にてループ数が異なるが、「蒸気発生器水位低」信号にてATWS緩和設備を作動する構成は同様。(伊方同様)</p> <p>・以降、同様の相違は「■①設備の相違(ループ数、伊方同様)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。</p> <p>■名称の相違</p> <p>・主蒸気ライン隔離</p> <p>・補助給水ポンプ起動信号</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) ATWS緩和設備の不具合による安全保護系への影響防止対策</p> <p>ATWS緩和設備（安全保護アナログ盤を含む。以下同じ。）の故障による安全保護系の誤動作を防止するため、以下の対策を設計上考慮している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>多様化自動作動盤（ATWS 緩和設備）故障による安全保護系の誤動作を防止するため、以下の対策を考慮した設計としている。</p> <p style="text-align: center;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p> </div> <p>a. ATWS緩和設備の内部構成を多重化し、単一故障により誤動作しない設計としている。</p> <p>b. 本設備は作動信号を発信する際に出力を出す設計をしており、駆動源である電源の喪失が生じた場合に誤信号を発信しない。なお、本設備が電源喪失した場合は中央制御室に警報を発信することから、故障を早期に把握し、復旧対応を行うことが可能である。</p> <p>c. ATWS緩和設備は安全保護系からSG水位等の信号を取り込み、作動信号を安全保護系に出力しているが、安全保護系に対して電気的、物理的分離を図ることにより、不具合の波及を防止する設計とする。</p> <p>(6) ATWS緩和設備の信頼性評価</p> <p>ATWS緩和設備（安全保護アナログ盤を含む。以下同じ。）の信頼性評価結果として、プラント稼動性に影響を与えるような誤動作率、および不動作となる発生頻度を表1に示す。表1より、本設備の誤動作によりプラント外乱が発生する頻度は、PRAにおける過渡事象の発生頻度である 1.1×10^{-1} / 炉年に比べ十分小さく、また、不動作の発生頻度も十分に小さいことから、高い信頼性を有している。</p> <p>なお、誤動作率、不動作の発生頻度の評価の詳細は、表1に示す。</p>	<p>(5) 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の不具合による安全保護系への影響防止対策</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の故障による安全保護系の誤動作を防止するため、以下の対策を設計上考慮している。</p> <p>a. 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の内部構成を多重化し、単一故障により誤動作しない設計としている。</p> <p>b. 本設備は作動信号を発信する際に出力を出す設計をしており、駆動源である電源の喪失が生じた場合に誤信号を発信しない。なお、本設備が電源喪失した場合は中央制御室に警報を発信することから、故障を早期に把握し、復旧対応を行うことが可能である。</p> <p>c. 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)は安全保護系からSG水位等の信号を取り込み、作動信号を安全保護系に出力しているが、安全保護系に対して電気的、物理的分離を図ることにより、不具合の波及を防止する設計とする。</p> <p>(6) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)の信頼性評価</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の信頼性評価結果として、プラント稼動性に影響を与えるような誤動作率、及び不動作となる発生頻度を表1に示す。表1より、本設備の誤動作によりプラント外乱が発生する頻度は、PRAにおける過渡事象の発生頻度である 1.1×10^{-1} / 炉年に比べ十分小さく、また、不動作の発生頻度も十分に小さいことから、高い信頼性を有している。</p> <p>なお、誤動作率、不動作の発生頻度の評価の詳細は、表1に示す。</p>	<p>■②記載表現の相違(ATWS緩和設備、伊方同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、設備名称から「共通要因故障対策盤(自動制御盤)」(大阪の安全保護アナログ盤と同様の機能)を含むことが自明のため、「(共通要因故障対策盤(自動制御盤)を含む)」は記載しない。(伊方同様) ・以降、同様の相違は「②記載表現の相違(ATWS緩和設備、伊方同様)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。 <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p style="text-align: center;">表1 ATWS緩和設備の信頼性評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ATWS緩和設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤動作率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動作の発生頻度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気隔離、タービントリップ、原子炉トリップ、主給水隔離のいずれかが誤動作する頻度</p> <p>※2：ATWSが発生し、且つATWS緩和機能が不動作である事象が発生する頻度</p>		ATWS緩和設備	誤動作率		不動作の発生頻度		<p style="text-align: center;">表1 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の信頼性評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤動作率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動作の発生頻度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気ライン隔離、タービントリップ、原子炉トリップ、主給水隔離のいずれかが誤動作する頻度</p> <p>※2：ATWSが発生し、かつATWS緩和機能が不動作である事象が発生する頻度</p>		共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)	誤動作率		不動作の発生頻度		<p>・以降、同様の相違は「■③設備の相違(信頼性評価結果)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。</p>
	ATWS緩和設備													
誤動作率														
不動作の発生頻度														
	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)													
誤動作率														
不動作の発生頻度														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) ATWS緩和設備が作動する事象及び設備作動時のプラント挙動</p> <p>表2に、添付十で想定されている「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合のプラント挙動、ATWS緩和設備に期待する機能、ATWS緩和設備作動に伴って期待する機能以外が作動することによる事象への影響及び長期的な運転員操作を整理した。</p> <p>表2に示すとおり、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」において、ATWSが発生した場合には、事象発生後の主蒸気流量と主給水流量のミスマッチに伴い、蒸気発生器水位が低下し、ATWS緩和設備が作動する。それに伴い①主蒸気隔離信号、②タービントリップ及び③補助給水ポンプ起動信号が発信する。ATWS緩和設備が作動する全事象において、③の機能は期待しているが、「主給水流量喪失」以外の事象は、①及び②の機能を期待していない。しかしながら、その機能の動作による影響は、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により出力を抑制する方向となるため、プラントへ悪影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、上で挙げた以外の「運転時の異常な過渡変化」事象は、ATWS緩和設備が作動しない。これらの事象は、主給水流量が喪失していないため、蒸気発生器水位の低下に時間的余裕があり、また、ある出力状態でプラントはバランスするため、運転員による手動原子炉トリップ、補助給水ポンプ起動及びほう酸注入で対応が可能である。</p> <p>以上より、「運転時の異常な過渡変化」時においてATWSが発生した場合でも、ATWS緩和設備によりプラントに著しい影響を与えることにはならない。また、ATWS緩和設備が作動しない事象についても、運転員操作により、プラントに著しい影響を与えることにはならない。</p>	<p>(7) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)が作動する事象及び設備作動時のプラント挙動</p> <p>表2に、添付十で想定されている「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合のプラント挙動、ATWS緩和設備に期待する機能、ATWS緩和設備作動に伴って期待する機能以外が作動することによる事象への影響及び長期的な運転員操作を整理した。</p> <p>表2に示すとおり、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」において、ATWSが発生した場合には、事象発生後の主蒸気流量と主給水流量のミスマッチに伴い、蒸気発生器水位が低下し、ATWS緩和設備が作動する。それに伴い①主蒸気ライン隔離信号、②タービントリップ信号及び③補助給水ポンプ起動信号が発信する。ATWS緩和設備が作動する全事象において、③の機能は期待しているが、「主給水流量喪失」以外の事象は、①及び②の機能を期待していない。しかしながら、その機能の動作による影響は、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により出力を抑制する方向となるため、プラントへ悪影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、上で挙げた以外の「運転時の異常な過渡変化」事象は、ATWS緩和設備が作動しない。これらの事象は、主給水流量が喪失していないため、蒸気発生器水位の低下に時間的余裕があり、また、ある出力状態でプラントはバランスするため、運転員による手動原子炉トリップ、補助給水ポンプ起動及びほう酸注入で対応が可能である。</p> <p>以上より、「運転時の異常な過渡変化」時においてATWSが発生した場合でも、ATWS緩和設備によりプラントに著しい影響を与えることにはならない。また、ATWS緩和設備が作動しない事象についても、運転員操作により、プラントに著しい影響を与えることにはならない。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・タービントリップ信号

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

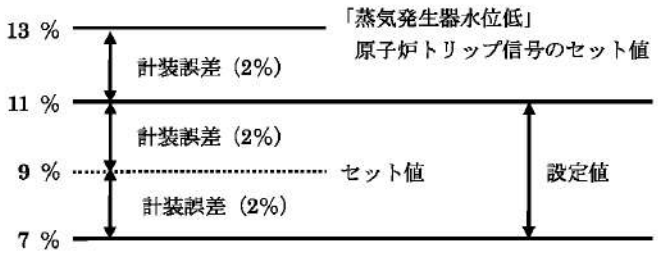

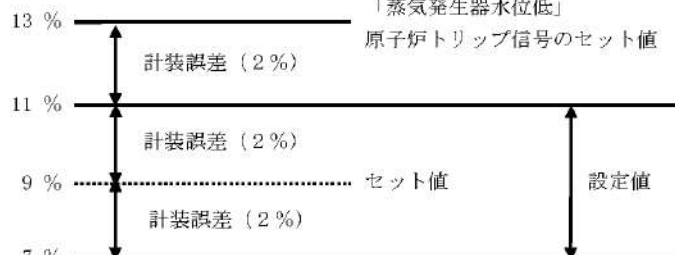
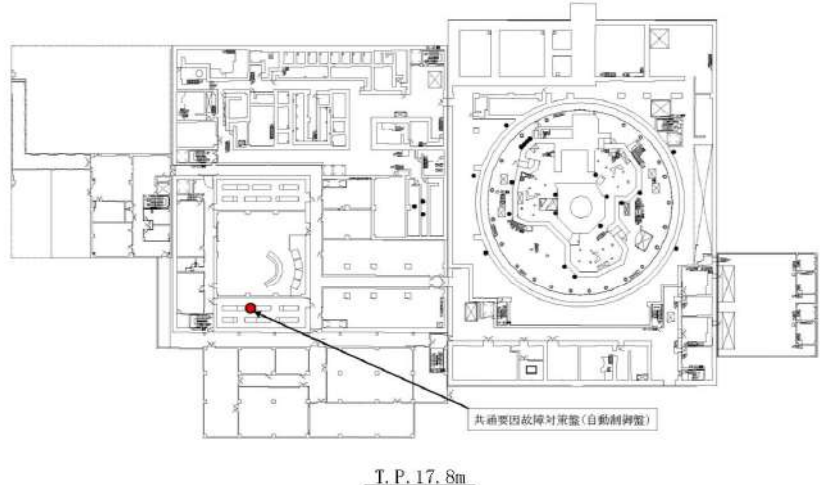
表2 「運転時の異常な過渡変化」におけるA.T.W.Sが発生した場合のプラント挙動及びA.T.W.S総和設備の影響について(2/3)

事象名	運転時監視装置のトリップ/トリップ後トリップ番号	トリップ/トリップ後トリップ後トリップ番号	A.T.W.S発生時のプラント挙動	(A.T.W.S)緊急停止の発生及び維持する状態	A.T.W.S緊急停止より発生する異常な現象	長期的なプラント挙動のために必要な異常な現象の発生
原子炉冷却材ポンプの駆動停止	—	—	安全解除上の現象<> 冷却材ポンプが停止すると、冷却材ポンプの出力が低下するが、ドワップ効果により出力は低下し、最終的に出力はタービン駆動レベルに回復する。原子炉出力は低下しない。	—	高圧蒸気発生抑制系がより厳格に動作し、A.T.W.S発生時の出力は低下しない。	プラントの運転停止状態に陥る。 ・手動原子炉トリップ及び手動タービントリップ ・手動原子炉トリップ及び手動タービントリップ ・手動タービントリップ ・手動原子炉トリップ ・手動タービントリップ
外排電機駆動失	約0.9秒後 (外排電機駆動失発生後)	約0.9秒後 (外排電機駆動失発生後)	安全解除上の現象<> 1次冷却材ポンプの駆動停止により、冷却材ポンプの出力が低下するが、ドワップ効果により出力は低下し、最終的に出力はタービン駆動レベルに回復する。原子炉出力は低下しない。	①主冷却材ポンプ(トリップ) ②タービントリップ	高圧蒸気発生抑制系がより厳格に動作し、A.T.W.S発生時の出力は低下しない。	プラントの運転停止状態に陥る。 ・手動原子炉トリップ及び手動タービントリップ ・手動タービントリップ ・手動原子炉トリップ ・手動タービントリップ
主給水装置失	約2.5秒後	約2.5秒後	安全解除上の現象<> 主給水装置が停止すると、冷却材ポンプの出力が低下するが、ドワップ効果により出力は低下し、最終的に出力はタービン駆動レベルに回復する。原子炉出力は低下しない。	①主冷却材ポンプ(トリップ) ②タービントリップ	高圧蒸気発生抑制系がより厳格に動作し、A.T.W.S発生時の出力は低下しない。	プラントの運転停止状態に陥る。 ・手動原子炉トリップ及び手動タービントリップ ・手動タービントリップ ・手動原子炉トリップ ・手動タービントリップ
冷却材ポンプの異常な停止	—	—	安全解除上の現象<> 冷却材ポンプが停止すると、冷却材ポンプの出力が低下するが、ドワップ効果により出力は低下し、最終的に出力はタービン駆動レベルに回復する。原子炉出力は低下しない。	—	高圧蒸気発生抑制系がより厳格に動作し、A.T.W.S発生時の出力は低下しない。	プラントの運転停止状態に陥る。 ・手動原子炉トリップ及び手動タービントリップ ・手動タービントリップ ・手動原子炉トリップ ・手動タービントリップ
高圧蒸気発生抑制系からの原子炉トリップ	約14秒後	約14秒後	安全解除上の現象<> 高圧蒸気発生抑制系が動作すると、冷却材ポンプの出力が低下するが、ドワップ効果により出力は低下し、最終的に出力はタービン駆動レベルに回復する。原子炉出力は低下しない。	—	高圧蒸気発生抑制系がより厳格に動作し、A.T.W.S発生時の出力は低下しない。	プラントの運転停止状態に陥る。 ・手動原子炉トリップ及び手動タービントリップ ・手動タービントリップ ・手動原子炉トリップ ・手動タービントリップ

表2 「運転時の異常な過渡変化」におけるA.T.W.Sが発生した場合のプラント挙動及びA.T.W.S総和設備の影響について(2/3)

事象名	運転時監視装置のトリップ/トリップ後トリップ番号	トリップ/トリップ後トリップ後トリップ番号	A.T.W.S発生時のプラント挙動	(A.T.W.S)緊急停止の発生及び維持する状態	A.T.W.S緊急停止より発生する異常な現象	長期的なプラント挙動のために必要な異常な現象の発生
原子炉冷却材ポンプの駆動停止	—	—	安全解除上の現象<> 冷却材ポンプが停止すると、冷却材ポンプの出力が低下するが、ドワップ効果により出力は低下し、最終的に出力はタービン駆動レベルに回復する。原子炉出力は低下しない。	—	高圧蒸気発生抑制系がより厳格に動作し、A.T.W.S発生時の出力は低下しない。	プラントの運転停止状態に陥る。 ・手動原子炉トリップ及び手動タービントリップ ・手動タービントリップ ・手動原子炉トリップ ・手動タービントリップ
外排電機駆動失	約0.9秒後 (外排電機駆動失発生後)	約0.9秒後 (外排電機駆動失発生後)	安全解除上の現象<> 1次冷却材ポンプの駆動停止により、冷却材ポンプの出力が低下するが、ドワップ効果により出力は低下し、最終的に出力はタービン駆動レベルに回復する。原子炉出力は低下しない。	①主冷却材ポンプ(トリップ) ②タービントリップ	高圧蒸気発生抑制系がより厳格に動作し、A.T.W.S発生時の出力は低下しない。	プラントの運転停止状態に陥る。 ・手動原子炉トリップ及び手動タービントリップ ・手動タービントリップ ・手動原子炉トリップ ・手動タービントリップ
主給水装置失	約2.5秒後	約2.5秒後	安全解除上の現象<> 主給水装置が停止すると、冷却材ポンプの出力が低下するが、ドワップ効果により出力は低下し、最終的に出力はタービン駆動レベルに回復する。原子炉出力は低下しない。	①主冷却材ポンプ(トリップ) ②タービントリップ	高圧蒸気発生抑制系がより厳格に動作し、A.T.W.S発生時の出力は低下しない。	プラントの運転停止状態に陥る。 ・手動原子炉トリップ及び手動タービントリップ ・手動タービントリップ ・手動原子炉トリップ ・手動タービントリップ
冷却材ポンプの異常な停止	—	—	安全解除上の現象<> 冷却材ポンプが停止すると、冷却材ポンプの出力が低下するが、ドワップ効果により出力は低下し、最終的に出力はタービン駆動レベルに回復する。原子炉出力は低下しない。	—	高圧蒸気発生抑制系がより厳格に動作し、A.T.W.S発生時の出力は低下しない。	プラントの運転停止状態に陥る。 ・手動原子炉トリップ及び手動タービントリップ ・手動タービントリップ ・手動原子炉トリップ ・手動タービントリップ
高圧蒸気発生抑制系からの原子炉トリップ	約14秒後	約14秒後	安全解除上の現象<> 高圧蒸気発生抑制系が動作すると、冷却材ポンプの出力が低下するが、ドワップ効果により出力は低下し、最終的に出力はタービン駆動レベルに回復する。原子炉出力は低下しない。	—	高圧蒸気発生抑制系がより厳格に動作し、A.T.W.S発生時の出力は低下しない。	プラントの運転停止状態に陥る。 ・手動原子炉トリップ及び手動タービントリップ ・手動タービントリップ ・手動原子炉トリップ ・手動タービントリップ

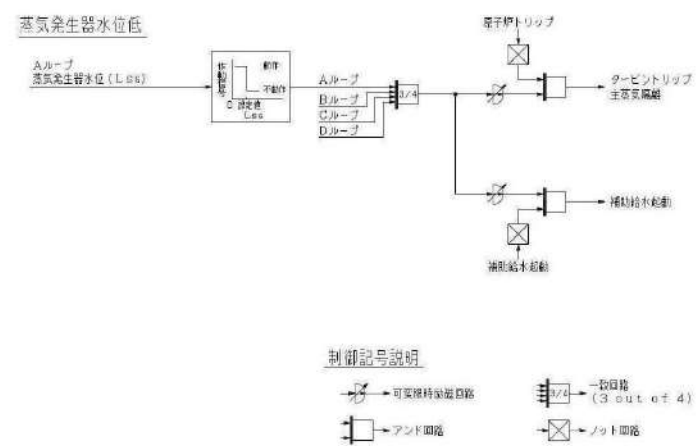
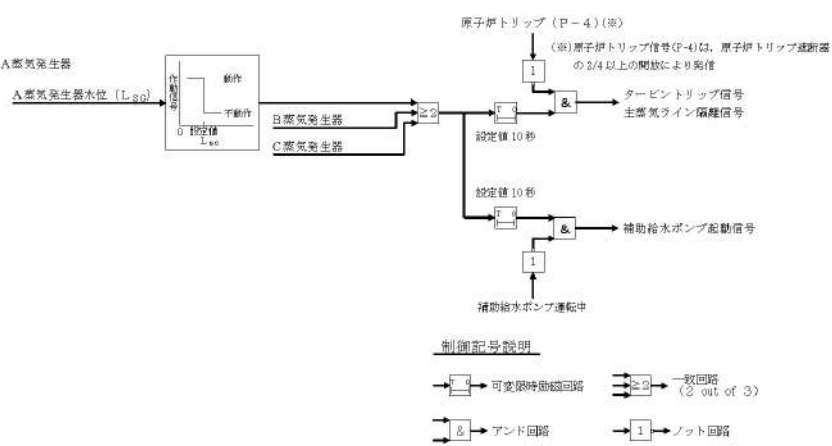
大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 設備概要</p> <p>(1) 機器仕様</p> <p>a. 概要</p> <p>個 数：1面/ユニット</p> <p>取付箇所：制御建屋 E.L.+21.8m</p> <p>設備概要：<u>ATWS緩和設備</u></p> <p>ATWS緩和設備は、原子炉停止機能喪失時に、原子炉出力を抑制するための設備の作動信号を、自動的に発信する設備である。ATWS緩和設備の機能は以下のとおり。</p> <p>①蒸気発生器水位低による主蒸気隔離</p> <p>②蒸気発生器水位低によるタービントリップ</p> <p>③蒸気発生器水位低による補助給水起動</p> <p><u>安全保護アナログ盤</u></p> <p>また、ATWS緩和設備が設置される安全保護アナログ盤は、デジタル安全保護系の共通要因故障に対する多様性を備えたバックアップ機能として、上記以外にも以下を有している。</p> <p>④蒸気発生器水位低による原子炉トリップ</p> <p>⑤蒸気発生器水位低による主給水隔離</p> <p>⑥蒸気発生器水位異常高による水位異常高警報発信</p> <p>⑦手動原子炉トリップ等の主要な手動操作器（従来のハード操作器）</p> <p>b. ATWS緩和設備作動信号</p> <p>作動に要する信号：蒸気発生器水位低信号“3 out of 4”</p> <p>設定値：計器スパンの7%以上かつ11%以下（セット値：9%）</p> <p>作動信号（※）：①主蒸気隔離信号</p> <p>②タービントリップ信号</p> <p>③補助給水起動信号</p> <p>（※）有効性評価では、①主蒸気隔離信号および③補助給水起動信号による機器の動作を想定。</p> <p>作動信号を発信させない条件：正常に原子炉トリップしている場合、作動信号①、②の発信を阻止。タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプのいずれかが正常に起動している場合、作動信号③の発信を阻止。</p>	<p>2. 設備概要</p> <p>(1) 機器仕様</p> <p>a. 概要</p> <p>個 数：1面/ユニット</p> <p>取付箇所：原子炉補助建屋 T.P.17.8m</p> <p>設備概要：<u>ATWS緩和設備</u></p> <p><u>共通要因故障対策盤(自動制御盤)</u>(ATWS緩和設備)は、原子炉停止機能喪失時に、原子炉出力を抑制するための設備の作動信号を、自動的に発信する設備である。ATWS緩和設備の機能は以下のとおり。</p> <p>①蒸気発生器水位低による主蒸気ライン隔離</p> <p>②蒸気発生器水位低によるタービントリップ</p> <p>③蒸気発生器水位低による補助給水ポンプ起動</p> <p><u>共通要因故障対策盤(自動制御盤)</u></p> <p>また、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、デジタル安全保護系の共通要因故障に対する多様性を備えたバックアップ機能として、上記以外にも以下を有している。</p> <p>④蒸気発生器水位低による原子炉トリップ</p> <p>⑤蒸気発生器水位低による主給水隔離</p> <p>⑥蒸気発生器水位異常高による水位異常高警報発信</p> <p>⑦手動原子炉トリップ等の主要な手動操作器（従来のハード操作器）</p> <p>b. <u>共通要因故障対策盤(自動制御盤)</u>(ATWS緩和設備)作動信号</p> <p>作動に要する信号：蒸気発生器水位低信号“2 out of 3”</p> <p>設定値：計器スパンの7%以上かつ11%以下（セット値：9%）</p> <p>作動信号（※）：①主蒸気ライン隔離信号</p> <p>②タービントリップ信号</p> <p>③補助給水ポンプ起動信号</p> <p>（※）有効性評価では、①主蒸気ライン隔離信号及び③補助給水ポンプ起動信号による機器の動作を想定。</p> <p>作動信号を発信させない条件：正常に原子炉トリップしている場合、作動信号①、②の発信を阻止。タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプのいずれかが正常に起動している場合、作動信号③の発信を阻止。</p>	<p>■建屋及び立地の相違</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通要因故障対策盤(自動制御盤) ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■記載表現の相違(デジタル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「技術基準規則 第三十五条(安全保護装置) 解釈」に基づき、「デジタル」と記載している。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同様)</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動信号 <p>■記載表現の相違(又は)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設定値根拠</p> <p>ATWS緩和設備から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%) および本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p>  <p>※セット値：実機の計装設備にセットする値。 計装誤差：検出器などの計器誤差に余裕を加算したもの。</p> <p>(3) 設備概要 a. 設置場所</p> 	<p>(2) 設定値根拠</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%) 及び本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p>  <p>※セット値：実機の計装設備にセットする値。 計装誤差：検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。</p> <p>(3) 設備概要 a. 設置場所</p>  <p>■ 建屋及び立地の相違</p>	

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>b. 回路構成</p> <p>(a) ATWS緩和設備・安全保護系設備の回路構成概略および設計上の考慮</p> <p>○原子炉トリップ</p>	<p>b. 回路構成</p> <p>(a) 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)・安全保護系設備の回路構成概略及び設計上の考慮</p> <p>○原子炉トリップ</p>	<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同級)</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>設計上の考慮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ATWS緩和設備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 </td> </tr> <tr> <td>検出部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護系設備</td> <td>信号処理・ロジック部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 </td> </tr> </tbody> </table>			設計上の考慮	ATWS緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 	安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>設計上の考慮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 </td> </tr> <tr> <td>検出部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護系設備</td> <td>信号処理・ロジック部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 </td> </tr> </tbody> </table>			設計上の考慮	共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 	安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 	
		設計上の考慮																										
ATWS緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 																										
	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 																										
安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 																										
	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 																										
		設計上の考慮																										
共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 																										
	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 																										
安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 																										
	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 																										

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>(b)原子炉出力を抑制する設備の作動信号の回路図</p>  <p>蒸気発生器水位低</p> <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> → 可変遅延回路 → アンド回路 → 一般回路 (3 out of 4) → ノット回路 <p><タイマー設定根拠></p> <p>本設備は、安全保護系が不動作時に期待される機能であるため、不要な動作を回避する観点から、作動信号の発信に対してタイマーを設置している。</p> <p>タイマーとしては、安全保護系の作動遅れに余裕を見込んで10秒に設定している。ここで、安全保護系の作動遅れとは、安全保護系により正常に原子炉トリップした場合にATWS緩和設備の動作が抑制されるまでの時間であり、安全保護系の信号遅れ、原子炉トリップ遮断器の開時間および原子炉トリップ信号(P-4)により、ATWS緩和設備の動作が抑制されるまでの信号遅れを想定した約2秒を考慮したものである。</p> <p>表3 ATWS緩和設備作動遅れ時間</p> <table border="1" data-bbox="168 1085 974 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>主蒸気隔離</th> <th>補助給水起動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信号遅れ</td> <td>2秒^{※1}</td> <td>2秒^{※1}</td> </tr> <tr> <td>ATWS緩和設備タイマー</td> <td>10秒^{※2}</td> <td>10秒^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 安全解析上の設計要求 ※2 ATWS緩和設備の設計要求</p>		主蒸気隔離	補助給水起動	信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}	ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}	<p>(b)原子炉出力を抑制する設備の作動信号の回路図</p>  <p>A蒸気発生器</p> <p>原子炉トリップ (P-4) (※)</p> <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> → 可変遅延回路 → アンド回路 → 一般回路 (2 out of 3) → ノット回路 <p><タイマー設定根拠></p> <p>本設備は、安全保護系が不動作時に期待される機能であるため、不要な動作を回避する観点から、作動信号の発信に対してタイマーを設置している。</p> <p>タイマーとしては、安全保護系の作動遅れに余裕を見込んで10秒に設定している。ここで、安全保護系の作動遅れとは、安全保護系により正常に原子炉トリップした場合に共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の動作が抑制されるまでの時間であり、安全保護系の信号遅れ、原子炉トリップ遮断器の開時間及び原子炉トリップ信号(P-4)により、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の動作が抑制されるまでの信号遅れを想定した約2秒を考慮したものである。</p> <p>表3 ATWS緩和設備作動遅れ時間</p> <table border="1" data-bbox="1030 1085 1836 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>主蒸気ライン隔離</th> <th>補助給水ポンプ起動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信号遅れ</td> <td>2秒^{※1}</td> <td>2秒^{※1}</td> </tr> <tr> <td>ATWS緩和設備タイマー</td> <td>10秒^{※2}</td> <td>10秒^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 安全解析上の設計要求 ※2 ATWS緩和設備の設計要求</p>		主蒸気ライン隔離	補助給水ポンプ起動	信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}	ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}	<p>相違理由</p> <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同様)</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉トリップ遮断器
	主蒸気隔離	補助給水起動																		
信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}																		
ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}																		
	主蒸気ライン隔離	補助給水ポンプ起動																		
信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}																		
ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}																		

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 安全保護アナログ盤の機能</p> <p>(1) 安全保護アナログ盤の機能について</p> <p>デジタル安全保護系は、ソフトウェアの品質に対する考慮を満足させることにより、多重化された設備が共通の要因で同時に故障を生じる可能性は十分に小さいと考えるが、より一層の信頼性向上を目的として、大阪発電所3号及び4号炉では安全保護系にデジタル設備を適用するにあたり、安全機能を合理的にバックアップするハードウェアを用いた設備として、安全保護アナログ盤を設置している。</p> <p>また、ATWS緩和設備は、安全保護系と同時に安全機能が損なわれることがないように安全保護アナログ盤に設置している。</p> <p>(2) 安全保護アナログ盤の共通要因故障対策機能について</p> <p>a. 共通要因故障対策機能の設計方針</p> <p>安全保護アナログ盤には共通要因故障対策として、デジタル化された安全保護設備が全てフリーズし、安全保護機能の自動作動、手動操作、監視が全て不能となった状態において、「運転時の異常な過渡変化」又は「事故」が発生することを想定して、環境への大量の放射性物質の放出を防止することを目標とした機能を設置している。</p> <p>比較的発生頻度の高い事象（運転時の異常な過渡変化）に対しては、事象進展の防止を図り（異常な過渡変化の段階で事象進展を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷まで事象を進展させない）、また、発生頻度の低い事象（事故）に対しては炉心損傷を防止することにより、最終的な放射性物質の閉じ込めを行うこととしている。ただし、発生頻度の極めて小さい大中破断LOCAについては、共通要因故障との重ね合わせは対象外としている。（但し、放射性物質の放出防止のため、「閉じ込める」機能は設ける。）</p> <p>具体的には、起回事象の発生頻度と必要な安全機能（「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」）に事象進展速度を考慮して、デジタル安全保護系の共通要因故障が発生した場合にも深層防護の観点から適切な安全機能を確保できる必要最小限の対策を抽出し、それらの機能を有するデジタル安全保護系とは独立の設備（共通要因故障対策設備）を設置している。</p> <p>b. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能</p> <p>起回事象の発生頻度と「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の安全機能の観点から、運転時の異常な過渡変化又は事故と共通要因故障が重畳して発生する場合に、特に早期の作動を要する以下の機能について共通要因故障対策設備から自動起動させることとした。</p>	<p>3. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の機能</p> <p>(1) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の機能について</p> <p>デジタル安全保護系は、ソフトウェアの品質に対する考慮を満足させることにより、多重化された設備が共通の要因で同時に故障を生じる可能性は十分に小さいと考えるが、より一層の信頼性向上を目的として、泊発電所3号炉では安全保護系にデジタル設備を適用するに当たり、安全機能を合理的にバックアップするハードウェアを用いた設備として、共通要因故障対策盤（自動制御盤）を設置している。</p> <p>また、ATWS緩和設備は、安全保護系と同時に安全機能が損なわれることがないように共通要因故障対策盤（自動制御盤）に設置している。</p> <p>(2) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の共通要因故障対策機能について</p> <p>a. 共通要因故障対策機能の設計方針</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）には共通要因故障対策として、デジタル化された安全保護設備がすべてフリーズし、安全保護機能の自動作動、手動操作、監視がすべて不能となった状態において、「運転時の異常な過渡変化」又は「事故」が発生することを想定して、環境への大量の放射性物質の放出を防止することを目標とした機能を設置している。</p> <p>比較的発生頻度の高い事象（運転時の異常な過渡変化）に対しては、事象進展の防止を図り（異常な過渡変化の段階で事象進展を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷まで事象を進展させない）、また、発生頻度の低い事象（事故）に対しては炉心損傷を防止することにより、最終的な放射性物質の閉じ込めを行うこととしている。ただし、発生頻度の極めて小さい大中破断LOCAについては、共通要因故障との重ね合わせは対象外としている。（但し、放射性物質の放出防止のため、「閉じ込める」機能は設ける。）</p> <p>具体的には、起回事象の発生頻度と必要な安全機能（「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」）に事象進展速度を考慮して、デジタル安全保護系の共通要因故障が発生した場合にも深層防護の観点から適切な安全機能を確保できる必要最小限の対策を抽出し、それらの機能を有するデジタル安全保護系とは独立の設備（共通要因故障対策設備）を設置している。</p> <p>b. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能</p> <p>起回事象の発生頻度と「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の安全機能の観点から、運転時の異常な過渡変化又は事故と共通要因故障が重畳して発生する場合に、特に早期の作動を要する以下の機能について共通要因故障対策設備から自動起動させることとした。</p>	<p>相違理由</p> <p>■申請プラントの相違</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【選定した自動起動が必要な機能】 原子炉トリップ、タービントリップ、主給水隔離、補助給水起動</p> <p>c. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能の作動信号 共通要因故障対策として自動起動させる各機能の作動信号を検討するにあたり、添付十の全事象を事象の進展（圧力の上昇等）の観点から以下のように分類した。</p> <p>◇1次系減圧事象：1次系弁の誤開または1次系の破損により、1次系が減圧する事象であり、1次系インベントリの減少により、炉心の健全性が悪化する。</p> <p>◇1次系加圧事象：出力上昇または2次側除熱異常により、1次系が加圧/加熱する事象であり、1次系圧力上昇、DNBRの観点で厳しい。</p> <p>◇2次冷却材喪失事象：2次系弁の誤開または2次系の破損により、1次系が冷却され反応度添加となる事象で、DNBR低下にはつながるものの、炉心健全性の観点では比較的問題は小さい。</p> <p>これらの3つの分類に対し、それぞれ以下の信号で事象を検知するとともに、自動停止（原子炉トリップ/タービントリップ）を行う。</p> <p>◎1次系減圧事象：「加圧器圧力低」 ◎1次系加圧事象：「加圧器圧力高」 ◎2次冷却材喪失事象：「蒸気発生器水位低」</p> <p>また、本信号で自動停止した場合に、主給水が継続して蒸気発生器が満水となると、事象判別が難しくなるため、同時に主給水隔離を行う。（例えば、主給水隔離が遅れて1次系が過冷却となり、加圧器圧力や加圧器水位が低下していくと、1次系の異常な減圧または原子炉冷却材喪失といった事象との判別が難しくなる。）</p> <p>さらに、自動停止後、高温停止状態を維持するには補助給水が必要となるため、安全保護系と同様に、「蒸気発生器水位低」信号により補助給水を自動起動する。</p> <p>なお、「蒸気発生器への過剰給水」については、上述の3つの分類に当てはまらないが、本事象に対しては「蒸気発生器水位異常高」警報を設けることにより事象を検知し、運転員による手動での原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離により事象収束を行うこととしている。</p> <p>以上を整理すると、共通要因故障対策としての安全保護アナログ盤の自動作動信号は下記の通りとなる。</p>	<p>【選定した自動起動が必要な機能】 原子炉トリップ、タービントリップ、主給水隔離、補助給水ポンプ起動</p> <p>c. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能の作動信号 共通要因故障対策として自動起動させる各機能の作動信号を検討するに当たり、添付十の全事象を事象の進展（圧力の上昇等）の観点から以下のように分類した。</p> <p>◇1次冷却系減圧事象：1次冷却系弁の誤開又は1次冷却系の破損により、1次冷却系が減圧する事象であり、1次冷却系インベントリの減少により、炉心の健全性が悪化する。</p> <p>◇1次冷却系加圧事象：出力上昇又は2次側除熱異常により、1次冷却系が加圧/加熱する事象であり、1次冷却系圧力上昇、DNBRの観点で厳しい。</p> <p>◇2次冷却材喪失事象：2次冷却系弁の誤開又は2次冷却系の破損により、1次冷却系が冷却され反応度添加となる事象で、DNBR低下にはつながるものの、炉心健全性の観点では比較的問題は小さい。</p> <p>これらの3つの分類に対し、それぞれ以下の信号で事象を検知するとともに、自動停止（原子炉トリップ/タービントリップ）を行う。</p> <p>◎1次冷却系減圧事象：「加圧器圧力低」 ◎1次冷却系加圧事象：「加圧器圧力高」 ◎2次冷却材喪失事象：「蒸気発生器水位低」</p> <p>また、本信号で自動停止した場合に、主給水が継続して蒸気発生器が満水となると、事象判別が難しくなるため、同時に主給水隔離を行う。（例えば、主給水隔離が遅れて1次冷却系が過冷却となり、加圧器圧力や加圧器水位が低下していくと、1次冷却系の異常な減圧又は原子炉冷却材喪失といった事象との判別が難しくなる。）</p> <p>さらに、自動停止後、高温停止状態を維持するには補助給水が必要となるため、安全保護系と同様に、「蒸気発生器水位低」信号により補助給水ポンプを自動起動する。</p> <p>なお、「蒸気発生器への過剰給水」については、上述の3つの分類に当てはまらないが、本事象に対しては「蒸気発生器水位異常高」警報を設けることにより事象を検知し、運転員による手動での原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離により事象収束を行うこととしている。</p> <p>以上を整理すると、共通要因故障対策としての共通要因故障対策盤（自動制御盤）の自動作動信号は下記の通りとなる。</p>	<p>■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動</p> <p>■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【安全保護アナログ盤の共通要因故障対策機能】</p> <p>①加圧器圧力低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ②加圧器圧力高による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ③蒸気発生器水位低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/補助給水起動 ④蒸気発生器水位異常高による警報発信</p> <p>(3) 安全保護アナログ盤のATWS緩和機能について 安全保護アナログ盤に設置しているATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」発生時の原子炉トリップ失敗時に原子炉出力の抑制及び1次系の過圧を防止する設備を作動させることにより、ATWS事象を緩和するものであり、同設備が有する以下の機能について、有効性を確認している。</p> <p>【安全保護アナログ盤のATWS緩和機能】</p> <p>①蒸気発生器水位低によるタービントリップ ②蒸気発生器水位低による主蒸気隔離 ③蒸気発生器水位低による補助給水系起動</p> <p>2. 安全保護アナログ盤の自動作動機能について 前述の通り、多様化自動作動設備には共通要因故障対策機能及びATWS緩和機能を設置している。 これらの共通要因故障対策機能とATWS緩和機能を整理すると以下の通りとなる。</p> <p>・安全保護アナログ盤の主な自動作動機能</p> <p>【要素】 ①蒸気発生器水位低 ②加圧器圧力低 ③加圧器圧力高 ④蒸気発生器水位異常高</p> <p>【作動信号】</p> <p>①【要素】①、②、③いずれかによる主蒸気隔離 ②【要素】①、②、③いずれかによるタービントリップ ③【要素】①、②、③いずれかによる原子炉トリップ ④【要素】①、②、③いずれかによる主給水隔離 ⑤【要素】①による補助給水起動 ⑥【要素】④による蒸気発生器水位異常高警報発信</p>	<p>【共通要因故障対策盤（自動制御盤）の共通要因故障対策機能】</p> <p>①加圧器圧力低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ②加圧器圧力高による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ③蒸気発生器水位低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/補助給水ポンプ起動 ④蒸気発生器水位異常高による警報発信</p> <p>(3) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）のATWS緩和機能について 共通要因故障対策盤（自動制御盤）に設置しているATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」発生時の原子炉トリップ失敗時に原子炉出力の抑制及び1次冷却系の過圧を防止する設備を作動させることにより、ATWS事象を緩和するものであり、同設備が有する以下の機能について、有効性を確認している。</p> <p>【共通要因故障対策盤（自動制御盤）のATWS緩和機能】</p> <p>①蒸気発生器水位低によるタービントリップ ②蒸気発生器水位低による主蒸気ライン隔離 ③蒸気発生器水位低による補助給水ポンプ起動</p> <p>4. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の自動作動機能について 前述の通り、共通要因故障対策盤（自動制御盤）には共通要因故障対策機能及びATWS緩和機能を設置している。 これらの共通要因故障対策機能とATWS緩和機能を整理すると以下の通りとなる。</p> <p>・共通要因故障対策盤（自動制御盤）の主な自動作動機能</p> <p>【要素】 ①蒸気発生器水位低 ②加圧器圧力低 ③加圧器圧力高 ④蒸気発生器水位異常高</p> <p>【作動信号】</p> <p>①【要素】①、②、③いずれかによる主蒸気ライン隔離 ②【要素】①、②、③いずれかによるタービントリップ ③【要素】①、②、③いずれかによる原子炉トリップ ④【要素】①、②、③いずれかによる主給水隔離 ⑤【要素】①による補助給水ポンプ起動 ⑥【要素】④による蒸気発生器水位異常高警報発信</p>	<p>相違理由</p> <p>■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動</p> <p>■名称の相違 ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動</p> <p>■名称の相違 ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. ATWS事象時における共通要因故障対策機能作動時のプラント挙動</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合に、ATWS緩和設備作動以外に共通要因故障対策機能が作動する場合がある。その場合のプラントへの影響を整理した。</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」については、ATWSが発生した場合に、蒸気発生器の水位が低下するため、ATWS緩和設備が作動する事象である。また、事象発生後の主蒸気流量及び主給水流量のミスマッチに伴う蒸気発生器での除熱の悪化により、1次冷却材温度及び原子炉圧力が上昇するため、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力高」信号が発信する可能性がある。しかし、共通要因故障対策機能により作動する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気隔離）は、ATWS緩和設備と同等であるため、作動のタイミングに相違はあるものの、基本的に事象が緩和される方向となり、プラントへの悪影響はない。その後、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水が起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>また、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、ATWS緩和設備が作動する事象ではないが、加圧器圧力が低下する事象（「制御棒の落下」、「原子炉冷却材系の異常な減圧」及び「出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動」）については、ATWSが発生した場合に、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力低」信号が発信する可能性がある。これらの事象では、原子炉圧力低下による1次冷却材密度低下等により炉心に負の反応度が添加されるため、事象発生後原子炉出力は低下していく。その後、共通要因故障対策機能による「加圧器圧力低」信号により発信する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気隔離）が作動すれば、主蒸気/主給水流量が零となり蒸気発生器での除熱能力が低下するため、一時的に1次冷却材温度が上昇するが、原子炉出力はさらに低下傾向となるため、プラントへの悪影響はない。さらに、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水が起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>その他の事象では、ATWS緩和機能及び共通要因故障対策機能が作動することなく、安定状態に落ち着くことから、共通要因故障対策機能による影響はない。</p> <p>以上より、ATWS発生時に共通要因故障対策機能が作動したとしても、プラントに悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>5. ATWS事象時における共通要因故障対策機能作動時のプラント挙動</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合に、ATWS緩和設備作動以外に共通要因故障対策機能が作動する場合がある。その場合のプラントへの影響を整理した。</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」については、ATWSが発生した場合に、蒸気発生器の水位が低下するため、ATWS緩和設備が作動する事象である。また、事象発生後の主蒸気流量及び主給水流量のミスマッチに伴う蒸気発生器での除熱の悪化により、1次冷却材温度及び原子炉圧力が上昇するため、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力高」信号が発信する可能性がある。しかし、共通要因故障対策機能により作動する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気ライン隔離）は、ATWS緩和設備と同等であるため、作動のタイミングに相違はあるものの、基本的に事象が緩和される方向となり、プラントへの悪影響はない。その後、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水ポンプが起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>また、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、ATWS緩和設備が作動する事象ではないが、加圧器圧力が低下する事象（「制御棒の落下」、「原子炉冷却材系の異常な減圧」及び「出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動」）については、ATWSが発生した場合に、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力低」信号が発信する可能性がある。これらの事象では、原子炉圧力低下による1次冷却材密度低下等により炉心に負の反応度が添加されるため、事象発生後原子炉出力は低下していく。その後、共通要因故障対策機能による「加圧器圧力低」信号により発信する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気ライン隔離）が作動すれば、主蒸気/主給水流量が零となり蒸気発生器での除熱能力が低下するため、一時的に1次冷却材温度が上昇するが、原子炉出力はさらに低下傾向となるため、プラントへの悪影響はない。さらに、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水ポンプが起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>その他の事象では、ATWS緩和機能及び共通要因故障対策機能が作動することなく、安定状態に落ち着くことから、共通要因故障対策機能による影響はない。</p> <p>以上より、ATWS発生時に共通要因故障対策機能が作動したとしても、プラントに悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">ATWS緩和設備の信頼性評価について</p> <p>a. ATWS緩和設備の誤動作率の算出方法</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の信頼性評価について</p> <p>a. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の誤動作率の算出方法</p>	<p>■名称の相違（共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)内ロジック回路）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違に伴い、回路名称も異なる。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

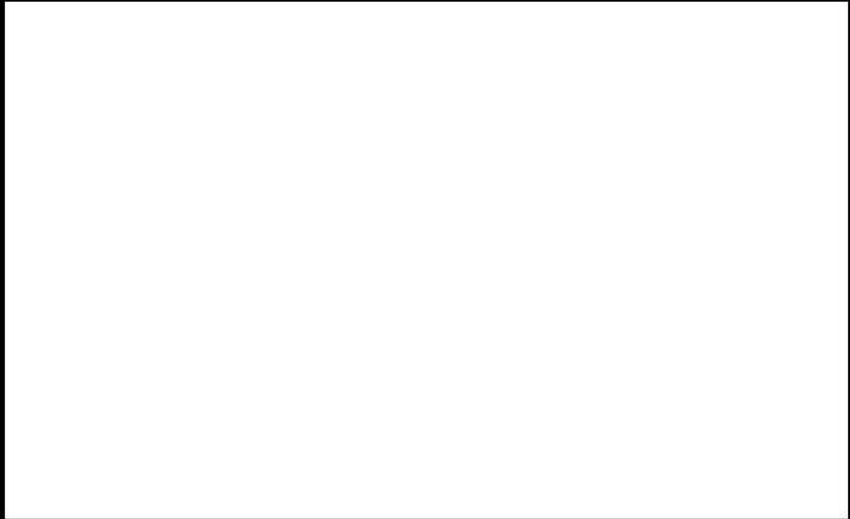
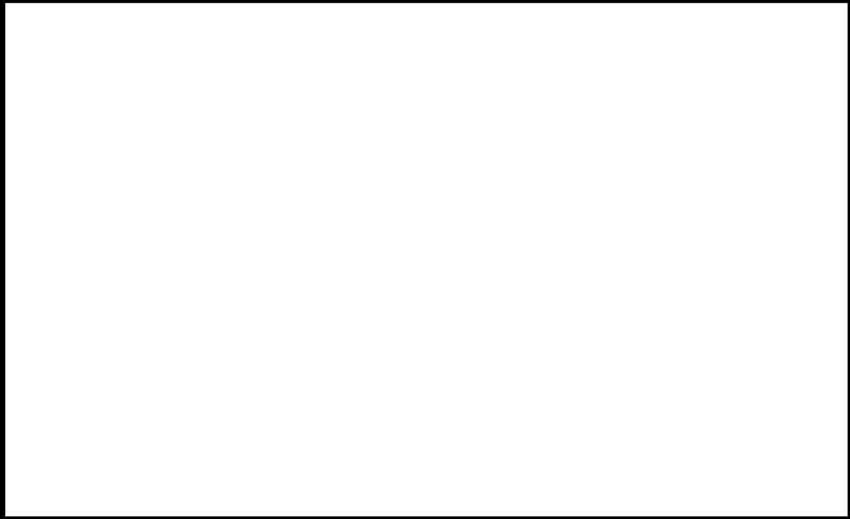
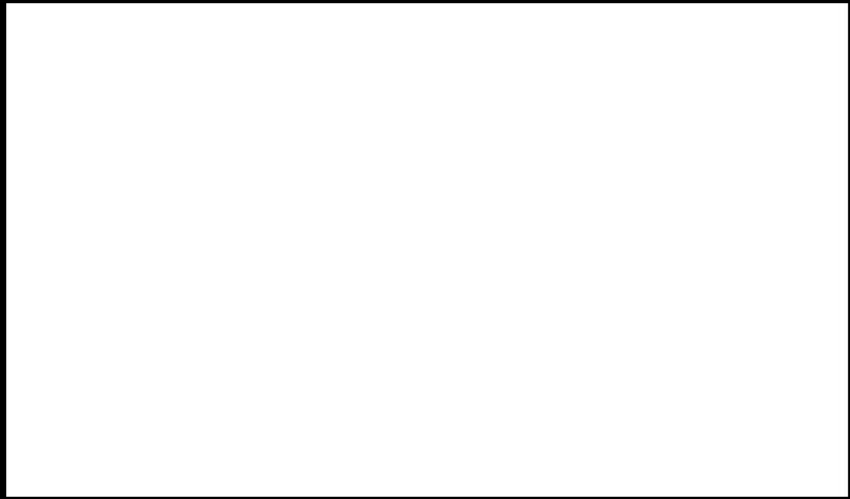

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■名称の相違（共通要因故障対策盤（自動制御盤）(AWS 緩和設備)内トリップ/補機作動回路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違に伴い、回路名称も異なる。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p>
		<p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同線)</p>
<p>図1 ATWS緩和設備の誤動作評価モデル（概略）</p>	<p>図1 共通要因故障対策設備の誤動作率評価モデル（概略）</p>	
		
<p>図2 誤動作フォルトツリー（概略）</p>	<p>図2 誤動作率評価フォルトツリー（概略）</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 不動作の発生頻度	b. 不動作の発生頻度	
		<p>■設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■名称の相違（共通要因故障対策盤（自動制御盤）(ATWS 緩和設備)内補機作動回路)</p> <p>・設備名称の相違(半)、回路名称も異なるが、実際の回路構成は同様。</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同線)</p>
<p>図3 ATWS緩和設備のアンアベイラビリティ評価モデル (概略)</p>	<p>図3 アンアベイラビリティ評価モデル (概略)</p>	
		
<p>図4 アンアベイラビリティ評価フォルトツリー (概略)</p>	<p>図4 アンアベイラビリティ評価フォルトツリー (概略)</p>	

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA45H-9 r.4.0
提出年月日	令和5年7月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

45条

令和5年7月
北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部造水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賅える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作性の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作性の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計連携により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
—	共用の禁止	—	—	—	—(単号炉申請であり共用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として揭示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>45-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
2	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
3	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
4	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
5	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
6	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
7	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
8	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
9	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ

45-1-1

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	高圧注入ポンプ	類似化区分	関連資料
1	C/D以外の室内-その他 (原子炉補助設備) (有効に機能を発揮する)	B-d	1 [補足説明資料]45-2 配置図
2	対象外(海水を揚水しない) (機密が漏れない)	-	[補足説明資料]45-4 系統図
3	【次系FAS】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	2
4	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分弁が可能)	A	3 [補足説明資料]45-3 試験・検査説明資料
5	【次系FAS】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	B-b	4 [補足説明資料]45-4 系統図
6	【次系のFAS】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A-d	5 [補足説明資料]45-4 系統図
7	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	
8	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	6
9	【次系FAS】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	7
10	(共用しない)	-	-
11	【次系のFAS】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/室内 (S/G2次面による炉心冷却多様性) (タービン駆動補助水ポンプ、電熱補助水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器と位置相対)	A-a	8 [補足説明資料]45-2 配置図
12	対象外(ポート無し)	-	

45-1-1

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉
1	圧力バウンダリ設備	1	圧力バウンダリ設備
2	圧力バウンダリ設備	2	圧力バウンダリ設備
3	圧力バウンダリ設備	3	圧力バウンダリ設備
4	圧力バウンダリ設備	4	圧力バウンダリ設備
5	圧力バウンダリ設備	5	圧力バウンダリ設備
6	圧力バウンダリ設備	6	圧力バウンダリ設備
7	圧力バウンダリ設備	7	圧力バウンダリ設備
8	圧力バウンダリ設備	8	圧力バウンダリ設備



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由	
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	項目	相違理由
1	原子炉格納容器	1	相違理由
2	対象外(海水を温水しない)	2	相違理由
3	【次系FAB】中央制御室操作	3	相違理由
4	DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用	4	相違理由
5	【次系のFAB】DBと同系統構成	5	相違理由
6	中央制御室操作	6	相違理由
7	【次系FAB】DB設備の容量等が十分	7	相違理由
8	【次系のFAB】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり	8	相違理由
9	対象外(サポートなし)		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	燃料取扱設備
2	燃料取扱設備
3	燃料取扱設備
4	燃料取扱設備
5	燃料取扱設備
6	燃料取扱設備
7	燃料取扱設備
8	燃料取扱設備
9	燃料取扱設備
10	燃料取扱設備
11	燃料取扱設備
12	燃料取扱設備
13	燃料取扱設備
14	燃料取扱設備
15	燃料取扱設備
16	燃料取扱設備
17	燃料取扱設備
18	燃料取扱設備
19	燃料取扱設備
20	燃料取扱設備
21	燃料取扱設備
22	燃料取扱設備
23	燃料取扱設備
24	燃料取扱設備
25	燃料取扱設備
26	燃料取扱設備
27	燃料取扱設備
28	燃料取扱設備
29	燃料取扱設備
30	燃料取扱設備
31	燃料取扱設備
32	燃料取扱設備
33	燃料取扱設備
34	燃料取扱設備
35	燃料取扱設備
36	燃料取扱設備
37	燃料取扱設備
38	燃料取扱設備
39	燃料取扱設備
40	燃料取扱設備
41	燃料取扱設備
42	燃料取扱設備
43	燃料取扱設備
44	燃料取扱設備
45	燃料取扱設備
46	燃料取扱設備
47	燃料取扱設備
48	燃料取扱設備
49	燃料取扱設備
50	燃料取扱設備
51	燃料取扱設備
52	燃料取扱設備
53	燃料取扱設備
54	燃料取扱設備
55	燃料取扱設備
56	燃料取扱設備
57	燃料取扱設備
58	燃料取扱設備
59	燃料取扱設備
60	燃料取扱設備
61	燃料取扱設備
62	燃料取扱設備
63	燃料取扱設備
64	燃料取扱設備
65	燃料取扱設備
66	燃料取扱設備
67	燃料取扱設備
68	燃料取扱設備
69	燃料取扱設備
70	燃料取扱設備
71	燃料取扱設備
72	燃料取扱設備
73	燃料取扱設備
74	燃料取扱設備
75	燃料取扱設備
76	燃料取扱設備
77	燃料取扱設備
78	燃料取扱設備
79	燃料取扱設備
80	燃料取扱設備
81	燃料取扱設備
82	燃料取扱設備
83	燃料取扱設備
84	燃料取扱設備
85	燃料取扱設備
86	燃料取扱設備
87	燃料取扱設備
88	燃料取扱設備
89	燃料取扱設備
90	燃料取扱設備
91	燃料取扱設備
92	燃料取扱設備
93	燃料取扱設備
94	燃料取扱設備
95	燃料取扱設備
96	燃料取扱設備
97	燃料取扱設備
98	燃料取扱設備
99	燃料取扱設備
100	燃料取扱設備

45-1-1

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	燃料取扱設備	
2	燃料取扱設備	
3	燃料取扱設備	
4	燃料取扱設備	
5	燃料取扱設備	
6	燃料取扱設備	
7	燃料取扱設備	
8	燃料取扱設備	
9	燃料取扱設備	
10	燃料取扱設備	
11	燃料取扱設備	
12	燃料取扱設備	
13	燃料取扱設備	
14	燃料取扱設備	
15	燃料取扱設備	
16	燃料取扱設備	
17	燃料取扱設備	
18	燃料取扱設備	
19	燃料取扱設備	
20	燃料取扱設備	
21	燃料取扱設備	
22	燃料取扱設備	
23	燃料取扱設備	
24	燃料取扱設備	
25	燃料取扱設備	
26	燃料取扱設備	
27	燃料取扱設備	
28	燃料取扱設備	
29	燃料取扱設備	
30	燃料取扱設備	
31	燃料取扱設備	
32	燃料取扱設備	
33	燃料取扱設備	
34	燃料取扱設備	
35	燃料取扱設備	
36	燃料取扱設備	
37	燃料取扱設備	
38	燃料取扱設備	
39	燃料取扱設備	
40	燃料取扱設備	
41	燃料取扱設備	
42	燃料取扱設備	
43	燃料取扱設備	
44	燃料取扱設備	
45	燃料取扱設備	
46	燃料取扱設備	
47	燃料取扱設備	
48	燃料取扱設備	
49	燃料取扱設備	
50	燃料取扱設備	
51	燃料取扱設備	
52	燃料取扱設備	
53	燃料取扱設備	
54	燃料取扱設備	
55	燃料取扱設備	
56	燃料取扱設備	
57	燃料取扱設備	
58	燃料取扱設備	
59	燃料取扱設備	
60	燃料取扱設備	
61	燃料取扱設備	
62	燃料取扱設備	
63	燃料取扱設備	
64	燃料取扱設備	
65	燃料取扱設備	
66	燃料取扱設備	
67	燃料取扱設備	
68	燃料取扱設備	
69	燃料取扱設備	
70	燃料取扱設備	
71	燃料取扱設備	
72	燃料取扱設備	
73	燃料取扱設備	
74	燃料取扱設備	
75	燃料取扱設備	
76	燃料取扱設備	
77	燃料取扱設備	
78	燃料取扱設備	
79	燃料取扱設備	
80	燃料取扱設備	
81	燃料取扱設備	
82	燃料取扱設備	
83	燃料取扱設備	
84	燃料取扱設備	
85	燃料取扱設備	
86	燃料取扱設備	
87	燃料取扱設備	
88	燃料取扱設備	
89	燃料取扱設備	
90	燃料取扱設備	
91	燃料取扱設備	
92	燃料取扱設備	
93	燃料取扱設備	
94	燃料取扱設備	
95	燃料取扱設備	
96	燃料取扱設備	
97	燃料取扱設備	
98	燃料取扱設備	
99	燃料取扱設備	
100	燃料取扱設備	

45-1-3

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	高圧バウンダリ
2	冷却材循環ポンプ
3	冷却材循環ポンプ
4	冷却材循環ポンプ
5	冷却材循環ポンプ
6	冷却材循環ポンプ
7	冷却材循環ポンプ
8	冷却材循環ポンプ
9	冷却材循環ポンプ

45-1-1



泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	冷却材循環ポンプ	相違理由
2	冷却材循環ポンプ	相違理由
3	冷却材循環ポンプ	相違理由
4	冷却材循環ポンプ	相違理由
5	冷却材循環ポンプ	相違理由
6	冷却材循環ポンプ	相違理由
7	冷却材循環ポンプ	相違理由
8	冷却材循環ポンプ	相違理由
9	冷却材循環ポンプ	相違理由

45-1-7

45-1-4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

45-1-1



泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-5

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	大飯発電所3/4号炉
1	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

45-1-1



泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	泊発電所3号炉	
1	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-7

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備



泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	高圧バウンダリ	1	高圧バウンダリ	
2	冷却材循環ポンプ	2	冷却材循環ポンプ	
3	冷却材循環ポンプ	3	冷却材循環ポンプ	
4	冷却材循環ポンプ	4	冷却材循環ポンプ	
5	冷却材循環ポンプ	5	冷却材循環ポンプ	
6	冷却材循環ポンプ	6	冷却材循環ポンプ	
7	冷却材循環ポンプ	7	冷却材循環ポンプ	
8	冷却材循環ポンプ	8	冷却材循環ポンプ	
9	冷却材循環ポンプ	9	冷却材循環ポンプ	

45-1-1

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉	
1	タービン補助給水ポンプ	
2	タービン補助給水ポンプ	
3	タービン補助給水ポンプ	
4	タービン補助給水ポンプ	
5	タービン補助給水ポンプ	
6	タービン補助給水ポンプ	
7	タービン補助給水ポンプ	
8	タービン補助給水ポンプ	
9	タービン補助給水ポンプ	

45-1-11

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	運転中の異常発生時の対応
2	運転中の異常発生時の対応
3	運転中の異常発生時の対応
4	運転中の異常発生時の対応
5	運転中の異常発生時の対応
6	運転中の異常発生時の対応
7	運転中の異常発生時の対応
8	運転中の異常発生時の対応
9	運転中の異常発生時の対応

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	C/D以外の室内-その他 (原子炉建屋)	① [補足説明資料]45-2 配置図
2	対象外(海水を揚水しない)	[補足説明資料]45-4 系統図
3	【S/G2次側による冷却】 現場操作 〈足場確保：架設の踏み台〉 (弁操作：手動ハンドルを設け人力により確実な操作)	② [補足説明資料]45-2 配置図
4	弁 (機能・性能及び備えの確認が可成) (分岐が可成)	③ [補足説明資料]45-3 試験・検査説明資料
5	【S/G2次側による冷却】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	④ [補足説明資料]45-4 系統図
6	【S/G2次側による冷却】 DBと同等系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	⑤ [補足説明資料]45-4 系統図
7	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
8	現場操作 (操作は設置場所での手動ハンドル操作により可成)	⑥ [補足説明資料]45-2 配置図
9	【S/G2次側による冷却】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同等で設計)	⑦ -
10	(共用しない)	-
11	【S/G2次側による冷却(機械回機)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	⑧ -
12	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (手動操作を可能とし、空気作動に対して多様性)	⑨ [補足説明資料]45-2 配置図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	補助給水ピット	2	補助給水ピット	
3	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	4	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	5	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	6	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	7	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	8	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	補助給水ピット	
2	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	2	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	4	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	5	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	6	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	7	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	8	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	9	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
設備名	蒸気発生器	
1	原子炉格納容器 (有効に機能を選択する)	I [補足説明資料]45-2 配管図
2	海水又は淡水 (海水を過水する可能性あり) (機密が漏れない)	II [補足説明資料]45-4 系統図
3	対象外 (操作不要)	-
4	試験・検証 機能・性能及び備えいの確認が可能 (内部の確認が可能-マンホール設置) (非破壊検査が可能)	D [補足説明資料]45-3 試験・検査 説明資料
5	【S/G2次側による冷却】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	B [補足説明資料]45-4 系統図
6	【S/G2次側による冷却】 DBと同等系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A,d [補足説明資料]45-4 系統図
7	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
8	対象外 (操作不要)	-
9	【S/G2次側による冷却】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同等設計)	A -
10	共用しない	-
11	【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	-
12	対象外(ポート無し)	-

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉
1	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	1	タービン補助給水ポンプ駆動用電源
2	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	2	タービン補助給水ポンプ駆動用電源
3	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	3	タービン補助給水ポンプ駆動用電源
4	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	4	タービン補助給水ポンプ駆動用電源
5	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	5	タービン補助給水ポンプ駆動用電源
6	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	6	タービン補助給水ポンプ駆動用電源
7	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	7	タービン補助給水ポンプ駆動用電源
8	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	8	タービン補助給水ポンプ駆動用電源

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	
2	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	
3	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	
4	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	
5	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	
6	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	
7	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	
8	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	
9	タービン補助給水ポンプ駆動用電源	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉										泊発電所3号炉										相違理由		
項目	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	【記載表現の相違】 主蒸気管について、個別記載から系統に含まれる設備としての記載への変更により比較資料なし (女川審査実績の反映による)	
項目	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

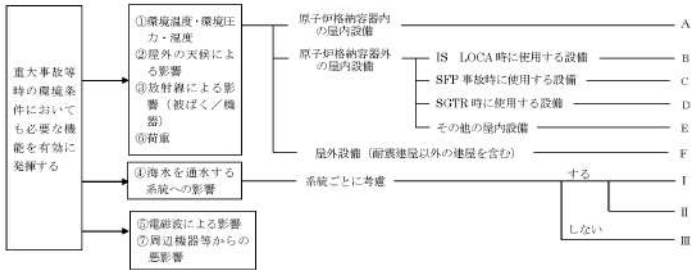
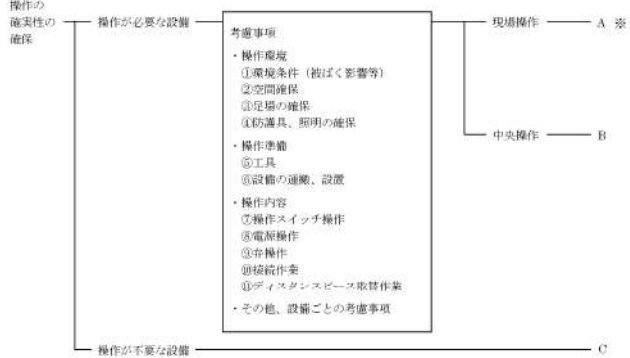
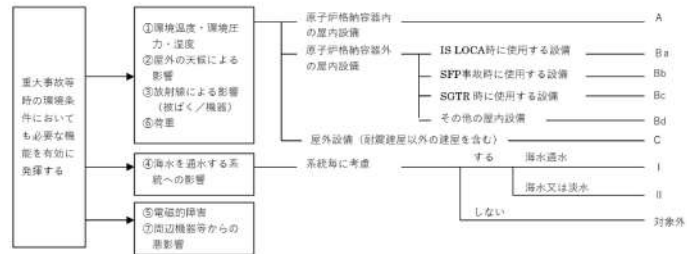

45-1-2

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	電動補助給水ポンプ	相違理由
2	【3/02次間による冷却】 DB設備と同一用途で使用又は代替せず使用 (DB設備と同じ系統構成で使用)	相違理由
3	【3/02次間による冷却】 DB設備と同一用途で使用又は代替せず使用 (DB設備と同じ系統構成で使用)	相違理由
4	【3/02次間による冷却】 DB設備と同一用途で使用又は代替せず使用 (DB設備と同じ系統構成で使用)	相違理由
5	【3/02次間による冷却】 DB設備と同一用途で使用又は代替せず使用 (DB設備と同じ系統構成で使用)	相違理由
6	【3/02次間による冷却】 DB設備と同一用途で使用又は代替せず使用 (DB設備と同じ系統構成で使用)	相違理由
7	【3/02次間による冷却】 DB設備と同一用途で使用又は代替せず使用 (DB設備と同じ系統構成で使用)	相違理由
8	【3/02次間による冷却】 DB設備と同一用途で使用又は代替せず使用 (DB設備と同じ系統構成で使用)	相違理由
9	【3/02次間による冷却】 DB設備と同一用途で使用又は代替せず使用 (DB設備と同じ系統構成で使用)	相違理由

45-1-17

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を通過する系統については、Ⅰ：通常時に海水を通過する系統、Ⅱ：淡水又は海水から選択できる系統、Ⅲ：海水を通過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A①、A②、A③等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A③等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

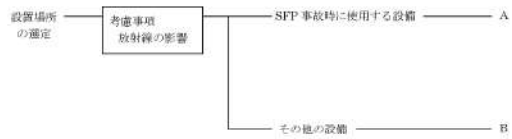
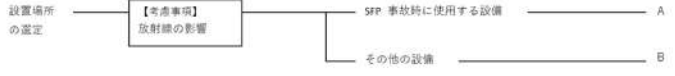

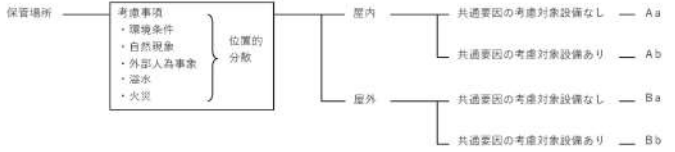
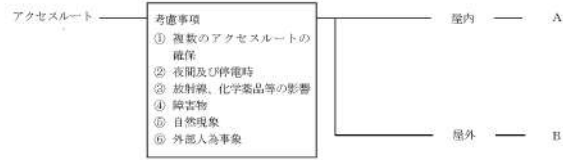

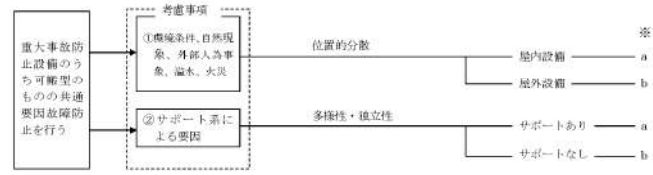
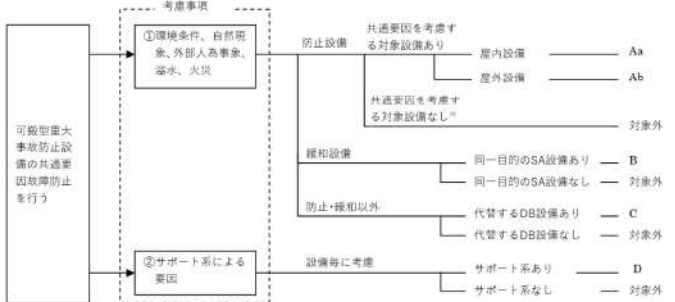
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B ①、②以外 — C</p> <p>予備数量</p> <p>【考慮事項】 ④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか</p> <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b ④、⑤以外 — c</p> <p>予備数量の考え方へ</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B ①、②以外 — C</p> <p>予備数量も含めて設計方針とする。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル</p> <p>コネクタ接続 — A より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C その他の措置 — D 接続なし — E</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル</p> <p>母線供給 — A 通信・計装各設備電源 — D</p> <p>水・空気配管</p> <p>大口径等 — B 小口径等 — C</p> <p>油配管、計装付属配管 — D</p> <p>罐子のボルト・ネジによる接続 — A 専用の接続方法による接続 — D ボルト締フランジ接続による接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C 専用の接続方法による接続 — D</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A 屋内及び屋外 — B その他（空気） — C 接続箇所なし — D</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】 ・環境条件 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A 対象外 — D</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">45-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">45-2 配置図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>凡例</p> <p>：設計基準対象施設</p> <p>：重大事故等対処設備</p> </div>	<p>・設備の相違、配置箇所の相違により、比較対象資料は一致せず。</p> <p>・SA基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし（以降、配置図において相違理由省略）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 220 990 1331" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="443 1334 801 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 詳細みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="913 1337 981 1359" style="text-align: right;">45-2-2</div>	<div data-bbox="1137 284 1859 1257" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1286 1742 1308" style="text-align: center;"> <p>図45-2-1 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード）</p> </div> <div data-bbox="1482 1366 1541 1388" style="text-align: center;">45-2-1</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="206 220 987 1329" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="421 1332 786 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="913 1337 981 1361" style="text-align: right;">45-2-3</div>	<div data-bbox="1144 276 1883 1265" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1284 1742 1308" style="text-align: center;"> 図 4 5 - 2 - 2 配置図（1 次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1480 1364 1547 1388" style="text-align: right;">45-2-2</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 220 990 1329" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="448 1337 810 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 15図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="913 1342 976 1361" style="text-align: right;"> 45-2-4 </div>	<div data-bbox="1120 231 1892 1268" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1276 1276 1736 1316" style="text-align: center;"> <p>図45-2-3 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリードおよび蒸気発生器2次側からの除熱）</p> </div> <div data-bbox="1478 1369 1541 1388" style="text-align: center;"> 45-2-3 </div>	

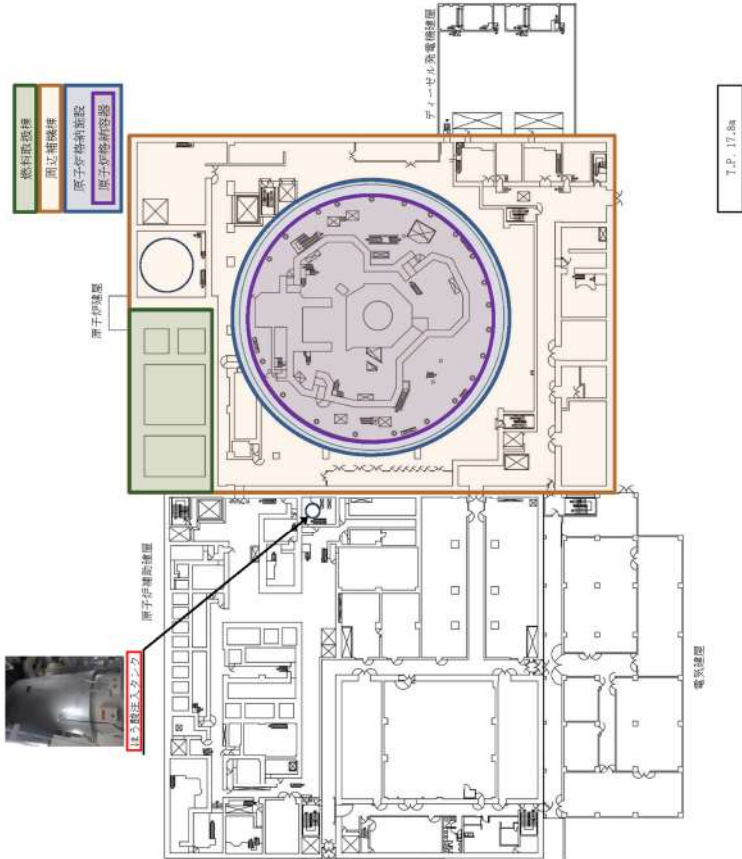
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="201 215 996 1332" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="436 1332 795 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 図面みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません </div> <div data-bbox="907 1332 974 1364" style="text-align: right;">45-2-5</div>	<div data-bbox="1120 239 1904 1133" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1288 1276 1713 1316" style="text-align: center;"> <p>図45-2-4 配置図（蒸気発生器2次側からの除熱）</p> </div> <div data-bbox="1467 1356 1545 1396" style="text-align: center;">45-2-4</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図45-2-5 配置図(1次冷却系のフィードアンドブリード)</p> <p>45-2-5</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="201 215 996 1332" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="436 1332 795 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 図面みの範囲は機器に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="907 1332 974 1364" style="text-align: right;">45-2-7</div>	<div data-bbox="1120 343 1870 1236" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1265 1268 1736 1316" style="text-align: center;"> <p>図45-2-6 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード および蒸気発生器2次側からの除熱）</p> </div> <div data-bbox="1467 1364 1534 1396" style="text-align: center;">45-2-6</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 220 990 1331" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="398 1337 766 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 図面みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。 </div> <div data-bbox="913 1340 981 1362" style="text-align: right;">45-2-6</div>	<div data-bbox="1124 271 1886 1241" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1299 1286 1706 1311" style="text-align: center;"> 図45-2-7 配置図(蒸気発生器2次側からの除熱) </div> <div data-bbox="1478 1366 1541 1388" style="text-align: center;">45-2-7</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 220 992 1331" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="405 1334 768 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 印刷用の範囲は縦書きにすることを公表することができます。 </div> <div data-bbox="913 1337 981 1362" style="text-align: right;">45-2-8</div>	<div data-bbox="1115 300 1832 1216" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1286 1742 1311" style="text-align: center;"> 図45-2-8 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1480 1366 1547 1391" style="text-align: center;">45-2-8</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>45-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由	
機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は形式	検査名	備考 (1)中記述は既設部を指す
C 高気圧蒸気発生器	3,382本 1次側 22次側 マンホール 3層 RC-665 3W-RC-668 3W-RC-667	1.非破壊試験	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.1.側取品検査	高	1次系側交換試験	
		1.2.側取品検査	高		
		2.側取品検査 (スラッジランジック) (ガスケット取替他)	高		
		3.側取品検査 (ガスケット取替他)	高		
		1.非破壊試験	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.1.側取品検査	高	1次系側交換試験	
		1.2.側取品検査	高		
		2.側取品検査 (スラッジランジック) (ガスケット取替他)	高		
		1.1.側取品検査	高		
		1.2.側取品検査	高		
		加圧器			
加圧器安全弁	3層 RC-665 3W-RC-668 3W-RC-667	1.動作・性能試験	高	加圧器安全弁動作試験	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器安全弁分解検査	
加圧器送水弁	3POV-482A	1.動作・性能試験 (運転部含む)	高	加圧器送水弁動作試験	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器送水弁分解検査	
加圧器送水弁電動駆動部	3POV-482B	1.動作・性能試験 (特性品検査)	高	加圧器送水弁動作試験	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器送水弁分解検査	
加圧器送水弁電動駆動部	3POV-482B	1.動作・性能試験 (特性品検査)	高	加圧器送水弁動作試験	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器送水弁分解検査	
加圧器送水弁電動駆動部	3POV-482B	1.動作・性能試験 (特性品検査)	高	加圧器送水弁動作試験	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器送水弁分解検査	

別紙1-15(1)

別紙1-6

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は形式	検査名	備考 (1)中記述は既設部を指す
C 高気圧蒸気発生器	3,382本 1次側 22次側 マンホール 3層 RC-665 3W-RC-668 3W-RC-667	1.非破壊試験	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.1.側取品検査	高	1次系側交換試験	
		1.2.側取品検査	高		
		2.側取品検査 (スラッジランジック) (ガスケット取替他)	高		
		3.側取品検査 (ガスケット取替他)	高		
		1.非破壊試験	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.1.側取品検査	高	1次系側交換試験	
		1.2.側取品検査	高		
		2.側取品検査 (スラッジランジック) (ガスケット取替他)	高		
		1.1.側取品検査	高		
		1.2.側取品検査	高		
		加圧器			
加圧器安全弁	3層 RC-665 3W-RC-668 3W-RC-667	1.動作・性能試験	高	加圧器安全弁動作試験	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器安全弁分解検査	
加圧器送水弁	3POV-482A	1.動作・性能試験 (運転部含む)	高	加圧器送水弁動作試験	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器送水弁分解検査	
加圧器送水弁電動駆動部	3POV-482B	1.動作・性能試験 (特性品検査)	高	加圧器送水弁動作試験	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器送水弁分解検査	
加圧器送水弁電動駆動部	3POV-482B	1.動作・性能試験 (特性品検査)	高	加圧器送水弁動作試験	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器送水弁分解検査	

別紙1-15

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-11</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 229 992 1311" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1326 837 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 285 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1334 1702 1355" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-12</p> <p style="text-align: right;">試原-17</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 233 1003 1313" style="border: 2px solid black; height: 677px; width: 340px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="383 1326 848 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 288 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 323px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：HT3-13</p> <p style="text-align: right;">試原-19</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 215 992 1316" style="border: 2px solid black; height: 690px; width: 337px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="358 1332 824 1361" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1149 284 1877 1308" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1324 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号を付す	
C 蒸気発生器	圧検管 3.382 本	1. 非破壊試験	高	20M	蒸気発生器圧力管材質検査		
	1 次側	1. 開閉点検	高	13M	1 次系蒸気交換器検査		
	2 次側	1. 開閉点検	高	13M			
	マンホール	2. 高圧点検 (カスケード昇降機) 3. 高圧点検 (カスケード昇降機)	高	13M			
	D 蒸気発生器	圧検管 3.382 本	1. 非破壊試験	高	20M	蒸気発生器圧力管材質検査	
		1 次側	1. 開閉点検	高	13M	1 次系蒸気交換器検査	
		2 次側	1. 開閉点検	高	13M		
		マンホール	2. 高圧点検 (カスケード昇降機) 3. 高圧点検 (カスケード昇降機)	高	13M		
	加圧器	加圧器安全弁	1. 開閉点検	高	13M		
			2. 高圧点検 (カスケード昇降機)	高	13M		
3. 高圧点検 (カスケード昇降機)			高	13M			
加圧器送水弁		1. 運転・性能試験	高	1F	加圧器安全弁機能検査		
		2. 漏えい試験	高	B	加圧器安全弁漏えい検査		
		3. 分解点検	高	13M	加圧器安全弁分解検査		
加圧器送水弁		1. 運転・性能試験 (駆動装置含む)	高	1F	加圧器送水弁機能検査		
		2. 漏えい試験	高	1F	加圧器送水弁漏えい検査		
加圧器送水弁		1. 分解点検	高	20M	加圧器送水弁分解検査		
		2. 高圧点検 (特性点検)	高	20M			
加圧器送水弁	1. 運転・性能試験 (駆動装置含む)	高	1F	加圧器送水弁機能検査			
	2. 漏えい試験	高	1F	加圧器送水弁漏えい検査			
加圧器送水弁	1. 分解点検	高	20M	加圧器送水弁分解検査			
	2. 高圧点検 (特性点検)	高	20M				

別紙 1-6

別紙 1-9

比較のため前項より転記

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試-原-30</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="472 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 733px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 288 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 322px;"></div> <div data-bbox="1285 1326 1733 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設</p> <p>検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1014 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号技術)
原子炉冷却材系統設備 [一次冷却材の蓄(式)貯設備] その他機器	原子炉冷却材系統設備[一次冷却材の蓄(式)貯設備] その他機器	1.分解点検後	高		
		2.分解点検後	高		
原子炉冷却材系統設備 [主蒸気・主凝水設備]	主蒸気発生弁	1.機能・性能試験	高	主蒸気発生弁機能検査	
		1.漏えい試験	高	主蒸気発生弁漏えい検査	
		2.分解点検後	高		
		1.漏えい試験	高	主蒸気発生弁漏えい検査	
		2.分解点検後	高		
		1.漏えい試験	高	主蒸気発生弁漏えい検査	
		2.分解点検後	高		
		1.機能・性能試験 (運転中を含む)	高	1F 主蒸気発生弁機能検査	
		1.漏えい試験	高	主蒸気発生弁漏えい検査	
		2.分解点検後	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
主蒸気発生弁	4機	1.分解点検後	高	1F 主蒸気発生弁機能検査	
		2.分解点検後	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
主蒸気発生弁	4機	1.分解点検後	高	1F 主蒸気発生弁機能検査	
		2.分解点検後	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
主蒸気発生弁	4機	1.分解点検後	高	1F 主蒸気発生弁機能検査	
		2.分解点検後	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		

別紙-1 (3/30)

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号技術)
原子炉冷却材系統設備 [一次冷却材の蓄(式)貯設備] その他機器	原子炉冷却材系統設備[一次冷却材の蓄(式)貯設備] その他機器	1.分解点検後	高		
		2.分解点検後	高		
		1.機能・性能試験	高	主蒸気発生弁機能検査	
		1.漏えい試験	高	主蒸気発生弁漏えい検査	
		2.分解点検後	高		
		1.漏えい試験	高	主蒸気発生弁漏えい検査	
		2.分解点検後	高		
		1.機能・性能試験 (運転中を含む)	高	1F 主蒸気発生弁機能検査	
		1.漏えい試験	高	主蒸気発生弁漏えい検査	
		2.分解点検後	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
主蒸気発生弁	4機	1.分解点検後	高	1F 主蒸気発生弁機能検査	
		2.分解点検後	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
主蒸気発生弁	4機	1.分解点検後	高	1F 主蒸気発生弁機能検査	
		2.分解点検後	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		
		1.分解点検後	高		
		2.分解点検後 (特性点検)	高		

別紙1-6

試原-43

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることを相違ない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明する。試験検査が可能なことも相違ない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試原-44</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 194 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1709 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試-原-46</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 194 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1709 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1014 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 375px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 288 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1329 1709 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	
機器又は系統名 [蒸気タービン その他設備]	SA取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	(1)点検(運用又は体制) (2)点検(設備仕様)
		3B取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3C取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3A取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3B取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3C取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3D取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3E取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3F取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3取水ろ過器	高	2次系容器検査	
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する 給水ポンプ及び貯水設備並びに動水機 等設備) 蒸気タービン(蒸気タービンに附属する ポンプ系統)	1.外観点検	高	1F	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査
		1.5分率点検	高	13M~130M	
		2.分率点検	高	13M~130M	
		1.開閉点検	高	13M	
		2.非破壊試験	高	鋼管管端部 射による	
		1.外観点検	高	10Y	
		2.非破壊試験	高	鋼管管端部 射による	
		1.保安装置点検	高	1F	
		2.負荷点検	高	1F	
		1.運転・圧縮試験	高	B	
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する その他の井)	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する その他の井)	1.開閉点検	高	2次系弁検査	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査
		2.分率点検	高	13M~260M	
		3.分率点検	高	36M~260M	
		4.降圧点検 (ブランドバッキン取替)	高	32M~130M	
		1.運転・圧縮試験	高	B	
		2.分率点検	高	32M~182M	
		3.降圧点検 (特性点検)	高	13M~182M	
		1.開閉点検	高	13M	
		2.非破壊試験	高	鋼管管端部 射による	
		1.保安装置点検	高	1F	
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する その他の井)	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する その他の井)	1.開閉点検	高	2次系弁検査	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査
		2.分率点検	高	13M~260M	
		3.分率点検	高	36M~260M	
		4.降圧点検 (ブランドバッキン取替)	高	32M~130M	
		1.運転・圧縮試験	高	B	
		2.分率点検	高	32M~182M	
		3.降圧点検 (特性点検)	高	13M~182M	
		1.開閉点検	高	13M	
		2.非破壊試験	高	鋼管管端部 射による	
		1.保安装置点検	高	1F	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	
機器又は系統名 [蒸気タービン その他設備]	SA取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	(1)点検(運用又は体制) (2)点検(設備仕様)
		3B取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3C取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3A取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3B取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3C取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3D取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3E取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3F取水ろ過器	高	2次系容器検査	
		3取水ろ過器	高	2次系容器検査	
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する 給水ポンプ及び貯水設備並びに動水機 等設備) 蒸気タービン(蒸気タービンに附属する ポンプ系統)	1.外観点検	高	1F	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査
		1.5分率点検	高	13M~130M	
		2.分率点検	高	13M~130M	
		1.開閉点検	高	13M	
		2.非破壊試験	高	鋼管管端部 射による	
		1.外観点検	高	10Y	
		2.非破壊試験	高	鋼管管端部 射による	
		1.保安装置点検	高	1F	
		2.負荷点検	高	1F	
		1.運転・圧縮試験	高	B	
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する その他の井)	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する その他の井)	1.開閉点検	高	2次系弁検査	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査
		2.分率点検	高	13M~260M	
		3.分率点検	高	36M~260M	
		4.降圧点検 (ブランドバッキン取替)	高	32M~130M	
		1.運転・圧縮試験	高	B	
		2.分率点検	高	32M~182M	
		3.降圧点検 (特性点検)	高	13M~182M	
		1.開閉点検	高	13M	
		2.非破壊試験	高	鋼管管端部 射による	
		1.保安装置点検	高	1F	

別紙-1 (17/30)

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名
機器又は系統名 [蒸気タービン その他設備]	SA取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査
		3B取水ろ過器	高	2次系容器検査
		3C取水ろ過器	高	2次系容器検査
		3A取水ろ過器	高	2次系容器検査
		3B取水ろ過器	高	2次系容器検査
		3C取水ろ過器	高	2次系容器検査
		3D取水ろ過器	高	2次系容器検査
		3E取水ろ過器	高	2次系容器検査
		3F取水ろ過器	高	2次系容器検査
		3取水ろ過器	高	2次系容器検査
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する 給水ポンプ及び貯水設備並びに動水機 等設備) 蒸気タービン(蒸気タービンに附属する ポンプ系統)	1.外観点検	高	1F
		1.5分率点検	高	13M~130M
		2.分率点検	高	13M~130M
		1.開閉点検	高	13M
		2.非破壊試験	高	鋼管管端部 射による
		1.外観点検	高	10Y
		2.非破壊試験	高	鋼管管端部 射による
		1.保安装置点検	高	1F
		2.負荷点検	高	1F
		1.運転・圧縮試験	高	B
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する その他の井)	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する その他の井)	1.開閉点検	高	2次系弁検査
		2.分率点検	高	13M~260M
		3.分率点検	高	36M~260M
		4.降圧点検 (ブランドバッキン取替)	高	32M~130M
		1.運転・圧縮試験	高	B
		2.分率点検	高	32M~182M
		3.降圧点検 (特性点検)	高	13M~182M
		1.開閉点検	高	13M
		2.非破壊試験	高	鋼管管端部 射による
		1.保安装置点検	高	1F

別紙-1-30

試原-56

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることを相違ない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違ない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="486 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1160 284 1861 1278" style="border: 2px solid black; height: 623px; width: 313px;"></div> <div data-bbox="1429 1283 1854 1311" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 288 1870 1313" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1422 1321 1870 1345" style="text-align: right; font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉						
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号(注)
	日昇7高圧冷却水関係器	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系高圧蒸気発生器検査	
	グラドランド蒸気発生器	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	65M 130M 65M	2次系蒸気発生器検査	
	給水、蒸気系 補助給水系	1.開断、性能試験 (ポンプ、電機設備等) 1.開断、性能試験 (ポンプ、電機設備等) 2.非破壊試験 (配管、電動機等含む) 3.漏えい試験 (電動機等含む)	電 電 電 電	1F 1F	高気タービン附属設備検査 補助給水系統検査	
	A.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.緊急点検 (ポンプ) 4.緊急点検 (電動機)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査 補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断:3M)
	B.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.緊急点検 (ポンプ) 4.緊急点検 (電動機)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査 補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断:3M)
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.開断、性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ駆動検査	(機動診断:3M)
	A.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.緊急点検 (ストレーナ清掃) 2.分解点検 (タービン) 3.分解点検 (ポンプ)	高 高 高 高	52M 20M B 32M	補助給水系統ポンプ分解検査 2次系ポンプ駆動検査	
		2.分解点検 (タービン)	高	32M	2次系ポンプ分解検査	

泊発電所3号炉						
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号(注)
	日昇7高圧冷却水関係器	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系高圧蒸気発生器検査	
	グラドランド蒸気発生器	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	65M 130M 65M	2次系蒸気発生器検査	
	給水、蒸気系 補助給水系	1.開断、性能試験 (ポンプ、電機設備等) 1.開断、性能試験 (ポンプ、電機設備等) 2.非破壊試験 (配管、電動機等含む) 3.漏えい試験 (電動機等含む)	電 電 電 電	1F 1F	高気タービン附属設備検査 補助給水系統検査	
	A.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.緊急点検 (ポンプ) 4.緊急点検 (電動機)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査 補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断:3M)
	B.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.緊急点検 (ポンプ) 4.緊急点検 (電動機)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査 補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断:3M)
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.開断、性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ駆動検査	(機動診断:3M)
	A.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.緊急点検 (ストレーナ清掃) 2.分解点検 (タービン) 3.分解点検 (ポンプ)	高 高 高 高	52M 20M B 32M	補助給水系統ポンプ分解検査 2次系ポンプ駆動検査	
		2.分解点検 (タービン)	高	32M	2次系ポンプ分解検査	

図12-1-1 図12-10

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号(注)
	日昇7高圧冷却水関係器	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系高圧蒸気発生器検査	
	グラドランド蒸気発生器	1.開断点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	65M 130M 65M	2次系蒸気発生器検査	
	給水、蒸気系 補助給水系	1.開断、性能試験 (ポンプ、電機設備等) 1.開断、性能試験 (ポンプ、電機設備等) 2.非破壊試験 (配管、電動機等含む) 3.漏えい試験 (電動機等含む)	電 電 電 電	1F 1F	高気タービン附属設備検査 補助給水系統検査	
	A.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.緊急点検 (ポンプ) 4.緊急点検 (電動機)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査 補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断:3M)
	B.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.緊急点検 (ポンプ) 4.緊急点検 (電動機)	高 高 高 高	52M 78M 20M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査 補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断:3M)
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.開断、性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ駆動検査	(機動診断:3M)
	A.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.緊急点検 (ストレーナ清掃) 2.分解点検 (タービン) 3.分解点検 (ポンプ)	高 高 高 高	52M 20M B 32M	補助給水系統ポンプ分解検査 2次系ポンプ駆動検査	
		2.分解点検 (タービン)	高	32M	2次系ポンプ分解検査	

図付2-65

図15-59

相違理由

保全計画の相違

- 対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違がない。
- 設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
- 定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（1/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-60</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 191 1008 1364" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="481 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1142 287 1870 1308" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1254 1324 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-16-131</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 285 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1706 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉							
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号(注)	
高圧タービン [蒸気タービンは閉鎖する 蒸気タービン及び汽水設備 並びに炉水循環設備]	日野7高圧蒸気加熱器	1.開閉点検	高	130M	2次系蒸気加熱器検査		
		2.非破壊試験	高	130M			
		3.漏えい試験	高	130M			
		1.開閉点検	高	65M			
		2.非破壊試験	高	130M			
		3.漏えい試験	高	65M			
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F			高圧タービン附属設備検査
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F			補助給水系統検査
		A.電動補助給水ポンプ・電動機	高	52M			補助給水系統ポンプ分解検査 (電動機部:3M)
		B.電動機	高	78M			
日電動補助給水ポンプ・電動機	日電動補助給水ポンプ・電動機	2.分解点検	高	78M	補助給水系統ポンプ分解検査		
		3.非破壊試験 (潤滑油入替他)	高	20M			
		4.非破壊試験 (潤滑油入替他)	高	20M			
		1.分解点検	高	52M			
		2.分解点検	高	78M			
		3.非破壊試験 (潤滑油入替他)	高	20M			
		4.非破壊試験 (潤滑油入替他)	高	20M			
		1.運転・性能試験 (タービン)	電	B			2次系ポンプ検査
		2.分解点検	電	52M			補助給水系統ポンプ分解検査
		3.非破壊試験 (タービン)	高	20M			
タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ検査		
		2.分解点検	電	52M			
		3.非破壊試験 (タービン)	高	20M			
		1.運転・性能試験 (タービン)	電	B			
		2.分解点検	電	52M			
		3.非破壊試験 (タービン)	高	20M			
		1.運転・性能試験 (タービン)	電	B			
		2.分解点検	電	52M			
		3.非破壊試験 (タービン)	高	20M			
		2次系ポンプ分解検査	電	52M			

泊発電所3号炉						相違理由		
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号(注)	相違理由	
高圧タービン [蒸気タービンは閉鎖する 蒸気タービン及び汽水設備 並びに炉水循環設備]	日野7高圧蒸気加熱器	1.開閉点検	高	130M	2次系蒸気加熱器検査		保全計画の相違 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。	
		2.非破壊試験	高	130M				
		3.漏えい試験	高	130M				
		1.開閉点検	高	65M				
		2.非破壊試験	高	130M				
		3.漏えい試験	高	65M				
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F				高圧タービン附属設備検査
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F				補助給水系統検査
		A.電動補助給水ポンプ・電動機	高	52M				補助給水系統ポンプ分解検査 (電動機部:3M)
		B.電動機	高	78M				
日電動補助給水ポンプ・電動機	日電動補助給水ポンプ・電動機	2.分解点検	高	78M	補助給水系統ポンプ分解検査			
		3.非破壊試験 (潤滑油入替他)	高	20M				
		4.非破壊試験 (潤滑油入替他)	高	20M				
		1.分解点検	高	52M				
		2.分解点検	高	78M				
		3.非破壊試験 (潤滑油入替他)	高	20M				
		4.非破壊試験 (潤滑油入替他)	高	20M				
		1.運転・性能試験 (タービン)	電	B			2次系ポンプ検査	
		2.分解点検	電	52M			補助給水系統ポンプ分解検査	
		3.非破壊試験 (タービン)	高	20M				
タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ検査			
		2.分解点検	電	52M				
		3.非破壊試験 (タービン)	高	20M				
		1.運転・性能試験 (タービン)	電	B				
		2.分解点検	電	52M				
		3.非破壊試験 (タービン)	高	20M				
		1.運転・性能試験 (タービン)	電	B				
		2.分解点検	電	52M				
		3.非破壊試験 (タービン)	高	20M				
		2次系ポンプ分解検査	電	52M				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○)中に記載する設備は既設設備
高圧タービン [蒸気タービンは閉鎖する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備]	日算7高圧給水配管設備	1.開閉点検	高	130M	2次系高圧蒸気検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	130M		
		1.開閉点検	高	65M	2次系高圧蒸気検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	65M		
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F	高圧タービン附属設備稼働検査	
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等) 2.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等) 3.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F	補助給水系統高圧検査	
		A.電動補助給水ポンプ・電機設備	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(稼働診断:3M)
		2.分界点検 (電機設備)	高	78M		
3.緊急高圧 (冷却油入管他)	高	20M				
4.緊急高圧 (潤滑油入管他)	高	20M				
1.分界点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(稼働診断:3M)		
2.分界点検 (電機設備)	高	78M				
3.緊急高圧 (冷却油入管他)	高	20M				
4.緊急高圧 (潤滑油入管他)	高	20M				
1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ稼働検査	(稼働診断:3M)		
2.分界点検 (タービン)	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査			
3.緊急高圧 (ストレーナ清掃)	高	20M				
1.運転・性能試験 (タービン)	高	B	2次系ポンプ稼働検査			
2.分界点検 (ポンプ)	高	52M				
3.分界点検 (タービン)	高	52M	2次系ポンプ分解検査			

比較のため前項より転記

図付2-1-142-101

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○)中に記載する設備は既設設備
高圧タービン [蒸気タービンは閉鎖する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備]	日算7高圧給水配管設備	1.開閉点検	高	130M	2次系高圧蒸気検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	130M		
		1.開閉点検	高	65M	2次系高圧蒸気検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	65M		
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F	高圧タービン附属設備稼働検査	
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等) 2.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F	補助給水系統高圧検査	
		A.電動補助給水ポンプ・電機設備	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(稼働診断:3M)
		2.分界点検 (電機設備)	高	78M		
3.緊急高圧 (冷却油入管他)	高	20M				
4.緊急高圧 (潤滑油入管他)	高	20M				
1.分界点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(稼働診断:3M)		
2.分界点検 (電機設備)	高	78M				
3.緊急高圧 (冷却油入管他)	高	20M				
4.緊急高圧 (潤滑油入管他)	高	20M				
1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ稼働検査	(稼働診断:3M)		
2.分界点検 (タービン)	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査			
3.緊急高圧 (ストレーナ清掃)	高	20M				
1.運転・性能試験 (タービン)	高	B	2次系ポンプ稼働検査			
2.分界点検 (ポンプ)	高	52M				
3.分界点検 (タービン)	高	52M	2次系ポンプ分解検査			

図付2-65

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査 (2/2) 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-66</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1012 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 288 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 2</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービンの附属設備 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：O3-13-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービン 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-121</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1012 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1153 288 1863 1230" style="border: 2px solid black; height: 590px; width: 317px;"></div> <div data-bbox="1424 1246 1863 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービンの附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-24</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービン附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-24</p> <p style="text-align: right;">試-原-62</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1279 1342 1727 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1294 1361 1740 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実装数(機種名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は制度	検査名	備考 (○印は適用する設備診断技術)
白濁予備圧縮水取器	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻	1. 取戻点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻	高	130M	2次系高圧取器検査	
			高	100M		
			高	130M		
グラウンド蒸気循環水泵	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻	1. 取戻点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻	高	40M	2次系高圧取器検査	
			高	130M		
			高	65M		
給水・復水系 タービン駆動給水ポンプ駆動装置 タービン駆動給水ポンプ タービン駆動給水ポンプ電動機	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻 4. 1階取点検 5. 1階取点検 6. 1階取点検 7. 1階取点検 8. 1階取点検 9. 1階取点検 10. 1階取点検	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻 4. 1階取点検 5. 1階取点検 6. 1階取点検 7. 1階取点検 8. 1階取点検 9. 1階取点検 10. 1階取点検	高	1F	蒸気タービン駆動装置性能検査	
			高	1F	補助給水系統性能検査	タービン駆動給水ポンプ起動弁 (駆動診断:3M)
			高	52M	タービン駆動給水ポンプ分解除査	
			高	78M		
			高	28M		
			高	26M		
			高	26M		
			高	52M	補助給水系統ポンプ分解除査	(駆動診断:3M)
			高	78M		
			高	26M		
高	26M					
タービン駆動給水ポンプタービン	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻 4. 1階取点検 5. 1階取点検 6. 1階取点検 7. 1階取点検 8. 1階取点検 9. 1階取点検 10. 1階取点検	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻 4. 1階取点検 5. 1階取点検 6. 1階取点検 7. 1階取点検 8. 1階取点検 9. 1階取点検 10. 1階取点検	高	B	2次系ポンプ性能検査	
			高	52M	補助給水系統ポンプ分解除査	(駆動診断:3M)
			高	26M		
タービン駆動給水ポンプタービン	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻 4. 1階取点検 5. 1階取点検 6. 1階取点検 7. 1階取点検 8. 1階取点検 9. 1階取点検 10. 1階取点検	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻 4. 1階取点検 5. 1階取点検 6. 1階取点検 7. 1階取点検 8. 1階取点検 9. 1階取点検 10. 1階取点検	高	B	2次系ポンプ性能検査	
			高	52M	補助給水系統ポンプ分解除査	(駆動診断:3M)
			高	26M		

泊発電所3号炉

別紙-1 (12/30)

機器又は系統名	実装数(機種名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は制度	検査名	備考 (○印は適用する設備診断技術)
タービン駆動給水ポンプタービン	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻 4. 1階取点検 5. 1階取点検 6. 1階取点検 7. 1階取点検 8. 1階取点検 9. 1階取点検 10. 1階取点検	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻 4. 1階取点検 5. 1階取点検 6. 1階取点検 7. 1階取点検 8. 1階取点検 9. 1階取点検 10. 1階取点検	高	1C	タービン駆動給水ポンプ性能検査	
			高	62M	タービン駆動給水ポンプ分解除査	(駆動診断:3M (駆動診断時))
			高	130M		
			高	52M		
			高	130M		
			高	62M		
			高	130M		
			高	62M		
			高	130M		
			高	62M		
タービン駆動給水ポンプタービン	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻 4. 1階取点検 5. 1階取点検 6. 1階取点検 7. 1階取点検 8. 1階取点検 9. 1階取点検 10. 1階取点検	1. 1階取点検 2. 非取器取戻 3. 漏えい取戻 4. 1階取点検 5. 1階取点検 6. 1階取点検 7. 1階取点検 8. 1階取点検 9. 1階取点検 10. 1階取点検	高	1C	タービン駆動給水ポンプ性能検査	
			高	62M	タービン駆動給水ポンプ分解除査	(駆動診断:3M (駆動診断時))
			高	130M		
			高	52M		
			高	130M		
			高	62M		
			高	130M		
			高	62M		
			高	130M		
			高	62M		

別紙1-28

相違理由

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>実施数(機組名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要程度又は頻度</th> <th>検査方式又は頻度</th> <th>検査名</th> <th>備考 (①内は適用する設備の総括番号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">換気タービン (蒸気タービンに付属する 「蒸気タービン」に 「タービン」を 含む)</td> <td rowspan="14">3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3D機水蒸気送風機 3E機水蒸気送風機 3F機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機</td> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>5年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>5年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>5年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">換気タービン (その他設備)</td> <td rowspan="10">蒸気タービン(蒸気タービンに付属する1式) 給水ポンプ及び貯水設備並びに給水配管 その他設備 3台設備(蒸気系統、排気系統、トリプル系統)</td> <td>1.外観点検</td> <td>高</td> <td>13年~15年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.分解点検</td> <td>低</td> <td>13年~15年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td>一部5年以内</td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>10年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td>種別正誤証検査</td> </tr> <tr> <td>1.外観点検</td> <td>高</td> <td>10年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高・低</td> <td>10年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.保安装置点検</td> <td>高</td> <td>1F</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td>一部給水配管駆動検査</td> </tr> <tr> <td>2.負荷点検</td> <td>高</td> <td>1F</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td>種別正誤証検査</td> </tr> <tr> <td>1.機能、性能試験</td> <td>高・低</td> <td>B</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.分解点検</td> <td>高・低</td> <td>B</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">換気タービン (その他設備)</td> <td rowspan="2">蒸気タービン(その他設備) その他の弁</td> <td>1式</td> <td>高</td> <td>13年~20年</td> <td>タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1式</td> <td>高</td> <td>13年~20年</td> <td>タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要程度又は頻度	検査方式又は頻度	検査名	備考 (①内は適用する設備の総括番号)	換気タービン (蒸気タービンに付属する 「蒸気タービン」に 「タービン」を 含む)	3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3D機水蒸気送風機 3E機水蒸気送風機 3F機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機	1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		換気タービン (その他設備)	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する1式) 給水ポンプ及び貯水設備並びに給水配管 その他設備 3台設備(蒸気系統、排気系統、トリプル系統)	1.外観点検	高	13年~15年	蒸気タービン駆動検査		2.分解点検	低	13年~15年	蒸気タービン駆動検査	一部5年以内	1.開閉点検	高	13年	蒸気タービン駆動検査		2.非破壊試験	高	10年	蒸気タービン駆動検査	種別正誤証検査	1.外観点検	高	10年	蒸気タービン駆動検査		2.非破壊試験	高・低	10年	蒸気タービン駆動検査		1.保安装置点検	高	1F	蒸気タービン駆動検査	一部給水配管駆動検査	2.負荷点検	高	1F	蒸気タービン駆動検査	種別正誤証検査	1.機能、性能試験	高・低	B	蒸気タービン駆動検査		2.分解点検	高・低	B	蒸気タービン駆動検査		換気タービン (その他設備)	蒸気タービン(その他設備) その他の弁	1式	高	13年~20年	タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査		1式	高	13年~20年	タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>実施数(機組名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要程度又は頻度</th> <th>検査方式又は頻度</th> <th>検査名</th> <th>備考 (①内は適用する設備の総括番号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">換気タービン (蒸気タービンに付属する 「蒸気タービン」に 「タービン」を 含む)</td> <td rowspan="14">3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3D機水蒸気送風機 3E機水蒸気送風機 3F機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機</td> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>5年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>5年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>5年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>2次系送風機検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">換気タービン (その他設備)</td> <td rowspan="10">蒸気タービン(蒸気タービンに付属する1式) 給水ポンプ及び貯水設備並びに給水配管 その他設備 3台設備(蒸気系統、排気系統、トリプル系統)</td> <td>1.外観点検</td> <td>高</td> <td>13年~15年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.分解点検</td> <td>低</td> <td>13年~15年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td>一部5年以内</td> </tr> <tr> <td>1.開閉点検</td> <td>高</td> <td>13年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高</td> <td>10年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td>種別正誤証検査</td> </tr> <tr> <td>1.外観点検</td> <td>高</td> <td>10年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.非破壊試験</td> <td>高・低</td> <td>10年</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.保安装置点検</td> <td>高</td> <td>1F</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td>一部給水配管駆動検査</td> </tr> <tr> <td>2.負荷点検</td> <td>高</td> <td>1F</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td>種別正誤証検査</td> </tr> <tr> <td>1.機能、性能試験</td> <td>高・低</td> <td>B</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.分解点検</td> <td>高・低</td> <td>B</td> <td>蒸気タービン駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">換気タービン (その他設備)</td> <td rowspan="2">蒸気タービン(その他設備) その他の弁</td> <td>1式</td> <td>高</td> <td>13年~20年</td> <td>タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1式</td> <td>高</td> <td>13年~20年</td> <td>タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要程度又は頻度	検査方式又は頻度	検査名	備考 (①内は適用する設備の総括番号)	換気タービン (蒸気タービンに付属する 「蒸気タービン」に 「タービン」を 含む)	3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3D機水蒸気送風機 3E機水蒸気送風機 3F機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機	1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査		換気タービン (その他設備)	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する1式) 給水ポンプ及び貯水設備並びに給水配管 その他設備 3台設備(蒸気系統、排気系統、トリプル系統)	1.外観点検	高	13年~15年	蒸気タービン駆動検査		2.分解点検	低	13年~15年	蒸気タービン駆動検査	一部5年以内	1.開閉点検	高	13年	蒸気タービン駆動検査		2.非破壊試験	高	10年	蒸気タービン駆動検査	種別正誤証検査	1.外観点検	高	10年	蒸気タービン駆動検査		2.非破壊試験	高・低	10年	蒸気タービン駆動検査		1.保安装置点検	高	1F	蒸気タービン駆動検査	一部給水配管駆動検査	2.負荷点検	高	1F	蒸気タービン駆動検査	種別正誤証検査	1.機能、性能試験	高・低	B	蒸気タービン駆動検査		2.分解点検	高・低	B	蒸気タービン駆動検査		換気タービン (その他設備)	蒸気タービン(その他設備) その他の弁	1式	高	13年~20年	タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査		1式	高	13年~20年	タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査		<p>相違理由</p>
機器又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要程度又は頻度	検査方式又は頻度	検査名	備考 (①内は適用する設備の総括番号)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
換気タービン (蒸気タービンに付属する 「蒸気タービン」に 「タービン」を 含む)	3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3D機水蒸気送風機 3E機水蒸気送風機 3F機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機	1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
換気タービン (その他設備)	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する1式) 給水ポンプ及び貯水設備並びに給水配管 その他設備 3台設備(蒸気系統、排気系統、トリプル系統)	1.外観点検	高	13年~15年	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		2.分解点検	低	13年~15年	蒸気タービン駆動検査	一部5年以内																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1.開閉点検	高	13年	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		2.非破壊試験	高	10年	蒸気タービン駆動検査	種別正誤証検査																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1.外観点検	高	10年	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		2.非破壊試験	高・低	10年	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.保安装置点検	高	1F	蒸気タービン駆動検査	一部給水配管駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		2.負荷点検	高	1F	蒸気タービン駆動検査	種別正誤証検査																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1.機能、性能試験	高・低	B	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		2.分解点検	高・低	B	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
換気タービン (その他設備)	蒸気タービン(その他設備) その他の弁	1式	高	13年~20年	タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1式	高	13年~20年	タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
機器又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要程度又は頻度	検査方式又は頻度	検査名	備考 (①内は適用する設備の総括番号)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
換気タービン (蒸気タービンに付属する 「蒸気タービン」に 「タービン」を 含む)	3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3A機水蒸気送風機 3B機水蒸気送風機 3C機水蒸気送風機 3D機水蒸気送風機 3E機水蒸気送風機 3F機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機 3機水蒸気送風機	1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	5年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.開閉点検	高	13年	2次系送風機検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
換気タービン (その他設備)	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する1式) 給水ポンプ及び貯水設備並びに給水配管 その他設備 3台設備(蒸気系統、排気系統、トリプル系統)	1.外観点検	高	13年~15年	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		2.分解点検	低	13年~15年	蒸気タービン駆動検査	一部5年以内																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1.開閉点検	高	13年	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		2.非破壊試験	高	10年	蒸気タービン駆動検査	種別正誤証検査																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1.外観点検	高	10年	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		2.非破壊試験	高・低	10年	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1.保安装置点検	高	1F	蒸気タービン駆動検査	一部給水配管駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		2.負荷点検	高	1F	蒸気タービン駆動検査	種別正誤証検査																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1.機能、性能試験	高・低	B	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		2.分解点検	高・低	B	蒸気タービン駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
換気タービン (その他設備)	蒸気タービン(その他設備) その他の弁	1式	高	13年~20年	タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1式	高	13年~20年	タービン駆動補助給水ポンプ駆動検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																

別紙1-35

試原-69

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（2/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 268 958 1315" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1321 808 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 277 981 1342" style="border: 2px solid black; height: 667px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1146 282 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	保全の重要度又は程度	保全方式	検査名	備考 (0)中に用いる 設備記号技術)	
原子炉冷却材系統施設 (冷却材系統)	タービンバイパス井	15通	高	1F	タービンバイパス弁駆動装置		
	タービンバイパス弁駆動部		高	20M			
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気/主給水) その他の弁	1分弁高圧機	1.駆動・性能試験 (駆動部負荷)	高	32M		
		2分弁高圧機	1.駆動・性能試験 (特性点検)	高	13M		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気/主給水) その他の弁駆動部	1.駆動・性能試験 (クランプバキヤ駆動)	高・低	20M~200M	2.交系弁検査		
		2分弁高圧機	1.駆動・性能試験	高・低	32M~130M		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気/主給水) その他の弁駆動部	3.駆動高圧機	高・低	20M~182M			
		2分弁高圧機	1.駆動・性能試験 (特性点検)	高・低	13M~104M		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気/主給水) その他の設備	1.分弁高圧機	高	13M~104M			
		2分弁高圧機	低	13M~104M			
原子炉冷却材系統施設 (冷却材系統)	1.冷却・性能試験	高	B*	B*	1.冷却ポンプ駆動装置 非常用炉心冷却系ポンプ分弁検査	B.冷却ポンプ駆動装置駆動電機駆動の分弁 点検に對して実施 (運転診断 3M)	

泊発電所3号炉

別紙-1, 3, 7(3)

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	保全の重要度又は程度	保全方式	検査名	備考 (0)中に用いる 設備記号技術)	
原子炉冷却材系統施設 (冷却材系統)	タービンバイパス井	15通	高	1F	タービンバイパス弁駆動装置		
	タービンバイパス弁駆動部		高	20M			
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気/主給水) その他の弁	1分弁高圧機	1.駆動・性能試験 (駆動部負荷)	高	32M		
		2分弁高圧機	1.駆動・性能試験 (特性点検)	高	13M		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気/主給水) その他の弁駆動部	1.駆動・性能試験 (クランプバキヤ駆動)	高・低	20M~200M	2.交系弁検査		
		2分弁高圧機	1.駆動・性能試験	高・低	32M~130M		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気/主給水) その他の弁駆動部	3.駆動高圧機	高・低	20M~182M			
		2分弁高圧機	1.駆動・性能試験 (特性点検)	高・低	13M~104M		
	原子炉冷却材系統施設(主蒸気/主給水) その他の設備	1.分弁高圧機	高	13M~104M			
		2分弁高圧機	低	13M~104M			
原子炉冷却材系統施設 (冷却材系統)	1.冷却・性能試験	高	B*	B*	1.冷却ポンプ駆動装置 非常用炉心冷却系ポンプ分弁検査	B.冷却ポンプ駆動装置駆動電機駆動の分弁 点検に對して実施 (運転診断 3M)	

別紙1-11

試原-71

相違理由

保全計画の相違

- 対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
- 設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
- 定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は装置名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	安全の重要度	保安方式又は制度	検査名	備考 (0) 中に記載の試験は、試験実施規程に準じて実施する。
日赤熱除去ポンプ電動機	日赤熱除去ポンプ電動機	1. 運転・性能試験	高	B*	1. 赤熱ポンプ駆動装置	日赤熱ポンプは、圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備である。
		2. 分解点検	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分解点検	
		3. 分解点検	高	91M		
		4. 分解点検	高	30M		
		5. 分解点検	高	26M		
		6. 分解点検	高	26M		
		7. 分解点検	高	130M		
		8. 分解点検	高	130M		
		9. 分解点検	高	130M		
		10. 分解点検	高	130M		
		11. 分解点検	高	130M		
		12. 分解点検	高	130M		
A 赤熱除去冷却器	A 赤熱除去冷却器	1. 運転点検	高	130M	1. 赤熱除去冷却器主要部検査	
		2. 運転点検	高	130M	2. 赤熱除去冷却器主要部検査	
		3. 運転点検	高	130M	3. 赤熱除去冷却器主要部検査	
日赤熱除去冷却器	日赤熱除去冷却器	1. 運転点検	高	130M	1. 赤熱除去冷却器主要部検査	
		2. 運転点検	高	130M	2. 赤熱除去冷却器主要部検査	
		3. 運転点検	高	130M	3. 赤熱除去冷却器主要部検査	
		4. 運転点検	高	130M	4. 赤熱除去冷却器主要部検査	
原子炉冷却系経路開閉装置(赤熱除去装置) [1式] その他の弁	原子炉冷却系経路開閉装置(赤熱除去装置) [1式] その他の弁	1. 運転・性能試験	高・低	B	1. 赤熱除去装置	
		2. 分解点検	高	52M~260M	1. 赤熱除去装置	
		3. 分解点検	高	130M	1. 赤熱除去装置	
		4. 分解点検	高	65M~130M	1. 赤熱除去装置	一部65Mあり

機器又は装置名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	安全の重要度	保安方式又は制度	検査名	備考 (0) 中に記載の試験は、試験実施規程に準じて実施する。
日赤熱除去ポンプ電動機	日赤熱除去ポンプ電動機	1. 運転・性能試験	高	B*	1. 赤熱ポンプ駆動装置	日赤熱ポンプは、圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備である。
		2. 分解点検	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分解点検	
		3. 分解点検	高	91M		
		4. 分解点検	高	30M		
		5. 分解点検	高	26M		
		6. 分解点検	高	26M		
		7. 分解点検	高	130M		
		8. 分解点検	高	130M		
		9. 分解点検	高	130M		
		10. 分解点検	高	130M		
		11. 分解点検	高	130M		
		12. 分解点検	高	130M		
A 赤熱除去冷却器	A 赤熱除去冷却器	1. 運転点検	高	130M	1. 赤熱除去冷却器主要部検査	
		2. 運転点検	高	130M	2. 赤熱除去冷却器主要部検査	
		3. 運転点検	高	130M	3. 赤熱除去冷却器主要部検査	
日赤熱除去冷却器	日赤熱除去冷却器	1. 運転点検	高	130M	1. 赤熱除去冷却器主要部検査	
		2. 運転点検	高	130M	2. 赤熱除去冷却器主要部検査	
		3. 運転点検	高	130M	3. 赤熱除去冷却器主要部検査	
		4. 運転点検	高	130M	4. 赤熱除去冷却器主要部検査	
原子炉冷却系経路開閉装置(赤熱除去装置) [1式] その他の弁	原子炉冷却系経路開閉装置(赤熱除去装置) [1式] その他の弁	1. 運転・性能試験	高・低	B	1. 赤熱除去装置	
		2. 分解点検	高	52M~260M	1. 赤熱除去装置	
		3. 分解点検	高	130M	1. 赤熱除去装置	
		4. 分解点検	高	65M~130M	1. 赤熱除去装置	一部65Mあり

比較のため前項より転記

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 計測制御系統施設 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 検査名：1次系ポンプ機能検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-319</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 燃料設備 検査名：1次系ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-83</p>	